

平成30年塩尻市議会3月定例会

産業建設委員会会議録

○日 時 平成30年3月12日(水) 午前10時

○場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第16号 塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例

議案第17号 塩尻市都市公園条例の一部を改正する条例

議案第18号 塩尻市営住宅管理条例の一部を改正する条例

議案第20号 訴えの提起について

議案第21号 損害賠償の額の決定について

議案第22号 市道路線の廃止及び認定について

議案第23号 平成30年度塩尻市一般会計予算中 歳出4款衛生費中1項保健衛生費6目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費、5款労働費(1項労働諸費2目ふれあいプラザ運営費を除く)、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費(4項都市計画費7目交通安全対策費、8目輸送対策費及び5項住宅費1目住宅企画費のうち空き家対策事業を除く)、11款災害復旧費

○出席委員・議員

委員長	金子 勝寿 君	副委員長	中野 重則 君
委員	柴田 博 君	委員	丸山 寿子 君
委員	永井 泰仁 君	委員	篠原 敏宏 君
議長	金田 興一 君		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

省略

○議会事務局職員

議会事務局長	竹村 伸一 君	議会事務局次長	横山 文明 君
庶務係主事	二木 義文 君		

午前 9時56分 開会

○**委員長** おはようございます。定刻より早いですが、全員出席のようですので、ただいまから3月定例会産業建設委員会を開会いたします。

審査に関する発言については、委員、職員とも全てマイクを使用いただきますようお願い申し上げます。

それでは、審査に入る前に理事者から挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○**副市長** おはようございます。大変お忙しいところ、産業建設委員会、開会をいただきましてありがとうございます。新年度予算ほか、御提案を申し上げてございます各議案につきまして、よろしく御審査をいただきますようお願いを申し上げたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

○**委員長** それでは、当委員会に付託された議案は別紙委員会付託案件表のとおりです。

それでは、日程について副委員長から説明いたします。

○**副委員長** 皆様、おはようございます。それでは、日程を申し上げます。今回の委員会は、本日とあすの2日間にわたり審査を行います。また、2日間議案審査をいただいた後、引き続き産業建設委員会協議会を予定しております。その後の視察の予定はありません。

なお、懇親会は定例会最終日の19日に予定されておりますので、よろしくをお願いいたします。以上です。

○**委員長** ありがとうございました。

それでは、審査を行います。なお、発言に際しては議事の円滑な進行のため、委員長の指名を受けた者のみ発言とします。議事進行への御協力をお願いいたします。また、議案の審査案件に関係ない職員の退席を認めます。

それでは、審査のほうに移ります。

議案第16号 塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例

○**委員長** 議案第16号塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○**都市計画課長** 塩尻市手数料条例の一部を改正する条例につきまして、議案関係資料97ページをお開きください。

提案理由でございますが、手数料を見直すことに伴い、必要な改正をするものでございます。手数料につきましては、従来から長野県の手数料に準じて定めておりまして、今回人件費の上昇等の理由から、長野県において手数料の改正が行われることに合わせて、本市でも手数料を改正するものでございます。

概要につきましては、建築基準法に関する事務に係る手数料、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に関する事務に係る手数料、都市の低炭素化の促進に関する法律に関する事務に係る手数料を改めるものでございます。新旧対照表につきましては、後ほど説明申し上げます。

条例の施行等につきましては、平成30年4月1日から施行するものでございます。

では、資料98ページの新旧対照表をごらんください。別表第2は建築基準法に関する事務に係る手数料を規定するもので、下線部分が改正される部分となります。

続きまして、資料102ページ、別表第3をごらんください。こちらにつきましては、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に関する事務に係る手数料でございます。下線部分が改正される部分でございます。

次、資料103ページ、別表第4をお願いいたします。こちらは都市の低炭素化の促進に関する法律に関する事務に係る手数料で、下線部分が改正される部分となります。

これらの金額の算出におきまして、10万円未満は1,000円単位で、10万円以上は1万円単位で切り捨てております。説明は以上でございます。よろしく御審議願います。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員より御質問、御意見ありますか。

○柴田博委員 手数料、見直しているものと見直していないものとあるわけですけど、その区分けはどのようなにされているのでしょうか。

○都市計画課長 全ての項目について人件費等の積算を行っております。それで、1,000円以上上がるもの、あるいは1万円以上上がるものにつきましては今回改正の対象となったと。切り捨てておりますので、そこまで行かないものについては今回対象となっていないということでございますのでお願いいたします。

○委員長 ほかにございますか。

よろしいでしょうか。それでは、自由討議を割愛して討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第16号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第16号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第17号 塩尻市都市公園条例の一部を改正する条例

○委員長 議案第17号塩尻市都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○都市計画課長 塩尻市都市公園条例の一部を改正する条例につきまして、議案関係資料108ページをお開きください。

提案理由でございますが、都市公園法施行令の一部が平成29年6月15日に改正されたことなどに伴い、必要な改正をするものでございます。

概要は、都市公園の敷地面積に対する運動施設の割合の限度を100分の50とするものでございます。この上限につきましては、都市公園法施行令において100分の50を超えてはならないと規定されておりましたが、このたびの改正により100分の50を参酌して、地方公共団体の条例で定める割合を超えてはならないと改正されたものです。

本市が設置している32カ所の都市公園の現状ですが、運動施設の割合が最も高い長者原公園が49.7%、他の公園は30%台が3公園、20%台が2公園、残りの26公園は10%台以下となっております。これらを踏まえまして、本市においては上限を100分の50とするものでございます。新旧対照表については、後ほど説明申し上げます。

条例の施行等につきましては、公布の日から施行するものでございます。

では、資料109ページの新旧対照表をごらんください。第2条の7として運動施設の敷地面積の割合を加えるものでございます。他の下線部分は、都市公園法または都市公園法施行令の改正による条ずれに対応する改正となります。説明は以上です。御審議よろしく申し上げます。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員より御質問、御意見ありますか。

○永井泰仁委員 趣旨はよくわかりますが、この改正によって何か塩尻市がメリットになることは出てきますか。

○都市計画課長 メリットは、特段あるとは考えておりません。

○永井泰仁委員 そうすると、法の範囲内で単に100分の50という上限を定めておくということで、当面はこれによって何かの公園の塩尻市で計画にかかわるもので変わってくるのか、そういうことも一切ないですか。

○都市計画課長 現状と比べてメリットがないという意味で申し上げました。ただ、最近長者原公園について、コミュニティセンターやっております、ほかの公園につきましては特段、何かやるという予定がございません。

ただ、小坂田公園につきましては、まだ可能性があると考えておりますが、小坂田公園につきましても、施設の上限にはまだ余裕がありますので、100分の50でよろしいのではないかとこのように判断しております。

○委員長 ほかに。

○柴田博委員 先ほどの説明で、法律で50%を超えてはいけないとなっていたものを条例で定めるということになったということですね。その場合に今50ということですけど、これは例えば50以上でも定めることができるわけですか。

○都市計画課長 はい。法律上は可能となっております。

○柴田博委員 塩尻市の場合に50%を超えてっていうふうにしらない理由は何かあるわけですか。

○都市計画課長 先ほど説明申し上げましたが、一番高いもので49.7%の長者原公園、これにつきましては、もうコミュニティセンターできましたので、当面手が入らないだろうと。あとの公園につきましては、かなり余裕がありますので、100分の50でよろしいのではないかとこのように判断でございます。

○柴田博委員 運動施設といった場合に、例えば今の長者原公園の場合には、防災コミュニティセンターの屋内のアリーナもあるわけですけど、そういうようなものは入っているわけですか。

○都市計画課長 グラウンドとアリーナ部分は体育施設として含めて、今49.7%という状況でございます。

○柴田博委員 細かいようですけど、アリーナの部分だけ、コミュニティセンターの中の例えば共通の例えばトイレとか、いろいろあるわけですけど、スポーツ施設と認めるのはアリーナの部分だけっていうこと。

○都市計画課長 一応私ども都市公園台帳ということで、それぞれの施設について体育施設だとか休養施設だとかが何平米あるというふうにとまとめております。その現状として、体育施設が今49.7%というものでございます。

○委員長 ほかにございますか。

よろしいでしょうか。ないので、自由討議を割愛して討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第17号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第17号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第18号 塩尻市営住宅管理条例の一部を改正する条例

○委員長 議案第18号を議題といたします。説明を求めます。

○建設課長 続きまして、塩尻市営住宅管理条例の一部を改正する条例をお願いしたいと思います。議案関係資料111ページをお開きください。

提案理由でございますが、公営住宅法の一部が平成29年7月26日改正されたことなどに伴い、必要な改正をするものでございます。

概要でございます。認知症患者等の入居者について、収入申告が困難と認められる場合に、市が官公署における書類の閲覧などにより当該入居者の収入を把握し、家賃を決定することができることとするものなどがございます。条例の新旧対照表につきましては、別記、次のページからお示ししてございます。

条例の施行等でございますが、公布の日から施行するものでございます。

こちらにつきまして若干御説明を申し上げますが、家賃の決定の流れというものでございますが、一般的に申しますと、市営住宅の家賃の決定につきましては、まず収入申告の提出を依頼をいたします。当市におきましては7月に行いまして、収入申告がある場合につきましては収入申告をしていただき、収入の認定に伴いまして家賃の決定をさせていただきます。また、収入申告がない場合の方につきましては報告の請求をまたするんですが、さらに収入申告がない場合につきましては、収入の認定につきましては近傍同種家賃の上段額の適用させていただくという形になっておりまして、収入申告をしていただけない場合につきましては高いような形の設定となってしまうということがございます。今回こういった中で、認知症患者等が収入申告が困難と認められる場合につきましては、市のほうで官公署の書類の閲覧などにより収入把握の上、家賃の決定をさせていただくというものでございます。ただ認知症患者の特定、認知症患者というものにつきましては大変判定等が難しいということを知っております。できるだけ私どももそういったことがございましたら、市の長寿課等連携をとる中で把握し、家賃の適正な決定をしていきたいと思っております。私のほうから以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員より御質問、御意見ありますか。

○永井泰仁委員 法改正の趣旨は、この改正の趣旨はよくわかりますが、条例の。具体的に認知症の患者の書類の閲覧等ということですね、官公署で行うということですが、例えば市の市営住宅だとか、この住宅や何かの場合には、具体的にはどこの課の書類で確認するようになりますか。

○建設課長 現在、認知症等ということでこのような書類の閲覧、または認知症だということでやった事例は現在ございません。今後こういった形が出てきましたら対応していきたいということでございますが、税務課等の収入申告等を閲覧させていただくという形になろうかと考えております。

○永井泰仁委員 そうすると、今のところないってことだが、福祉のほうとは連携をしながら、具体的な収入は税務課の課税なり何なり、その収入でチェックをしていくってことだね。

○建設課長 そのような形になってこうと思っております。この条例につきましては、現在、県、長野、岡谷、

伊那等が今、条例化しているものでございます。松本、上田につきましても3月に上程していくということを聞いてございます。他市の状況を見る中で、今後こういった事例がありましたら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○柴田博委員 新旧対照表は説明しなくていいの。

○建設課長 大変失礼いたしました。新旧対照表につきましてでございますが、112ページ、113ページからつながっております。今回の改正案の先ほど言ひました認知症の収入申告の関係につきましては、113ページの改正案4というところがアンダーライン、追加となっております。あわせまして114ページの3でございますが、追加ということになっております。あと細かい部分につきましては条ずれということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○柴田博委員 先ほどの説明で、まだ適用された例はないということですが、ということは、収入申告は全て提出されているということなんですか。

○建設課長 収入申告をしていただひている部分と、収入申告がされない場合につきましては、先ほど申し上げましたとおり、近傍同種家賃の上限額が適用されているということでございます。以上です。

○柴田博委員 ということは、出さないために今までよりも高くなっている世帯があるということ。

○建設課長 今回の改正の内容の一文は、認知症患者等の入居者の場合ってということで、個人で入居されている場合、なかなか判断が難しいところがございます。ただ、保証人等がついております。保証人等によりまして、そういったことが判明した場合につきましては、適正な家賃徹底、収入に基づきましてやっっていくということでございますので、よろしくお願ひします。

○柴田博委員 現に収入申告はなくて高い家賃に設定されている世帯があるのかどうかという。

○建設課長 補佐のほうより回答いたします。

○総務管理係長 おっしゃるとおり現にですね、収入申告がないがために最高額の家賃を払っていらっしゃる入居者はおります。以上です。

○柴田博委員 そういう方からは、おかしいじゃないか、何で上がるんだっていうような、そういう話はないわけですか。

○総務管理係長 そういった方からはですね、私ども先ほど課長が申し上げましたように、7月ごろに収入申告のお願いをしております。その時点で申告がなかった方にはですね、1月までの間に4回ほど催促をして提出するようにお願いしておりますが、それでもない方が最終的には最高額の家賃という判断をされます。ですので、その方たちについては、こちらから延べ5回通知申し上げておりますが、それでもないという方ですので、そういった方から、御意見等はまだいただいたことはございません。

○柴田博委員 今回改正されて、例えば認知症でそういう書類がもうどうなるか判断できないような方が、出せないよっていうふうに相手のほうからそういう話があれば改めてそういう調査をして、該当するような場合には上げずに済むということになるという、そういうことでいいわけですね。

○総務管理係長 御本人またその近しい人から、そういった御相談があれば、当然こちらで調査を行って認定をすれば適正な家賃になるということでございます。また、ただ認知症患者等、なかなか把握が難しい。御本人もそういった相談をしていいのかどうかという判断すらつかない方もいらっしゃると思ひますので、私ども事務

を預かる者といたしましては、申告がなかった方、それぞれ、できる限り事務的な調査をした上で、こちらからお声がけできるところはしていきたいということは考えております。

○委員長 いいですか。

○篠原敏宏委員 認知症患者等っていう表現になっておりますが、この等っていうのはどういう意味を持っておりますか。

○建設課長 現在対象者として考えているものにつきましては、認知症患者、知的障がい者、精神障がい者というような方が該当になってくると思っております。

○篠原敏宏委員 障害者福祉法等の客観的な要件があってそれを判定するという判断でよろしいでしょうか。

○建設課長 あくまでも、こういった方につきまして収入申告が困難と認められるという形になります。それで、一概に私ども、判断するのではなく、関係課、長寿課、福祉課等も考慮する中で最終的な判断をしたいと思いますと思っております。以上です。

○委員長 ほかによろしいですか。

ないので、自由討議を割愛して討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第18号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第18号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第20号 訴えの提起について

○委員長 議案第20号訴えの提起についてを議題といたします。説明を求めます。

○建設課長 それでは、訴えの提起についてということで、議案関係資料120ページをお開きください。

提案理由でございます。特定公共賃貸住宅の明け渡し等の訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

概要でございますが、相手方、清水賢司氏、贅川にお住まいの方です。

(2) 滞納家賃の額164万5,000円でございます。こちらにつきましては、本年1月末現在の金額になっております。

(3) 訴えの要旨でございます。相手方は特定公共賃貸住宅の家賃を長期にわたり滞納しており、再三にわたる催告にもかかわらず、これを支払わなかったため、特定公共賃貸住宅の明け渡し並びに滞納家賃及び損害金の支払いを求めるものでございます。

訴訟遂行の方針といたしまして、まずアといたしまして、相手方が特定公共賃貸住宅明け渡し当該訴えに関する一切の債務を解消する旨の申し入れをし、かつそれらの履行を見込まれる場合は和解するものとさせていただきます。イ、判決の結果、必要がある場合につきましては、上訴をさせていただくということでございます。

今現在こちらの方、約47カ月分の家賃が滞納となっております。場所につきましては、贅川と御説明させて

いただきましたが、贅川団地A棟にお住まいでございます。

また、関連になります。現在、訴えの提起につきましては、平成26年に1件、平成27年度に6件の計7件の訴えの提起をさせていただいております。現在の状況ですが、退去をしていただいた方につきましては1件でございます。強制執行によるものが5件、現在検討しているもの1件という、計7件でございます。強制執行ということでございますが、もう既にそちらに住んでいなくて、置いておかれたものにつきまして強制的に執行させていただいて明け渡させていただいたという中身でございます。

今回も多額になっておりますが、訴えの提起を起こさせていただきます。裁判のほうを進める形になってこようかと思っております。よろしく御審議いただければと思っております。以上です。

○委員長 それでは、質疑を行います。御質問、御意見ありますか。

○篠原敏宏委員 状況は承知をしているつもりなんです。いつでもこの方向に異議はありません。ちょっと1、2点お願いしたいと思います。この人とは常時連絡をとれて交渉等ができる状態にあるんですか。

○建設課長 常時会えない場合もございますが、前回、先月におきまして、再度、弁護士を通じまして通告させていただいているところでございますが、返事がないということでございます。以上です。

○篠原敏宏委員 これは、時効の関係は法的にどういうことになっておりますでしょうか。

○建設課長 現在、管理につきましては長野県の住宅供給公社より家賃の督促等は行わせていただいておりますので、こちらについては、時効ということのないような形をとっております。以上です。

○柴田博委員 特定公共賃貸住宅の場合には、保証人等はどうかしているわけですか。

○建設課長 保証人、連帯保証人という形で1名をつけていただくような形にはなっております。

○柴田博委員 当然そうならどうなっているかっていうことも説明してください。

○建設課長 今いろいろこういった住宅関係につきましての連帯保証につきましては、いろいろな事例がございます。連帯保証については現在も国のほうにおいても検討している部分でございますが、連帯保証人までお話をしておりますが、なかなか連帯保証人も稼働しないというような状況でございます。それですので、まずは本人からが基本でございますので、そちらのほうで今回訴えの提起をさせていただいて動くものでございます。

○柴田博委員 確認ですけど、連帯保証人の方とも話はしているということですか。

○建設課長 補佐のほうより回答いたします。

○総務管理係長 連帯保証人とも、交渉等につきましては、先ほど課長申し上げましたように、管理代行をお願いしております住宅公社で行っております。連帯保証人は1名となっております。具体的に申し上げますと、実はこの方の親族でございます。収入状況も非常に少ないという中で、なかなか連帯保証人から徴収するというのも非常に困難な状態でございます。以上です。

○委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

ないので、自由討議を割愛して討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第20号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第20号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第21号 損害賠償の額の決定について

○委員長 議案第21号損害賠償額の決定についてを議題といたします。説明を求めます。

○都市計画課長 この案件につきまして補足資料を用意してございます。お配りしてもよろしいでしょうか。

○委員長 これを認めます。

説明をお願いします。

○都市計画課長 それでは、損害賠償の額の決定につきまして、議案関係資料121ページをお開きください。

提案理由でございますが、損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

概要ですが、損害賠償の額は67万162円でございます。既に修繕工事が完了しており、全額について賠償するものでございます。

相手方につきましては、塩尻町の藤井工機、代表者藤井俊英様でございます。

事故発生年月日は平成29年10月23日で、台風21号による被害を受けたものでございます。事故発生場所は塩尻市大字塩尻町でございます。

事故の状況でございますが、小坂田公園内の木が強風により倒れ、相手方が所有する門扉等を破損させてしまったものでございます。

補足資料のほうをごらんください。昨年の11月9日に産業建設委員会協議会において台風21号に伴う被害についてで報告した内容と一部重複しますが、御容赦願います。事故発生場所ですが、小坂田公園のプール跡地南側で、赤の太線が倒木をお示ししておるところでございます。

倒木状況でございますが、写真の左側中段ですが、木が根元から折れ、赤線を挟んだ右側の民地に倒れ込んでおります。

被災状況ですが、写真にありますように、門扉、倉庫、車庫屋根が修繕を要する破損となったものでございます。

事故の発生以降、全国市長会市民総合賠償補償保険と交渉してまいりましたが、このたび交渉がまとまりましたので、損害賠償の額の決定をお願いするものでございます。説明は以上です。よろしく御審議願います。

○委員長 質疑を行います。委員より御質問、御意見ありますか。

○永井泰仁委員 これ、総額で67万162円ということですが、この写真で判断すると、門扉とそれから倉庫と車庫の屋根ですが、これはトータルでこういうことで、個々の補償の額は出ていますか。

○都市計画課長 ただいま手元にはございませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思っております。

○委員長 いいですか、永井委員。

○永井泰仁委員 はい。

○委員長 ほかにございますか。

○篠原敏宏委員 この倒木の種類は、木の種類は何でしょうか。

○都市計画課長 済みません。よくわからないんですが、栗、ドングリの系統でございます。

○篠原敏宏委員 栗とドングリは樹種が違いますので。というのはね、上の2枚と左下で見ると栗の木のように見えて、上の2枚は栗の木じゃない、アカシアみたいな感じがするんですが、どっちにしても状況はよくわかるんですが、今回のこれに限らず今心配しているのは、アカシアの倒木が心配だと。これは何でかっていうと、アカシアが急激にこういうふうに広がり始めておよそね、五、六十年になります。それ以前に比べて爆発的にそこらじゅうでふえていてですね、こういうことが起こりやすく今非常になっていて、とりわけアカシアっていう木が根っこが思ったより小さくて、50年過ぎると、もう必ず中が黒くなって腐って倒れるんですよ。ですから、これ公共施設の周りがある栗の場合は全然状況が違いますので、それで今お聞きしたんですが、ぜひ公共施設の管理という観点では、アカシアの処理、これには目を向けてぜひいただければ。これは要望にさせていただきます。

○委員長 要望をお願いします。ほかに。よろしいですか。

ないので、自由討議を割愛して討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第21号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第21号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第22号 市道路線の廃止及び認定について

○委員長 議案第22号市道路線の廃止および認定についてを議題といたします。説明を求めます。

○建設課長 それでは、議案関係資料の122ページをお開きください。市道路線の廃止及び認定についてでございます。

提案理由。市道路線の廃止及び認定について、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

概要につきましては、2路線を廃止し、新たに22路線を認定するものでございます。(1)1つ目といたしまして、土地区画整理事業に伴うものでございますが、1路線を廃止し、18路線を認定するものでございます。

場所につきましては、126、127ページをごらんください。当事業につきましては、塩尻市塩尻駅北土地区画整理組合により行われている事業用地内でございます。施行地区は大門字桔梗ヶ原と広丘郷原字上原及び桔梗ヶ原でございます。施工面積13.7ヘクタールの区域内でございます。

路線番号3519桔梗ヶ原駅西裏1号線、約482メートルを廃止し、施行地区内に路線番号3552大門桔梗ヶ原1号線から3569大門桔梗ヶ原18号線まで18路線を認定するものでございます。

詳細でございますが、1号線から3号線につきましては車道部7メートル、歩道部2メートルの9メートル道路。3路線の延長としましては、約728メートルでございます。4号線から17号線までは、重要路線6メートル道路、延長は2,219メートルでございます。18号線につきましては4メートル道路で、延長約33メ

ートルでございます。全ての道路において、両側に道路側溝が設けられる形となっております。また、雨水につきましては、地区北側に設置されます調整池での対応となっております。今回、市道部分としましての認定をさせていただきますが、それぞれの道路において使用が可能な状況になりましたら、供用の告知を行い、市道として管理をしております所存でございます。

続きまして、124ページをお開きください。場所につきましては、128ページ、129ページをごらんください。奈良井踏切新設改良に伴い、路線番号9040支線2号線、1路線を廃止し新たに路線番号9061支線2号線を認定するものでございます。奈良井踏切新設改良でございますが、中央本線の奈良井駅と南側権兵衛踏切の間に現在4カ所の作場道があり、遮断機がなく大変危険な状態であり、今回4つの作場道を閉鎖し、新たに2メートルの遮断機付きの歩道を整備するものでございます。それに伴いまして市道の廃止と認定をさせていただきますものでございまして、こちらも区画整理事業と同様、踏切工事部分につきましては工事終了後、供用告知を行い、管理を行ってまいるところでございます。

続きまして、(3) 開発事業に伴うものでございます。124ページのほうを見ていただければと思います。路線番号3570堅石桔梗ヶ原3号線について説明をさせていただきます。位置につきましては、130ページをごらんください。地区は高出5区、場所は緑ヶ丘交差点の北西付近でございます。

詳細でございますが、延長約43メートル、幅員6メートル、転回広場1カ所、北側の部分に自由勾配側溝を設置され、雨水は浸透ます処理でございます。現在、区画数につきましては4区画でございます。

続きまして、路線番号4247、路線名観音堂金塚2号支線でございます。位置でございますが、131ページをごらんください。地区は野村区、場所は広丘駅東口交差点から南東方向の場所になります。

詳細でございます。延長約23メートル、幅員4.3メートル、転回広場1カ所、北側に自由勾配側溝、雨水は浸透ます処理でございます。区画数は3区画で、2戸が建築済みということになってございます。

続きまして、路線番号5410町区十王堂2号線でございます。位置図でございます。132ページをごらんください。地区は町区、場所は塩尻東小学校の南側に位置をしております。

詳細でございますが、延長約54メートル、幅員は6メートル、転回広場1カ所、両側に自由勾配側溝。雨水処理でございますが、図面を見ていただきまして、路線図面のほう、132ページの図面で見いただければと思いますが、路線番号5410という丸で囲われた部分の下に起点マーク、白い丸がございます。そこから塩尻東小学校側にあります市道町区堀ノ内旧国道線にあります水路に放流の同意を得て放流となっております。そこまでの間、約延長41メートルにつきましては、自由勾配側溝を設置し、水路と合わせ幅員2メートルの緑地という形につなげてございます。82平米が緑地としてその部分が整備され、さらに終点側において緑地170平米が1カ所設けられております。区画数は、こちら12区画となっております。

以上が今回市道路線の廃止及び認定をする路線でございます。参考といたしまして、今回提案させていただくことにより、市道路線数は20路線増の2,516路線、総延長距離は2,636メートル増の89万3,830メートルになってございます。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員より御質問、御意見ありますか。

○永井泰仁委員 126、127ページの塩尻駅北土地区画整理内の道路の関係ですが、この3519については、これから3カ年で工事をするというので廃止についてはよくわかりますが、あと認定のほうはこれから区

画整理事業をやるんで、仕上がってから路線認定供用がですね、できる状態になってからでもいいような気がするんですが、これは補助金か何かの申請でどうしても路線番号とか市道認定を先やっておくという、そういう事情でしょうか。考え方について説明してください。

○建設課長 今、御指摘ございましたとおり、補助金等も受け入れる路線もございます。あわせて、今回駅北土地区画整理組合におきまして事業計画でございます。その中におきましても、場所等の関係も組合としての施工もあるということもあり、できるだけ供用開始された場合については速やかに告知をしていきたいということで、今回一度に認定をさせていただき、できたところから供用告知していきたいという中身で認定をさせていただいているものでございます。以上です。

○永井泰仁委員 趣旨はよくわかるが、えらいまだ全然仕上がらないに、市でやる区画整理のところだけどんどんと認定して、違うところは道路ができて確認して、それじゃあ何とかしましょうと、こういうケースなものでね。今まである程度、廃止は工事になっちゃって通れないでよくわかるけど、認定のタイミングっていうのがちょっと早いような気がします。よく確認をして、またこれ供用開始にするにしてもネットワークになっているもんですからね、部分的であまり認められるケースではなくて一括だろうとは思いますが、区画整理のところだけは何か特別扱いで、えらい早いような気がして、ちょっとその辺が、どうなのかなっていう感じですが。しっかりやってください。以上です。

○委員長 要望でよろしいですか。

○永井泰仁委員 はい。

○委員長 ほかにございますか。

○柴田博委員 126ページの廃止する路線ですけれども、これは時期的にはいつごろから廃止するとかいうのは明記されるわけでしょうか。

○建設課長 こちらの廃止につきましては、廃止の告示をさせていただきまして、廃止をしまいたします。今回、議会終了後になります。

○柴田博委員 廃止する路線の終点側のほうに何軒か家のマークみたいのがありますけれども、その辺の方は支障はないわけですか。

○建設課長 今回、区画整理事業に伴いまして事業を行うということでございまして、廃止した後につきましては、区画整理組合のほうでの管理として当分の間、動いていくという状況になっていくと思います。以上です。

○委員長 いいですか。

○篠原敏宏委員 この図面の中で3519が廃止される、これは意味はわかります。今度新しくなった127ページのほうの同じ路線の半分が認定外になっているっていうふうにはこれは見えますが、要は線がついていない。これは事情があるわけでしょうか。あるいは、ここの部分の管理はこれから市の管理ではなくなるという解釈になるのでしょうか。

○建設課長 廃止されましたら、そちらは区画整理事業に伴っての事業用地として動くものとなりますので、区画する整理組合のほうでの管理という形になります。

○篠原敏宏委員 実際に事業が動き始めて後の整理はそれでいいと思うんですが、ここの市道路線として一回3519廃止をして、新たに認定をするのがこの黒い127ページのほうの図面だというふうに理解をしますが、

そうしたときに3519で廃止をして、この路線の真ん中よりちょっと上から、上の何線ですか、までは新たに路線認定になって、これは3556ですか、なっているんですが、空白になってしまう部分がありますよね。この道は、今後の管理、市道ではないという。

○建設課長 今回この13.7ヘクタールにつきましては、区画整理事業ということで造成等が入ってくる関係がございます。最終的には、今ある3519につきましては全て廃止をして面整備をするということになります。今言いました白い部分につきましては、今度宅地化されるということになっているということでございます。

○篠原敏宏委員 わかりました。そうすると道路じゃなくなる。今はこれ、現形は、済みません、私現地を承知していないので申しわけないですが、現況道路ではない、既に。

○建設課長 現況まだ廃止してございませんので、道路になってございます。今回これで認めていただけました廃止という形で作業が入ってくる。

○篠原敏宏委員 そうしたときに区画整理が進んで、事業が完了するまでの間、この道路はどういうことになるわけですか。

○委員長 済みません。ちょっと手順を説明してもらっていいですか、少し。都市計画でもいいし、上條部長でも。

○建設課長 それでは、今回事業を実施するまちづくり課長のほうより説明をしていただきます。

○区画整理係長 それでは、区画整理係長の上條ですけれども、私のほうから説明させていただきたいと思えます。今回の区画整理につきましては、この1月にですね、仮換地のほうを全住民のほうに提示させていただきました。御指摘のとおり、現在道路になっている部分につきましても一部宅地化をする予定で、既に個人の換地が割り振られているという予定になっております。この後の工事の段取りにつきましては、今回の地区内の中ごろに、住宅地等も2、3軒、点在はしておりますが、そちらの道につきましては現状のまま残して整備をしていくという予定で、地区の北側のほうから随時道路、上下水道を整備していくという予定にしております。中の土地、特に農地ですとかそういった箇所につきましては、基本的には宅地造成を始めてまいりますので、立ち入り等はちょっと難しくなるかなという状況になってございます。以上です。

○篠原敏宏委員 何となくわかりました。要はこれから供用開始までの間に工事現場になって、道路としてはあんまり使う見込みがないと、そういうことが判明したので、もうこれは外すということで、道路としては使われないという理解でよろしいでしょうか。

○区画整理係長 はい、そうです。中で墓地ですとか住宅があります。そこまで行く道は区画整理のほうで必ず確保はさせていただきますが、それ以外の農地、宅地につきましては工事箇所になってきますので、安全を第一に考えて、極力中には入らないようにという形で管理はしていきたいと考えております。

○委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

よろしいですかね。ないので、自由討議を割愛して討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第22号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第22号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第23号 平成30年度塩尻市一般会計予算中 歳出4款衛生費中1項保健衛生費6目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費、5款労働費（1項労働諸費2目ふれあいプラザ運営費を除く）、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費（4項都市計画費7目交通安全対策費、8目輸送対策費及び5項住宅費1目住宅企画費のうち空き家対策事業を除く）、11款災害復旧費

○委員長 それでは、議案第23号平成30年度塩尻市一般会計予算中、歳出4款衛生費中1項保健衛生費6目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費、5款労働費（1項労働諸費2目ふれあいプラザ運営費を除く）、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費（4項都市計画費7目交通安全対策費、8目輸送対策費及び5項住宅費1目住宅企画費のうち空き家対策事業を除く）、11款災害復旧費を議題といたします。それでは、説明を求めます。

○下水道課長 それでは、予算書の189ページ、190ページ、予算説明資料につきましては49ページになりますので、お願いをいたします。

4款衛生費1項保健衛生費6目環境保全費の19負担金補助及び交付金のうち190ページの上から3つ目の白丸、合併処理浄化槽設置事業428万2,000円のうち主なものにつきましては、上から2つ目の黒ポツ、合併処理浄化槽設置事業補助金420万円でございますが、この補助金につきましては、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水事業のいわゆる集合処理区域外の生活排水による公共用水域、地下水の水質汚濁防止を図り、衛生的で快適な生活環境をつくるために合併処理浄化槽設置者に対しまして補助を行うものであります。来年度につきましては、5人槽4基を見込んでおります。

続きまして、193ページをお願いをいたします。193ページ、194ページでございますが、4款衛生費1項清掃費1目し尿処理費でございますが、194ページの白丸、し尿処理施設管理費でございます。この予算につきましては、農業集落排水事業、特定環境保全公共下水道事業、合併処理浄化槽の汚泥それからし尿を衛生センターで受け入れ、前処理をした後、公共下水道へ流入させるための費用でございます。この4,165万9,000円のうち主なものにつきまして申し上げます。まず、上から2つ目の黒ポツ、消耗品費379万3,000円でございますが、主なものは薬品代で、活性炭、ポリ硫酸第二鉄液の購入等でございます。それから4つ下の黒ポツ、電力使用料851万7,000円でございますが、衛生センターでの施設の稼働に要する電力使用料でございます。それから2つ下の黒ポツ、営繕修繕料1,002万4,000円でございますが、破砕機、ドラムスクリーン、スクリーンプレス等の修繕を行うものでございます。それから、下から6つ目の黒ポツ、機械設備点検業務委託料254万1,000円でございますが、し渣の袋詰め装置の点検、自動扉の点検を行うものでございます。それから下から2つ目の黒ポツ、衛生センター運転管理業務委託料1,030万8,000円でございますが、衛生センターの機械の運転ほか、管理を行う委託料でございます。私からは以上でございます。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員より質問ありますか。

○柴田博委員 衛生センターに入るものについては、市内のものと市外のものとあると思うんですけど、その割

合というのは今どれぐらいだか、わかったら教えてください。

○委員長 なければ、後ほどでも構いません。

○下水道課長 後ほど御答弁させていただきます。

○委員長 いいですか。

○篠原敏宏委員 合併処理浄化槽の関係で1点お伺いします。公共と特環と農集と、これの区域外は全て合併処理浄化槽っていう方向でよろしいですか。

○下水道課長 区域外につきましては合併処理浄化槽ということでお願いいたします。

○篠原敏宏委員 これ、整備率っていうかですね、対象件数がどのぐらいあって、そのうちこの補助制度によって整備された済んでいるものっていう、そういう比率だとか件数はわかりますか。

○下水道課長 基本的に補助対象で考えておりますのは、今現在のところ37戸ということでお願いをします。

○委員長 ほかにございますか。

○永井泰仁委員 この衛生センターの運転管理の業務委託料ですが、委託先とそれから委託料については見直しのようなことはどのように行っていくか、お伺いします。

○下水道課長 委託先でございますが、日本クリーンアセスというところへ委託をしてございます。

もう1個、委託料の見直しにつきましては3年間の長期継続でございますので、31年度に見直しということになるかと思えます。

○永井泰仁委員 3年間に一度ということですが、これ、電力の使用料や何かを見ると処理量と大体比例してくるというふうに思いますが、最近の電力なり、あるいは投入される汚泥の処理量というのはふえていますか、減っていますか。

○下水道課長 電力、処理量とも横ばいという状況でございます。

○永井泰仁委員 3年に一度の委託料の見直しですが、いろんなやっぱりデータ等もきちっととっておいていただいて、また委託料交渉というかね、業者との額を決めたり、予算化するときにある程度分析をして、その状況に応じてね、惰性とは言いませんけれども、同じような金額じゃなくて、きちっとまた見直してもらいたいと思えます。要望でいいですが。

○委員長 要望でよろしいですか。

○柴田博委員 衛生センターですけど、今、市の職員というのは何人配置されているんでしょうか。

○下水道課長 委託をしておりますので、1人もおりません。

○委員長 ほかによろしいですか。

じゃあ、私から1点、諏訪市等の広域では、下水処理場へ衛生センターの今ね、投入しているものをそのまま直で希釈して投入するような実施をしていますが、当市においてはその辺の研究はどの辺まで行っているのか、お願いします。

○下水道課長 その辺につきましては、今後農集の合併等も検討しておりますので、それも含める中で今後衛生センターのあり方を研究していきたいというふうに考えております。

○委員長 引き続きよろしくをお願いいたします。ほかによろしいですかね。

それでは、次に進みます。5款労働費（1項労働諸費2目ふれあいプラザ運営費を除く）について説明を求め

ます。

○産業政策課長 それでは、予算書の199ページ、200ページをお開きください。あわせて、予算説明資料の24ページをごらんください。5款労働費1項労働諸費1目労政費の主な事業について説明いたします。

最初に、歳出の件費の説明につきましては各課共通で、当該科目ごと、説明欄に一般職の正規職員につきましては職員給与費として、嘱託員につきましては嘱託員報酬として、臨時職員につきましては臨時職員賃金としてそれぞれ計上してございます。原則として各課からの説明は省略いたします。

それでは、上から3つ目の白丸、労働福祉対策事業は、予算額5,376万5,000円でございます。その下の黒ポツ。

○委員長 課長、着座で。長いので。

○産業政策課長 では、失礼ながら着座にて説明いたします。その下の黒ポツ、中小企業退職者共済掛け金補助金360万円は、中小企業者退職金共済等の掛け金を支払いました事業主に対して130事業所600人分の掛け金の一部を補助するものでございます。その下の黒ポツ、勤労者福祉サービスセンター運営補助金800万円は、個人事業所を含めた中小企業勤労者の福利厚生を図る塩尻筑南勤労者福祉サービスセンターへの運営補助金でございます。朝日村、山形村からの負担金235万7,000円を合わせて補助するものでございます。その1つ下の黒ポツ、勤労者住宅建設資金融資利子補給金91万5,000円は、市内に住宅を新築、増改築または住宅用地を購入するため長野県労働金庫から資金の融資を受けた勤労者に対しまして利子補給金を補助するものでございます。この補助金につきましては、本年度実施しました補助金の見直しにおいて、交付実績、他市の状況、労働金庫利用者のみへの補助であることとしまして、廃止という結論を出しました。経過措置分、15件分を計上したものでございます。1つ下の黒ポツ、塩尻地区勤労者福祉協議会補助金125万円は、労働者団体で構成する塩尻地区労働者福祉協議会の事業補助で、労福協フェスティバルや駅前清掃など勤労者福祉活動に取り組む事業へ補助するものでございます。その下の黒ポツ、勤労者福祉資金融資預託金4,000万円は、勤労者等を対象といたしました限度額300万円、返済期間10年以内、資金使途に応じた低利な貸し付けをするための原資をですね、金融機関に預託したものでございます。この預託金は、年度末に返済されるものでございます。

次の白丸、雇用対策事業は、予算額300万2,000円でございます。一番下の黒ポツ、塩尻地区労務対策協議会補助金でございます90万円は、塩尻地区労務対策協議会の補助金で、新規就職者研修会や高校生を対象としました就業意識啓発セミナー等を実施する事業に補助するものでございます。

その下の白丸、技能者褒章事業は、予算額32万円でございます。これは、市技能者褒賞要綱による技能功労者、優秀技能者への記念品代等の諸経費でございます。

次の白丸、若者女性就労支援事業は、予算額1,420万円でございます。一番上の黒ポツ、子育て女性就職支援事業委託料420万円は、就業を目指す子育て中の女性に対してスキルアップ等に必要な各種セミナーやインターンシップを行いまして、就業につなげるための支援を行う事業を塩尻市振興公社へ委託するものでございます。国の地方創生推進交付金2分の1が財源となっております。その下の黒ポツ、テレワーク2.0推進事業委託料700万円は、テレワーカーのスキルアップ講座やOJTの実施により、より高付加価値の仕事を受給できる体制、あわせて質の高いワーカーを数多く登録していく体制を構築する事業を塩尻市振興公社へ委託するものでございます。テレワーク事業の29年度決算見込み額は約5,500万円となりまして、前年度と比較し倍

増する見込みとなっております。こちらの事業も国の地方創生推進交付金2分の1が財源となっております。その下の黒ポツ、若年者就労サポート委託料300万円は、塩尻市在住または塩尻市内の事業所へ就業を希望する若年無業者や非正規労働者を対象に生活や雇用相談、スキルアップ講座や職業訓練等就労トレーニング支援員が実施することで市内における若者の雇用の増加を図ることを目的に特定非営利活動法人ジョイフルへ事業委託するものでございます。

それでは、おめくりいただきまして201ページ、202ページをごらんください。一番上の白丸、高齢者雇用対策事業は、予算額1,373万5,000円でございます。その下の黒ポツ、シルバー人材センター補助金1,365万7,000円は、シルバー人材センターの運営に係る補助金です。補助金のうち178万2,000円は朝日村が負担するものでございます。

次の白丸、UIJターン促進事業は、予算額550万円でございます。その下の黒ポツ、実践型インターンシップ負担金は、大都市圏の学生に対する市内中小企業への就労につながる機会の創出に加え、市内中小企業に学生からの提案による気づきの機会を提供することによりまして、UIJターン創出を図るインターンシップ事業として塩尻地区労務対策協議会へ補助金を交付するものでございます。こちらも国の地方創生推進交付金2分の1が財源となっております。その下の黒丸、プロフェッショナル人材就業促進事業補助金100万円は、都市部からの人材還流を促進し、中小企業の人手不足を解消するため、長野県プロフェッショナル人材戦略拠点、県の設置している拠点でございますが、そこを活用した人材マッチングの支援を行い、受け入れに必要な民間人材ビジネス事業者へ支払う手数料の一部を補助するものでございます。

5款労働費の説明は、以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員より。

○丸山寿子委員 200ページの一番下の若者女性就労支援事業ですが、黒ポツ3つあります。一番上は女性のこと、一番下が若者就労ということですが、テレワークに関するこの事業については、対象は女性も若者も両方なのか、ちょっとその辺教えてください。

○産業政策課長 このテレワークの2.0の事業につきましては、女性も若者も、テレワーカーは、男性も登録している方もいらっしゃいます。

○丸山寿子委員 その若者については、例えば若者サポステのようなところではなくて、誰でも該当するわけです。

○産業政策課長 はい、誰でも該当をしております。

○丸山寿子委員 それからテレワークの内容っていうかですけど、在宅でやる場合とか、それからモバイルワークっていうのと、それから施設利用のテレワークとあるというらしいんですが、当市の場合はどれに該当するんでしょうか。

○産業政策課長 当市の場合はですね、3番目の施設利用に該当をいたします。こちら、いわゆる発注の企業が、かなり秘匿性の高い仕事を持ち込んでおまして、やはり在宅とか、そういうところでやりますと、情報漏れてしまう、そんなようなリスクもございまして、施設利用を選択しております。

○丸山寿子委員 それからOJTを実施するとありますけど、その内容についてももう少し詳しく教えていただけないでしょうか。

○産業政策課長 OJTの内容ですけれども、テレワークのですね、業務主任という専門の職員がいて、その人がですね、いわゆるテレワークの仕事をこういうふうにやるというような形で、オン・ザ・ジョブ・トレーニングですので、仕事のやり方を見ながらしていく形で人件費を計上しておりますし、あとですね、テレワーカーの育成プログラムとしましてビジネスの基礎、パソコンの基礎、あとですね、コーチング、Web制作等、いろいろなですね、セミナーを開催して、テレワーカーを育てていくと、そういうような形で実施をしております。

○委員長 ほかにございますか。

○柴田博委員 202ページのプロフェッショナル人材就業促進事業補助金ですけれども、説明書を見ると今年度より50万円少なくなっているんですけど、その主な理由は何でしょうか。

○産業政策課長 実は現在、補助なんですけれども、一社当たり50万円補助をしております。50万円の3件ということで、補助金を計上してございましたけれども、補助金、見直しをしまして、今回予算の積算は25万円の4件、そういう形で見直しをしております。この補助金でございますけれども、これ、他市にはない、いわゆる県の事業と連携をした上乘せの補助でございます、補助あること自体そのものが、この優位性といいますか、補助金のメリットになっております。

○委員長 ちなみにこれ、実績でどういう会社とかは出せますか。

資料でも構いませんので、後ほど構いません。

○産業政策課長 口頭でいいですか。今、申し上げます。実績でございますけれども、29年度は3社ございます。28年度は2社ございます。会社名も。

○委員長 差し支えなければ。

○産業政策課長 29年度が、小松電気設備さん、サイバックコーポレーションさん、しおじり街元気カンパニー。28年度がですね、2社でございます、龍門堂さんと小松電気設備さんになっております。以上です。

○委員長 ありがとうございます。ほかにございますか。

○永井泰仁委員 200ページの技能褒章事業であります、私はこの前の議会のときに、優良企業は社長が表彰されるけれども、実質その下で支えている下請けの社長だとか現場の代人も表彰をしたらどうかというときにですね、技能褒章者の該当者として表彰をしていくということでしたが、表彰の該当の職種やなんかは要綱で変更をしているか、どんなふうになっていますか。表彰の対象とする職種。要綱に何になんて多分決めてあると思いますが。

○産業政策課長 ちょっと申しわけございません。今手元に要綱がございませんので、後ほど答弁をさせていただきます。

○永井泰仁委員 要綱ですから、この前の議会答弁ではそういう形でしたので、ぜひ例えば現場の代人が測量のほうで拾うとか、あるいは下請けの社長が配管工とか、いろんな職種で技能褒章の中でやっていかないと、私は優良企業の表彰の中で、大町市や何かも既にやっているものですから、そういう提案をしたら技能褒章の対象として考えていくという答弁でしたんでね。これからですから、もしそういうことでしたら要綱もぴしゃっとそういう形に職種が該当するように直してもらって、きちっとやるように対応してもらいたいと思います。

○産業政策課長 今、御指摘いただきましたとおりですね、ちょっと要綱のほうも見ながらですね、やはり現場で頑張っている人が褒章を受けられるような、そんな検討もしてまいりたいと考えております。

○委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

○篠原敏宏委員 予算書が202ページ、説明資料24ページのUIJターンの支出先をもう一度お願いします。

○産業政策課長 申し上げます。29年度の実績が3社ございまして、小松電気設備、サイベックコーポレーション、しおじり街元気カンパニーでございます。28年度が2社ございまして、龍門堂と小松電気設備でございます。

○委員長 篠原委員、よろしいですか。ほかにございますか。

いかがですか。よろしいですか。じゃあ、私から1点。200ページのさっき丸山委員からいろいろ質問があったテレワークなりの。これ実績、振興公社の報告書とかでもあって、金額ベースで3年分、ちょっと数字だけいただけますかね。

○産業政策課長 承知いたしました。3年分、数字がございませぬので、用意しまして配付いたします。

○委員長 また後ほど、お願いします。

○篠原敏宏委員 創業支援と起業家支援と使い分け、言葉としてされていますが、この使い分けは、起業と創業ってというのはどういうふう言葉。事業としての中身で分かれています。

○産業政策課長 厳密に創業と起業をこうだというふうに区別はしてございませぬ。新しいビジネスを起こすのも起業でありますし、創業って言えば創業でございます。ただ、物事の言い方では、国のほうで例えば創業の支援の計画がありまして、そういったものを使いながらやる場合は創業で、また後ほど商工費の中でも説明いたしますけれども、起業家育成というプログラムがございまして、そういったものは起業というような形で使い分けております。以上です。

○委員長 ほかによろしいですか。

○下水道課長 先ほど柴田委員よりの御質問で、衛生センターにおける市内と市外の受け入れ状況という御質問でございましたが、それについてお答えさせていただきます。平成28年度でございますけれども、全体として6,637.8トン受け入れてございます。そのうち市といたしまして6,500トン、98%。朝日村でございます、市外。これにつきましては137.7トンの2%という状況でございます。また、これ以前のものにつきましても、年により若干の変動はございますけれども、大きな変動はございませぬ。以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

○都市計画課長 それでは、先ほどの永井委員さんの損害賠償の額の内訳についてお答えさせていただきます。個別にそれぞれ見積もりをしたのではないので御了承いただきたいと思っておりますけれども、門扉の材料費が17万円、倉庫と車庫の屋根の合わせた材料費が7万円、撤去、加工、取り付け作業につきましては21万円。諸経費、消費税等で22万円で67万円という数字になりますのでお願いいたします。

○永井泰仁委員 ちょっと値がいいような気がするけれども、双方これで話がまとまったってことですので、今度はできるだけ細かにね。これ、なぜ言うかっていうと、タキロンやこういう木の枠だとか、これだったって簡易型のもので、そんなにうんと鉄骨のところへやったもんでもないもんで。ちょっと67万円ぐらい出ていましたか。あれですから、今度はできるだけ細かい内容もチェックしてやってほしいと思います。要望でいいです。

○委員長 それでは、ここで10分間休憩をいたします。

午前11時14分 休憩

○委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。

次に、6款農林水産業費を議題といたします。説明を求めます。

○農業委員会事務局長 それでは、予算書203、204ページ、6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費をお願いいたします。この経費は、農業委員会の活動等に係る経費であります。

2つ目の白丸、農業委員活動費1,554万9,000円につきましては、農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動等に係る経費であります。1つ目の黒ポツ、農業委員報酬1,383万8,000円につきましては、農業委員及び農地利用最適化推進委員26名の報酬等であります。8つ目の黒ポツ以下の負担金につきましては、各種団体等への活動に対する負担金で、合計で105万2,000円であります。

3つ目の白丸、農業者年金事務諸経費35万4,000円につきましては、農業者年金等の事務等にかかわる経費であります。金額につきましては少額ですので、説明のほうは省略させていただきます。

続きまして、4つ目の白丸、農業委員会事務局諸経費237万7,000円につきましては、農業委員会事務局の経費等であります。8つ目の黒ポツ、農地地図情報検索システム業務委託107万円につきましては、農業委員会事務局の窓口等で使用しております農地基本台帳及び農地地図情報等のシステム管理にかかわる委託料であります。私からは以上であります。

○農政課長 それでは、予算書の205ページ、206ページをお開きください。

○委員長 花岡課長、着座で、長いので。

○農政課長 お言葉に甘えて、着座にて説明させていただきます。6款農林水産業費1項農業費2目農業総務費、上から2つ目の白丸、農業総務事務費474万4,000円でございます。説明欄一番上の黒丸、農業振興協議会委員報酬11人分14万8,000円につきましては、農振地域整備計画の管理や認定農業者の認定、また農業施策の審議を行っております市の農業振興協議会の委員11人分の報酬でございます。平成30年度は、年3回の開催から1回ふやしまして、年4回の協議会の開催を予定しております。下から5つ目の黒丸、農業振興地域整備計画作成委託料317万7,000円につきましては、平成32年度の農業振興地域整備計画の総合見直しに向けまして、平成30年度に法律で定められた農家アンケートなどの基礎調査を実施することに伴う調査委託料でございます。

続きまして、3目農業振興費でございます。一番上の白丸、嘱託員報酬295万8,000円。こちらにつきましては、山地保全支援員の嘱託員報酬1名分となっております。

次の白丸、園芸産地基盤強化等促進事業1,286万9,000円でございます。一番上の黒丸、野菜価格安定事業補助金900万円。こちらの事業につきましては、野菜生産出荷安定法に基づきまして野菜価格の低落時に生産者への補給金として交付される野菜価格安定制度の基金造成に係る農家負担軽減のための定額補助でございます。下から3つ目の黒丸、農地地力向上対策事業補助金168万2,000円でございます。こちらの事業につきましては、レタス根腐れ病の総合的対策と風食防止のための緑肥種子購入費に対する補助で、補助率3分の1以内となっております。一番下の黒丸、環境保全型農業直接支払事業補助金148万7,000円でございます。こちらの事業につきましては、減農薬減化学肥料による農業生産者に10アール当たり8,000円を国

県市で、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1ずつ負担しまして助成するものでございます。

続きまして、予算書207ページ、208ページをお開きください。一番上の白丸、畜産振興事業185万9,000円でございます。この事業につきましては、高ボッチ牧場の維持管理費が主なものとなっております。一番下の黒丸、家畜損害防止対策事業推進協議会負担金90万円。こちらにつきましては、長野県農業共済に加入する家畜の診療、使用指導、また損害防止を行う家畜診療所及び家畜伝染病及び疾病予防事業を行う家畜損害防止対策協議会への市の負担金となっております。

続いて、森林課長から御説明申し上げます。

○**森林課長** 続きまして次の白丸、有害鳥獣駆除対策事業1,314万3,000円につきましては、野生鳥獣による被害防止対策に要する費用でございまして、2つ目の黒ボツ、臨時職員賃金278万7,000円ですけれども、鳥獣対策パトロール員3人とカラスおりの管理員1人の臨時職員賃金であります。次に、下から5つ目の黒ボツ、有害鳥獣駆除対策協議会負担金478万2,000円でございます。野生鳥獣の駆除活動を行っております協議会への負担金でありまして、協議会では有害鳥獣の駆除活動や猿追い払い事業を実施しているものでございます。過去3年の捕獲駆除の実績について申し上げますと、熊、猪、ニホンジカなどの大型獣の合計の捕獲数でございますが、26年度が328頭、27年度607頭、28年度341頭でありまして、今年度ですと2月末現在で354頭となっております。27年度が突出しているわけですが、この年は特にニホンジカとニホンザルが多く出没しまして、その2種の鳥獣で例年よりも200頭以上多く捕獲しております。1つ飛ばしまして、有害鳥獣防除対策事業補助金180万円でございます。こちらについては、農作物被害防止のための電気牧柵等の設置補助金でございます。以上です。

○**農政課長** 続きまして、下から2つ目の白丸、ぶどうの郷づくり等推進事業1億2,331万7,000円でございます。一番上の黒丸、果樹園整備促進事業補助金1,866万3,000円。こちらの事業につきましては、果樹産地として生産振興を図るために果樹棚の整備、また苗木導入などに対して補助するものでございます。大きく分けまして3つの事業がございまして、まず1つ目といたしまして、果樹棚整備事業補助金、こちらにつきましては、果樹棚の新設更新に要する経費補助となっております。補助率につきましては、ブドウ棚で新設の場合3分の2、更新の場合2分の1、その他果樹の果樹棚の場合、新設で3分の1、更新で4分の1、また補助上限は個人農業者が150万円、また農業者団体が50万円という形になっております。2つ目の事業でございますが、優良果樹苗木導入事業補助金でございます。こちらは、ワイナリーやJAなどがその組織農業者への指導を目的に苗木購入に要する経費の補助を行うもので、補助率は2分の1以内、補助上限一律50万円となっております。最後に3つ目の事業でございますが、ぶどう雨よけ設備導入事業補助でございまして、補助率3分の1、上限、個人農業者が100万円、また農業者団体が50万円という内容になっております。2つ目の黒丸、果樹共済加入推進事業補助金465万4,000円でございます。こちらの事業は、果樹共済加入掛け金の2分の1を補助するものでございます。優良果樹苗木導入事業の補助要件にも、この果樹共済の加入が要件化されております。ちなみに、平成28年度の加入率は40.8%でございました。一番下の黒丸、食料産業6次産業化交付金1億円でございます。こちらにつきましては、株式会社レゾンの新会社D o m a i n e K O S E Iによりまして片丘へのワイナリー建設事業補助金、10分の10の国事業でございます。補助率は2分の1以内となっております、上限が1億円となっております。なお、着工につきましては、平成30年の8月以降、竣工につき

ましては平成31年の3月、また醸造免許の取得につきましては平成31年の9月以降を予定しておりまして、総事業費が2億円を超えているため、上限1億円の計上としているものでございます。

次に、一番下の白丸、中山間地域等直接支払事業2, 878万8, 000円でございます。こちらの事業は、耕作条件の悪い急傾斜地におきまして地域ぐるみで農地の保全を行う活動に対する国の支援制度でございます。主なものといたしましては、予算書の209ページ、210ページをお開きください。下から2つ目の黒丸で、中山間地域等直接支払交付金2, 846万1, 000円でございます。この事業は5年間以上継続する耕作放棄地の防止ですとか、水路、道路の管理ですとか、機能保全活動などの生産活動に対しまして協定に基づく活動内容に応じて集落単位に交付するもので、国県市がそれぞれ3分の1ずつ負担するものでございます。平成30年度は協定集落19集落、協定面積は152.1ヘクタールの予定となっております。交付単価につきましては、急傾斜地20分の1、2.8度以上で10アール当たり2万1, 000円、また緩傾斜100分の1、1度以上でございますが、こちらにつきましては10アール当たり8, 000円となっております。

次の白丸、農作物自給率向上事業1, 111万1, 000円でございます。こちらの事業につきましては、農家の経営安定と農作物の安定供給による自給率向上を目指しまして29年度に見直された米の需給調整や経営所得安定対策を実施するとともに、荒廃農地の拡大防止と荒廃農地の解消活用を図る事業でございます。下から2つ目の黒丸、経営所得安定対策直接支払推進事業補助金732万8, 000円でございます。こちらにつきましては、市内7地区の推進活動費、また営農計画確認作業経費といたしまして国から市を經由して塩尻市農業再生協議会へ支出されるものでございます。一番下の黒丸、畑作物作付補助金161万8, 000円。こちらの事業につきましては、平成27年度の国の制度改正によりまして支給対象者が認定農業者に限定されたため、市独自支援策として国補助額の9割相当額を補助するもので、麦、大豆、そば、菜種の収量に応じ補助するものでございます。

次の白丸、農業経営体育成支援事業2, 632万7, 000円でございます。こちらの事業につきましては、人・農地プランをもとに新規就農者を支援するとともに地域の核となる農業者に農地を集積するものでございます。また、市の農産物加工所など関係施設の維持管理を行うものでございます。下から5つ目の黒丸、共同利用機械導入事業補助金327万3, 000円でございますが、こちらにつきましては、共同利用機械施設等の導入を契機といたしまして組織的な活動、法人化を支援するもので、対象は認定農業者5戸以上の農業者団体または農業生産法人となっており、補助率は2分の1以内、上限は200万円となっております。平成30年度は要望聴取がすでに済んでおりまして、3件の要望に基づき計上したものでございます。下から4つ目の黒丸、新規就農者機械導入事業補助金498万2, 000円でございます。こちらの事業につきましては、新規就農者が経営に必要な機械器具等の購入に要する経費を補助するもので、対象は65歳以下の認定新規就農者となっております。補助率は2分の1以内、上限は100万円、また後継者定年帰農者の場合につきましては上限が50万円でございます。こちらも要望調査がすでに終わっておりまして、平成30年度は6件の予定となっております。続きまして、下から2つ目の黒丸、農業次世代人材投資事業補助金でございます。こちらは旧青年就農給付金と呼ばれていたものでございまして、1, 425万円の計上額でございます。内容につきましては、原則45歳未満の就農希望者または新規就農者が対象になっておりまして、上限は年150万円、最長は7年間の受給が可能な国制度となっております。平成30年度につきましては9.5人分の予定となっております。

続きまして、予算書の211ページ、212ページをお開きください。一番上の白丸、農業再生推進事業75万8,000円でございます。こちらの事業は、農業諸課題解決を図るための農業再生プロジェクトに係る事業費となっております。上から3つ目の黒丸、ワイン銘醸地振興事業委託料388万3,000円でございますが、こちらにつきましては、本市におけるワイン産業を支える人材の確保と育成を図るために塩尻ワイン大学の企画運営やワイナリー起業等の相談対応などを行うほか、ブドウとワインの品質や成分を調査分析しまして、塩尻産ワインのさらなる品質向上を図るための委託料でございます。下から3つ目の黒丸、農業再生ネットワーク会議負担金325万円でございます。こちらにつきましては、平成26年度に開校いたしました塩尻ワイン大学の2期目の開校に当たりまして、運営費として農業再生ネットワーク会議への負担金を計上したものでございます。なお、2期につきましては、1期4年間でございましたが、2期は3年間のカリキュラムとする予定となっております。1年目は栽培をテーマに、2年目は醸造、3年目は起業と経営をテーマにカリキュラム編成を行う予定でございます。募集につきましては、この議会終了後、行う予定としておりまして、20名の枠で募集をかける予定としております。また、平成30年度からは、新たな新規事業といたしましてワインの本場フランスへの個人中小ワイナリーの海外研修機会を積極的に支援する事業を創設いたします。取り組みといたしましては3つございまして、1つ目といたしまして現地調査、2つ目といたしまして留学支援、3つ目といたしましてフランスからの講師の招聘、合わせて250万円の予算で計画中でございます。現在情報収集に当たりながら事業実施に向けて準備しているところでございます。できれば6月までに1名を選定いたしまして、この秋までには渡航できるよう準備する考えでございます。

続きまして、上から2つ目の白丸、農業公社運営補助金2,400万円でございます。こちらにつきましては、一般社団法人塩尻市農業公社への運営補助金でございます。大きな事業といたしまして2つに分類できるわけでございますが、1つ目といたしまして、直接的な事業といたしまして、公社みずから行う事業でございますが、耕作放棄地の解消、また遊休農地の有効活用を目指す耕作放棄地解消事業、また2つ目として、大豆等を用いた6次産業化の推進を目指す農産物加工販売事業などを行っているところでございます。また、2つ目の事業といたしまして、支援的な事業でございます。こちらにつきましては、ねこの手クラブによる営農支援ですとか、農家からの依頼に基づく機械作業等の農作業支援事業でございます。

続きまして、上から3つ目の白丸、農作物流通促進事業379万6,000円でございます。こちらの黒丸、流通コーディネーター事業補助金379万6,000円でございますが、農家が支える農業から市民が支える農業への転換をコンセプトといたします農業再生プロジェクトの取り組みの柱の1つであります地消地産を推進するために地元農作物の独自流通網を構築するほか、少量多品目生産を奨励いたしまして中小規模農家の営農継続と所得確保を図るものでございます。今、地消地産と申し上げましたけれども、通常ですと地産地消というのが一般的でございますが、ニュアンスが若干異なっております。地産地消の場合は、生産が起点のプロダクトアウト型であるのに対しまして、地消地産につきましては、消費が起点となるマーケットイン型となります。これによりまして販売の確実性また安定性、継続性を追求する産地を形成したいという考えでございます。取り組みの第一段階といたしまして、平成24年度から農作物供給コーディネーターを1名、26年度から2名体制で塩尻市農業公社に配置をいたしまして学校給食の食材供給から始まる地消地産のさらなる充実を図っているところでございます。また、市内両JA、農業公社、また塩尻市農政課の3つの拠点をそれぞれ渡りながら取り組みを進め

ているところをごさいます、この事業、総額で549万6,000円の事業費になっております。当然、両JAからの負担金も170万円を頂戴して運営をしております。これによりまして、平成23年度学校給食における地元野菜比率が25.2%であったものが、平成29年度におきましては、12月段階で38.4%のシェアになっております。また、果物につきましては、平成23年度7.6%であったものが、平成28年度は27.9%と20%の向上となっているところをごさいます。

最後に、一番下の白丸、都市農村交流事業20万円をごさいます。この事業は、都市住民と農山村住民同士が農業を通じまして心が通い合う関係を構築するためのモデル事業となり得る取り組みに対して支援を行っているもので、平成29年度は農産物流通促進事業に組み込んで事業を実施しておりましたが、平成30年度は新たに事業として特出しを行いまして、2団体に交付する予定で20万円を計上したところをごさいます。私からは以上をごさいます。

○**農村整備担当課長** 続きまして、4目農村総合整備費になります。白丸、農業集落排水事業会計繰出金2億5,829万円は、農業集落排水事業の経営安定を図るため、一般会計から農業集落排水事業会計に繰り出すものをごさいます。以上です。

○**農業委員会事務局長** それではその下、5目農地流動化促進活動事業費をお願いいたします。1つ目の白丸になりますが、農地流動化促進事業1,661万3,000円であります。これにつきましては、下から2つ目の黒ポツ、中核農家等育成規模拡大事業奨励金1,500万円が主なものになります。これにつきましては、市の中核農家等育成規模拡大事業奨励金交付要綱に基づきまして、経営規模を拡大し生産性の高い農業経営を目指します中核農家等に対しまして農地を3年以上借り入れた場合に奨励金を交付するものであります。奨励金の額につきましては、新規の契約につきましては10アール当たり1万円、再設定につきましてはその半額の5,000円となります。私からは以上です。

○**農村整備担当課長** 続きまして、予算書213ページ、214ページをお願いいたします。6目農地費、上から2つ目の白丸、土地改良事業。予算説明資料は26ページになります。あわせてよろしくをお願いいたします。2億1,232万8,000円をごさいます。土地改良事業の諸経費及び負担金や補助金、農業施設等の整備に係るものになります。主なものといしましては、中ほどの黒ポツ、15個目ぐらいになります設計委託料3,030万円です。地区の要望に基づいて予定する水路等農業施設の改修工事に係る実施設計の委託料や新規に予定する事業計画の策定費となっております。内容といしましては、水利施設整備事業としまして水路改修、片丘の大房水路の実施設計、相吉のため池の洪水吐の改修の老朽化対策の事業計画、農業基盤整備促進事業としまして水路改修を3路線、水利施設保全合理化事業としまして、塩尻西地区施設計画策定を予定しております。あと最後に畑かん更新事業、洗馬妙義地区で始まります事業計画の策定を予定しております。その5つ下の農業農村基盤整備工事3,250万円になります。先ほどの実施設計の予定しているところの工事の予定になっております。それとあと市単の農業農村整備事業、大体50万円前後のものを市内20カ所予定しております。補助事業による農業基盤整備促進事業は3路線、棧敷、古町、下小曾部を今予定してごさいます。水利施設整備事業としましては、先ほども言いましたが、片丘の大房水路のほうを予定してごさいます。その5つ下の多面的機能支払交付金事業補助金9,290万8,000円になります。農業施設の維持管理する地元組織を支援するため、農地の維持活動等の多面的機能に係る経費を補助するものをごさいます。国50%、県25%、市25%の負担

割合となりまして、市から各団体に交付するものでございます。30年度は、29年度の実績8地区約1,650ヘクタールに基づき9,290万8,000円となっております。2つ下の土地改良事業地元負担金軽減補助金4,901万2,000円でございます。土地改良事業の地元負担軽減のため、平成3年から25年分までの約43件の日本金融公庫で借りた償還助成を行うものでございます。

次の白丸、減濁水対策施設維持管理事業2,508万7,000円になります。国鉄塩嶺トンネル、中央道の塩尻トンネルの減濁水対策施設の送水機場2カ所、揚水機場4カ所、中継機場2カ所、ため池16カ所の維持管理経費となります。主なもの2つ目の黒ポツ、電気使用料1,350万円になります。北小野東山にあります送水ポンプ場2カ所、揚水ポンプ場4カ所、中継ポンプ場2カ所の8カ所の電力使用料となります。その下の黒ポツ、営繕修繕料401万2,000円になります。この減濁水施設の経年劣化による設備の修繕となっております。30年度は機場のフェンスの修繕、またポンプ室の修繕、リレー計装盤等の修繕、あと送水管の修繕等を予定してございます。今後も施設の老朽化が進んでいるため、程度の悪いものから順次対応していく予定でございます。

次のページ、215、216ページになります。上から2つ目の送水管理委託料344万4,000円になります。送水施設運転点検業務、また送水施設草刈り清掃業務委託を予定しておりまして、そのポンプ施設の運転及び点検や機場内の草刈り等を委託するものでございます。2つ下の水利調整委託料334万6,000円になります。北小野地区水利組合協議会、また塩尻東土地改良区へため池等の水利調整を委託するものでございます。

その次の白丸、ため池耐震化事業2,014万3,000円になります。1つ目の設計委託料1,460万円でございますけれども、北熊井の町村大沢ため池の耐震化の事業計画の策定、また南内田の大沢ため池の堤体の耐震点検を予定してございます。その2つ下の県営ため池耐震化事業負担金429万円になります。内容としましては、みどり湖の県営工事、今実施しておりますけれども、30年度完了予定でありますけれども、その負担金、また小坂田の県営でまた今度始まりますけれども、実施設計の負担金となっております。

次の白丸、国営県営農業農村基盤整備事業負担金事業165万8,000円になります。1つ目の黒ポツになりますけれども、国営造成施設管理体制整備促進事業補助金165万8,000円。国営造成施設を管理する土地改良区の管理体制を支援する事業となっております。国50%、県10%、市40%の割合で補助するものとなっております。

続いて、7目農村公園管理費をお願いいたします。白丸、農村公園管理諸経費390万円。市内5カ所の農村公園の維持管理経費となります。4つ目の黒ポツ、営繕修繕料98万円ですが、本山野営キャンプ場のトイレの改修等補修修繕を予定しております。2つ下の黒ポツ、農村公園管理委託料242万円になります。農村公園5カ所ありますけれども、それを地区に委託するほか、日出塩桜の丘公園についてはシルバー人材センターへ日常管理業務を委託したり、高木剪定や除草剤散布については松本広域森林組合へ委託を予定しております。

次に、8目土地改良施設維持管理適正化事業をお願いいたします。白丸、土地改良施設維持管理適正化事業1,886万8,000円になります。一応国50%、県10%の補助金と5年間の積立金によりポンプ施設等の水利施設のオーバーホールや修理を行い、水利施設の機能保持と長寿命化を図る事業でございます。3つ目の黒ポツ、設計委託料270万円になります。30年度は善知鳥山中継機場のポンプ更新の実施設計を予定しております。その下の黒ポツ、ポンプ施設維持工事1,360万円。30年度はその実施設計をした善知鳥山中継機場が

ンプの1台の更新工事を予定してございます。私からは以上です。

○**森林課長** 次に、217、218ページにお進みいただきまして、2項林業費1目林業総務費でございます。説明資料は27ページとなりますので、あわせて御参照ください。

1つ目の白丸、嘱託員報酬591万6,000円でございますが、嘱託員の報酬2名分を計上するものでありまして、1人は松枯損木処理業務を専門に行う嘱託員であります。もう1人は30年度に新たに配置する嘱託員でありまして、森林業務に関する知識、経験、技能を有する人材を林政アドバイザーとして市が採用し、森林公社へ派遣するものであります。森林公社では、主に森林経営計画の策定を担当するほか、公社の実施する各種事業について助言等を行うものでございます。

次に、1つ飛ばしました白丸、林業被害対策事業諸経費2,318万4,000円でございます。これは松くい虫被害の防止対策、それからカモシカによる食害対策を実施し、森林の保全を図るものであります。5つ目の黒ポツ、森林づくり推進支援金事業委託料2,000万円でございますけれども、松くい虫対応の基本対策であります松枯損木の伐倒薫蒸処理を実施するとともに松くい虫侵入防止の緩衝帯を整備し、被害の拡大防止を図るものであります。今年度の松くい虫被害の状況でございますけれども、檜川地区を除く市内の全域、全部で68カ所で被害が確認されております。特に市の北部、西部を中心に発生しているところでございます。2,000万円の内訳でありますけれども、枯損木処理委託料、それから緩衝帯整備事業、それぞれ1,000万円であります。緩衝帯の整備事業でございますけれども、一定区域のアカマツを伐採し、樹種転換をすることによりまして緩衝帯を設け、近隣市からの被害の連続性を断つことでカミキリムシの侵入を防ぐというものでございます。今年度は片丘地籍で3.3ヘクタールを整備いたしました。30年度は引き続き片丘地区において実施するほか、被害の広がり速い奈良井左岸の段丘林も実施する予定でございます。その下の黒ポツ、備品購入費50万円でございますけれども、これは森林資源調査画像作成システムの購入費ということで、何のことかと申しますと、今現在、枯損木の監視については、もっぱら目視による方法で行っております。目視では確認の難しい起伏の多い斜面ですとか山奥等をドローンを活用して定期的に撮影し、監視していきたいというふうに考えております。ドローン本体は、松本地域森林林業振興会から寄贈していただけることになっております。ドローンで撮影したデータを画像化するためのシステム購入費50万円を計上するものでございます。

次の白丸、林業総務事務諸経費92万8,000円でございますが、こちらにつきましては、林業振興審議会委員報酬や関係諸機関への負担金及び補助金などの経費を計上したものでございます。

次の白丸、木質バイオマス地域循環システム形成事業164万4,000円につきましては、木質バイオマスによるエネルギーの地産地消型システムを構築し、地域循環型エネルギーの創出を図ることを目的とした事業でございます。一番下の印刷製本費60万3,000円でございますが、これはFパワープロジェクトのパンフレット1,000部及び子供向け啓発小冊子1,000部等の印刷代でございます。

○**産業政策課長** では、おめくりいただきまして、予算書219ページ、220ページごらんください。一番上の白丸、地域電力供給事業は、予算額1,250万円でございます。予算説明資料は25ページをごらんください。その下の黒ポツ、地域電力供給事業推進協議会負担金1,250万円は、再生可能エネルギーを地域内で地産地消し、農林産物の付加価値の向上、林業の再生、新たな雇用の創出等の仕組みの構築を目指します農山漁村再生可能エネルギー地産地消型構想支援事業の農林水産省から10分の10の補助を受けまして実施するもので

ございます。30年度は3カ年事業の最終年度でありまして、さきに議会にお示ししましたとおり、塩尻市森林公社が事業主体となりまして10月を目途に小売り電気事業を開始する予定でございます。これに伴います各種手続やコンサルティング業務、協議会の開催等を本事業で実施いたします。私からは以上です。

○**森林課長** 次に、2目治山林道費でございまして、1つ目の白丸、治山林道事業3,700万円につきましては、地元要望による林道作業道の維持補修、山地災害防止のための治山事業、主要林道の改良工事等の林業基盤整備を行うものであります。8つ目の黒ポツ、設計委託料300万円は、林道片丘南部線の測量設計委託費でございます。4つ飛ばしまして、市単治山工事700万円につきましては、地元要望に基づく林道作業道の補修改修、治山工事に係る工事費でございます。その下、林道改良工事2,000万円は、林道片丘南部線の改良工事費でありまして、30年度は延長663メートルを整備する計画としております。

次に、3目造林費でございまして、1つ目の白丸、森林再生林業振興事業6,193万4,000円につきましては、森林の機能に応じた各種森林造成事業を行い、森林再生林業振興の推進を図るものであります。7つ目の黒ポツ、市有林施業委託料1,500万円でございますが、30年度は片丘の四沢地籍で18ヘクタールに及ぶ搬出間伐を予定しております。4つ飛ばしまして、森林整備補助金4,413万7,000円は、森林整備に対する国県の補助に上乗せする市の補助金でありまして、民有林の森林整備を促進するために林業施業体に対して交付するものでありまして、30年度は256ヘクタールの森林整備が予定されているところでございます。

ページをおめくりいただきまして、221、222ページをお願いします。1つ目の白丸、森林活用推進事業6,208万1,000円でございますが、森林の持つ多面的機能の維持増進を目指して森林整備の促進や森林資源の利活用の推進を図るもので、森林公社への負担金が主なものとなっております。一番下の黒ポツ、森林活用推進負担金6,070万6,000円でございますが、このうち森林公社へは活動負担金として5,870万6,000円を交付し、あと200万円につきましてはウッドスタート事業負担金として商工会議所へ交付するものでございます。また、公社への負担金の5,870万6,000円のうち3,550万円が地方創生推進交付金を活用した事業となっております。公社負担金の内訳でございますが、人件費などの運営負担金が2,500万円、宗賀地区の森林整備事業に1,260万円、山のお宝ステーション事業720万6,000円、自伐林家育成事業としての林内作業車購入費が320万円、森林を通じた交流促進に関する事業として塩尻森林塾の開催に200万円、拠点施設整備借入金に対する償還金が147万5,000円などとなっております。

その下の白丸、木質バイオマス活用推進事業835万7,000円につきましては、30年度に生活環境課から森林課へと所管がえとなる事業でございます。木質バイオマスの需要拡大と身近な森林資源の有効活用を図るため、まきストーブ、ペレットストーブ等の設置費等を補助するものでございます。一番下の黒ポツ、木質バイオマス利用設備費等補助金816万円でありますけれども、まきストーブ、ペレットストーブ、ペレットボイラー等の木質バイオマス利用設備の設置に対する補助とペレット燃料の購入費に対する補助を行うものであります。補助限度額は、まきストーブが30万円、ペレットストーブが20万円、ペレットボイラーが50万円。燃料補助としては、ペレットストーブの燃料が10キロ当たり150円、ペレットボイラーの燃料は100キロ当たり1,100円となっております。この3年間の補助実績を申し上げますと、まきストーブは27年度10件、28年度12件、29年度17件、ペレットストーブは27年度11件、28年度10件、29年度3件、ペレットボイラーは3年ともゼロ件、燃料補助では、ペレットストーブで27年度24件、28年度も24件、29年

度18件、ペレットボイラーの燃料補助は各年度で1件ずつでございます。私からは以上でございます。

○委員長 それでは、午後1時10分まで休憩して、10分に再開をしたいと思います。以上です。

午後 0時05分 休憩

午後 1時06分 再開

○委員長 若干定刻より早いですが、午前中に引き続き審査を再開をいたします。

それでは、6款農林水産業費についての質疑を行います。農業費と林業費を分けて一応質疑したいと思いますので、215ページまでの間で農業費、215ページで区切らせていただきたいと思いますので、お願いします。そのあと、林業費についても同様に質疑を行いますので。

それでは、委員より御質問ございますか。

○丸山寿子委員 208ページですけれど、ぶどうの郷づくり等推進事業の中で、ブドウの雨よけの補助の話はありましたが、29年度はどのくらい利用があったのか、まず教えてください。

○農政課長 失礼いたしました。29年度の実績でございますが、これまでのところ7件、面積にしまして3.3ヘクタール分ということでございます。

○丸山寿子委員 例年秋の長雨等で苦しんでいたりするわけですが、29年度は今の補助のことも含めてですけれど、傾向等々ちょっと教えていただけたらと思います。

○農政課長 平成29年度につきましては、過去3年の中で一番いいできだったということをお聞きしております。といいますのも、秋の長雨が過去2年間続いたというようなことで、ワイン用ブドウも含め生食用のブドウも大打撃を受けていたと。29年産においてはそのようなことはなかったということをお聞きしております。

○丸山寿子委員 続けて同じところですが、先ほど片丘での新しいワイナリーに関するところで株式会社レゾンというところまでは名前が今までも出ていたんですが、Domaine KOSEIでいいんですかね。ちょっと初めて名前が出てきたかなと思います。平成30年8月着工ということで、31年3月竣工といったですかね。地元へも周知していくというようなことだったんですけど、現在どんな段階なのか、その辺ちょっと教えてください。

○農政課長 6次化の計画の認定がまだでございますが、今年の1月末までに6次産業化の総合計画というものを県のほうを経由して農水省のほうに提出をしているということをお聞きしております。この交付金につきましては、大臣認定を受けた後でないと交付申請ができないものですから、現在その総合化計画の認定を待っている段階であるというふうにお聞きしております。恐らく来年度になりまして、5月か6月には交付金の申請という段階になると思います。

○丸山寿子委員 それだと、市内あるいは地元等への周知というか説明といいますかね、それについてはどんな状況でしょうか。

○農政課長 過去、片丘で自社ぶどう畑を展開したメルシャンさんとあわせて、株式会社当時はレゾンでありますけれども、地元の区長会で1回説明をさせていただいて、地元の皆様に回覧板を回したということは聞いております。レゾンのほうは、その後ワイナリーの建設計画がある程度具体化したところで説明会を開催し、マスコミにも公表したいというような意向がございまして、その間、公表を控えていたようでございます。恐らく区長

さん、それから地元の選出議員さんにはそろそろ説明会が開かれて、徐々にその概要が周知される段階になるのかと思っております。

○委員長 いいですか。

○柴田博委員 今のところですね、先ほど説明のときに1億円の交付金ですけど、10分の10、国からって話だったんですけども、その205ページの農業振興費の財源の内訳のところ国からで340万円というのが入っているだけなんですけど、その辺はどうなるわけですか。

○農政課長 205ページでございます国のほうは340万円ですが、県が1億4,233万円となっております。こちらの交付金は、県を経由して国へ請求をする交付金になっておりますので、県費のほうに入っているという。

○柴田博委員 わかりました。もう1つですけども、206ページの下のほうの嘱託員報酬1人分というところで山地保全支援員の方ということでしたけど、その方はどんな具体的な仕事されているのか、ちょっと説明をお願いします。

○農政課長 農地の集約と継承の円滑化として、農地を必要としている方へ農地を出したいという方をマッチングを図るという仕事になっておりますが、30年度におきましては、新たに新規就農者の支援を加えて行っただけというふうに考えておまして、これまで果樹山地保全支援員という名前と呼んでおりましたけれども、果樹を取りまして山地保全支援員という名前で30年度から新たに1名雇用の予定となっております。

○柴田博委員 その方は、主には役所において相談に来る方の対応をされるということなのか、それとも農家の方々を回っていろいろな話を聞いていかれるのか、その辺は。

○農政課長 当然ですね、デスクワークもありますし、現場において指導に行くということもあろうかと思えます。私の今のイメージでは半々のイメージを持っております。

○柴田博委員 とりあえずいいです。

○委員長 ほかにございますか。

○篠原敏宏委員 同じぶどうの郷づくり等推進事業。これって済みませんが、この説明資料等に詳細な資料というのはいかがいましてしょうか。

○農政課長 今お示しできる資料が手元にはございませんので、改めて後ほどお配りしたいと思います。

○篠原敏宏委員 ああ、そうですか。

○柴田博委員 私も言おうと思っていたんですが、今農政課だから農政課だけでいいですけども、非常に内容がたくさんあって金額も多いんですけど、説明資料が1ページしかなくて、それもなぜこの項目が出ているのかというようなことを感じるんですが。もう少し、先ほど説明があったもの全部とは言いませんけれども、もう少し丁寧な説明資料であってもいいんじゃないかなというふうに思ったんですけど、その辺はどうですか。

○農政課長 大変失礼をいたしました。今後、また詳細な説明資料を提示できるように、来年度以降の予算編成では提示できるように検討したいと思います。

○柴田博委員 ことしの分については農政課1ページっていう制約があったわけではないんでしょう。

○農政課長 特段ございません。過去にですね、実は数ページにわたる資料を作成していたことがあったんですけども、ページ数がどんどんふえるというような状況だったものですから精査をいたしまして、大きく変わっ

た事業あるいは来年度新規に取り組む事業、そういったものをピックアップして、抽出してこちらのほうに掲示するように変えたということでございます。

○委員長 よろしいですか。

○篠原敏宏委員 今の話で、全く柴田委員とね、同じ感想で。さっき言おうと思ったんだけど、これやっぱり必要なことは必要な資料をいただかないと。じゃあ、後ほどってさっき言われたのは、いついただけますか。

○農政課長 委員会が終了するまでに配付をさせていただき、説明申し上げたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○篠原敏宏委員 1億2,300万円のものが、私30分ぐらい実は家で探してもなかったんで。どこかにはあるはずだと思ってほかの計画書から説明資料から全部探したんですけど、ついぞ見当たらなかったんで失礼したんですが。やっぱりこれは欲しいですね。それで、何でこれが出ているのっていうのがほかに出ていますし。そういう意味で、ちょっと苦言ではないですが、今柴田委員さんの言われるのと私も同趣旨ですので、ぜひ御留意いただきたいと思います。

○委員長 要望でいいですか。では、私より資料の提示を委員会終了までにいただくようお願いを申し上げます。ほかにございますか。

○永井泰仁委員 この214ページの減濁水の対策施設管理、維持管理事業ということで2,500万円余が計上されているわけですが。横沢議員がいないので、叱られないのでちょっと言うけども、毎年2,500万円近い金やさらにまた中継のポンプの直しだということになると、北小野地区のこの水を使ってつくっている水田の耕作面積がどのぐらいなのか。それによったら米の粗収入の部分金を保障したほうが、これから先修理もふえてこないし。金でもらうと何か農地が荒廃化しちゃうというのは横沢議員がよく心配しているんですが、金銭的に考えると、むしろ金銭的な保障に切りかえていったほうが将来の維持管理費もふえてこないし。そういう水田の反別面積に応じて保障するような、そういうことも投げかけてみる必要があると思うが、どうでしょうか。

○産業振興事業部長 減濁水につきましては過去からの経緯がございまして、まずは水利権。もともとの水がなくなったということで、大体の水を塩嶺のトンネルから引き上げて配っているような状況でございますが、やはりそれを維持していかなければいけないという考え方はおそらく常套でもあるかと思えます。維持管理の関係については多額なお金が出ておりますので、今後そういう機会があれば投げかけるということはしていきたいというふうに思っております。以上です。

○永井泰仁委員 やっぱりこれから先の将来も考えていったときにね、この動力施設にしても何にしても、やっぱり老朽化してくるし、それなりにまた維持管理費やお金が減ることじゃなく、かさむことが懸念されるものですから。地元じゃ難しいって言うかもしれませんが、水田をまた違うほうへ転作するような方式とか、あるいは今つくっている反別を金銭保障ですとか。そういうことがすぐは難しいかもしれませんが、高齢化にもなってきていますしね。いろんな方面からひとつ投げかけていただいて。市の立場として考えれば、私は金銭保障みたいに切りかえておいたほうがいいような気がするんで。しっかりまた努力はしてほしいと。そういう話になるかならないかは別にしてね。よくまた比較検討してもらって、地元にも投げかけてみてほしいと。これは要望で結構ですが。

○委員長 要望ということで。

○副市長 御要望は御要望としてしっかり受けとめさせていただきますけれども。経過は永井委員、御承知だと思いますのであえて申し上げませんが。実はこれ、特別会計で取り扱っていたものを一般会計に繰り入れをして、議会もお認めいただいて一般会計に繰り入れをした。その時点で実は当時旧国鉄の補償を受けて特別会計で運営していたものが、金が切れれば縁の切れ目よということもあり得たわけですね。それをあえて一般会計に繰り入れをしたわけですから。これはその時点でやっぱり地元に対して、いわゆる水利権の保障というのは市の責任だということをお認めしてきたわけでございます。そういう経過からですね、なかなか今おっしゃる御要望をいただきましたけれども、それはそれとして十分検討してまいりますけれども、経過は経過としては私どもが市の責任として地元に対してはきちんとやっていくよということを約束したわけでございますので、その辺の経過もぜひ御理解をいただきたいということでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 永井委員、よろしいですか。ほかに。

○丸山寿子委員 212ページの農業再生推進事業ですが、ワイン醸地振興事業委託料の中でいいと思いますが、ワイン大学についてですけど、非常にやはり1期目、ワイン大学を開講していただいて、内容もですし、講師の皆さんも大変力のある方も来てくださっていたというふうにお聞きをしています。また、塩尻のそういった外への発信という意味でも非常にいいイメージでも発信ができていたというふうに思うわけなんですけれど。ブドウの栽培ですとか、あるいはワイナリー建設まで今結びついたような成果もあったんですが、今回2期目ということで継続はありがたいなと思うんですが、この年数を3年にしたということで、先ほど内容については1年目が何ということをお聞きはしたんですけど、1期やってみて3年でも十分やれるというようなことで設定になったのか、ちょっとその辺教えてください。

○農政課長 1期の4年次のテーマがインターン研修ということで1年間取り組んでまいりまして、実際にふたをあけてみて、募集したところ、インターン研修を希望される方が1名しかいなかったというようなことでございまして、結局1年から3年間までのカリキュラムの復習をしたというような状況になりました。それはそれで、ただ机に座って教わるという立場からみずから学ぶという立場に変わるという、自主的な学習に変わるということで、4年目のカリキュラムについては、それはそれで意味があったというふうには思っておりますけれども。当初予定していたインターン研修が1名しかいなかったということが一番大きな理由でございます。

○丸山寿子委員 それからワイン海外研修のところでお聞きしたいんですけど、ちょっと半分わかったような、わからないような。あと、本会議ですかね、答弁の中でボルドーに行くというようなちょっと言葉を聞いたような気もするんですが。それとですね。先ほどの説明の中で6月までに1名を選定っていうのは、その1名というのはどこの部分のことなのか。私のイメージとしてはグループで研修に行くのかなというような感じを持っていたんですけど。ちょっとそのことについてお願いいたします。

○農政課長 こちらの件に関しまして、新たに資料を配付させていただきます、これに基づき説明をさせていただきますのですが、よろしいでしょうか。

○委員長 どうぞ。資料、これを認めます。

○農政課長 それでは、御説明申し上げます。フランスワイン研修の事業といたしまして、予算の理事者査定時にこちらの資料をもとにして検討したという経過がございます。事業費は、右上にございますように250万円。その内訳は県の地方創生交付金が100万円、市費が150万円ということでございます。

簡単に説明いたしますと、取り組みは3つございまして、中ほど左にございます取り組み1。リサーチ現地調査にガイド謝礼、職員旅費としまして100万円。それから右側、留学支援といたしまして100万円。こちらが主な事業となります。それから、取り組み3といたしまして講師の招聘50万円という組み立てになっておりまして、一番下の県地創というふうに括弧書きされている部分が、県の地方創生交付金としていただくものでございます。

それでこの留学支援、メインの事業の実施イメージでありますけれども、おめくりいただきまして、裏側の想定パターンをごらんいただきたいと思います。

まず、県の地方創生交付金を頂戴する関係で、一応県内の枠で市内のワイナリー就職または起業を志望する若者を募集したい考えであります。時期としましては、こちらに書かれておりますけれども、4月の中ごろから5月の中ごろぐらいを予定しております。その志望申請書のところに動機、また語学レベル等を記載をいただきまして選抜を行い、6月ごろに1名選抜したいという考えでございます。

事業の実施につきましては、その次の窓にあります①フランスでブドウの栽培、またワイン醸造、ブランディング技術の習得。これが1つでありまして、場所は現地のワイナリーでのOJTを考えております。

そして2つ目としまして、市民レベルの交流促進ということでございますが、ホームステイなどができれば住民同士の交流も広がるのではないかと考えているところでございます。

また、ちょっと欲張ったプランではございますけれども、右側の下の窓にございますボルドー大学醸造学部DUIOコース8カ月でございますが、こちらのほうにも通っていただけるようであれば、厳しい審査がございまして、サイドスクールのような形でOJTと合わせて通っていただきたいというようなイメージがございまして。当然、フランスは日本と違まして学期が秋始まりという形になりますので、こちらのコースが10月から5月のコースであるというふうに聞いておりますので、現段階では9月ごろに渡航できればという考え方をしております。

ただ、派遣した対象者が戻ってきて塩尻以外のところに定住されてもいけませんし、起業してもいけませんので、一応送り出す条件としましては、塩尻に定住、そして塩尻に就職または起業することという項目を1つつくりまして契約書を結びたいというふうに考えております。

また、点線で書かれておりますけれども、将来的にはこの交流の輪がさらに広がって友好都市提携などに結びつけばいいというふうに考えているところでございます。

○丸山寿子委員 説明ありがとうございました。一番最初に聞いたときのイメージでは複数で行くような感じだったんですけども、予算の関係もあることも思うわけですけど、1名に選抜するというのもなかなか厳しいものもあるかなとも思うんですけど。その辺、1名としたところでのちょっとお考えをお願いします。

○農政課長 ちょっと予算的な問題がありまして。また、今回初めての事業でございますので、とりあえず行っていただいて、どの程度の成果が上げられるか見てみたいという考え方がございます。当然途中で何かあってはいけませんので、万全のサポート体制はとるんですけども、今、長野の日仏協会、親善を主にやっている任意団体であります。長野日仏協会ですとか、あるいは信州大学の人文学部のフランス語の先生ですとかにいろいろと人脈を紹介していただいたりして現地のサポート体制を万全にするようにしているところでございます。

1名で、仮にその方が長期滞在ビザが取れないというような状況も考えられますので、選抜に当たってはたっ

た1名だけ選抜するのではなく、登録名簿といった形で、予備に2名3名というふうな形で優先順位をつけて登載をしたいと、それに備えたいというふうに考えているところでございます。

○丸山寿子委員 フランスには市内のワイナリー大手もワイナリーを開いているんですけど、そういうところとも接点は持っていくわけですか。

○農政課長 御指摘のとおり、メルシャンそれからサントリー、それぞれ現地ネゴシアン等とつながりがありますが、今回の派遣事業につきましては、そういったメルシャン、サントリーの力を借りずに、まずは自力でちょっと構築したいなというふうに考えております。

当然募集に当たってはフランス語が非常に重要なポイントになってくると思います。語学コミュニケーション力といったところも重要だと思っておりますので、最終的にふたをあけてみてコミュニケーション能力が不十分な状況であるという場合には、日系のワインメーカーあるいは現地でワイナリーを展開している日本人の方にお世話になるということも視野に検討しております。

○委員長 よろしいです。また詳細はじゃあ、していただければと思います。ほかに。委員より。

○篠原敏宏委員 農業委員会についてお聞きをしたい。204ページに予算はあるんですが、余りこの予算にかかわらないっていうか、数字として出てこないんであれなんですが。前の全協のときに、2月の全協で農地の権利設定に係る下限面積の見直しがあったという、これはよく意味も分かりますしそういう方向だと。それによって委員会の中の業務がどのぐらいどういうふうにあたり、今までと違う部分というのが出てきておりますでしょうか。あるいは、今後そういう見込みがあるかないか。いかがですか。

○農業委員会事務局長 この件につきましては4月からの施行ということで、これからどのようになるかということとはちょっとはっきりはわかりませんが。この前の説明でもしましたように、荒廃農地がふえているという形の中で、そういった農地をどのように保全していきなさいかという1つの手段として、まずは空き家の隣接農地というのは意外と家の奥にあたりして、ほかの人が耕作できないようなところが大分あります。そういった農地を誰かが耕作していただかないと荒廃化していつてしまうということで、まず1つは、空き家に隣接したそういった誰もが耕作できないようなところをどうにか耕作できるような手段を考えたいと。

それともう1点はですね、毎年8月ぐらいに農地パトロールということで、農業委員さん、推進委員さんのほうで市内の農地の荒廃化また遊休化している農地をチェックをしております。これにつきましては、新たな就農者がそういった土地を利用して耕作をする方もいますけれど、高齢化してもう規模を縮小していきたいと、そういった方たちが、もう農地が管理できないということで荒廃化していくところもありますので、今の規定では、この前ちょっと御説明しましたように、洗馬地区は50アール以上、またほかの地区につきましては檜川以外は30アール以上ないと農地を借りたり買ったりすることができないということでありますので、荒廃化または遊休化した農地を、そういった農地でもいいから借りたいという方たちが借りることができるような施策をここで考えていきたいということです。

これにつきましては、人間的なものにつきましては、今まで農地パトロール等で農地相談等しておりますので、そういった延長線上というような形で考えておりますし、振興公社のほうで空き家バンク等の取り扱いをしていますので、そちらのほうとの連携をとりながら進めていきたいというふうに考えております。

○篠原敏宏委員 そういうことだと私も思っております。そのような門戸が広がるわけですね。制度は開かれ

るわけですので。一方で、今度はチェックの業務が少なくなるっていう、単純にそういう理解を。要は、今まで50アール以内という、50アールが30アールになる、下限面積が狭くなるということは何もチェックが入らずに持てる面積が小さくなるので、農業委員会が承知しなくて動く、流動化する、そういう要素がふえるという理解をしていいわけですね。

○**農業委員会事務局長** 農地につきましては、先ほど言いましたように下限面積、今までどおりないと農地を借りたり買ったりすることはできません。ただ、農業委員会を通さずに相対で貸し借りしている方は実際にはいらっしやいますので、そういった方たちが正式に荒廃農地とか遊休農地であっても借りることができるような形で、利用権設定等も考慮しながら今後進めていきたいというように考えております。

○**篠原敏宏委員** この制度の趣旨がよくわかりますので、ぜひそういった形で新たな参入がふえる、あるいは新規に就農したいという若者がこうやって移ってくるというようなことが1人でもふえるような呼びかけ、プロモーションをぜひしていただきたいなということと、もう1点関連して。

○**委員長** どうぞ。

○**篠原敏宏委員** 農業公社、これについて、ちょっと済みませんが。

○**委員長** 212ページですね。

○**篠原敏宏委員** そうですね。農業公社の運営に関して2,400万円ということなんですが、現在の理事会あるいは職員が何人いて、理事が何人いてと、要は組織が今どうなっているのか、教えてください。

○**農政課長** まず、農業公社の役員の数でございますけれども、理事が10名、監事が2名という状況でございます。理事長が小口市長、副理事長がJA塩尻市の専務、それからJA洗馬の専務という形になっております。また職員でございますけれども、現在、市から派遣されている職員が1名で、合計11名ということになっております。

○**篠原敏宏委員** わかりました。この農業公社の意義だとかそういうのは承知もしていますし、私は期待もしています。農地のさっきの流動化だとかですね、さっきの中で6次産業化をやっている、あるいは、ねこの手クラブを運営しているということなんですが、ぜひこれは若い人たちが農業に目を向けて、それで荒廃農地の解消も含めて、畑が畑で戻ってくるっていうような仕組みに、これが、農業公社が一番先頭を切っていくと。あるいは企業の農業参入、こういう法人としてそういった企業がどんどん出てきて、結果、荒廃農地がなくなっていくという仕組みが見えるように、ぜひこの農業公社には頑張っていただきたいし。あとはちょっと1つお聞きしたいのは、この農業公社の運営に関する報告書等は、決算のときにこっちに示される、それだけが見るすべというふうに理解してよろしいですか。

○**農政課長** お見込みのとおりでございます。

○**篠原敏宏委員** 決算のとき、また。

○**委員長** いいですか。篠原委員。ほかに。

○**柴田博委員** 214ページの土地改良事業の中で、設計委託料が3,030万円で工事費のほうは3,250万円。設計のほうで設計したやつをこの工事のほうでやる部分も入っているということでしたが、3,000万円の設計費といったらかなり大きな工事になると思うんですが。工事のほうの3,250万円に対する設計費というのはどのぐらいかかっているのか、もしわかったら教えてください。

○**農村整備担当課長** 基本的に内訳のほうの金額をちょっと御説明したいと思います。

水利施設設備事業で片丘の大房水路の実施設計で250万円。相吉のため池の老朽対策の計画で100万円。農業基盤整備促進事業水路改修3カ所で200万円。水利施設保全合理化事業を塩尻西の2地区で施設計画策定というのが260万円。一番大きなのが、洗馬妙義地区の畑かん更新事業の事業計画策定費になるんですが、2,220万円。これがちょっと大きく突出しております。

○**柴田博委員** 3,250万円に対応する設計費がもしわかったら。

○**農村整備担当課長** 実施設計に関しては補助事業の分になりまして、工事のほう補助事業による農業基盤整備促進事業1,000万円に対して実施設計は200万円。水利施設整備事業、大房水路になりますが、工事費1,250万円に対して、こっちの設計費に関しては250万円です。

○**委員長** いいですか。ほかにございますか。

じゃあ、私から1点。メルシャンワインさんの今年ワイナリー着工というニュースはいただいておりますが、市側に対しての図面とまではいかないけど、どんな概要かという説明とかは。もしわかる範囲でお願いしたいと思います。

○**産業政策課長** 私のほうから、メルシャンのワイナリーの現状について申し上げます。

メルシャンのワイナリー、地下セラーですね、皆さん御存知のとおり、大樽が幾つもございました。今回そこをワイナリーにするということで、実は大樽のほうを既に10個を残して外に運び出しております。その樽のうち状態のいい6個は塩尻市の森林公社で購入をいたしまして、今後、市で何らかの活用を図ってまいりたいと考えております。ワイナリーにつきましては、今年9月の下旬に竣工できるように現在そういったワイナリーの器具を設置する場所を確保して、これからおそらく機械器具が、醸造タンクであったり、そういったものが入ってきます。タンクで醸造しまして、メルシャンのワインですと樽で熟成をして高付加価値、いわゆる高級ワインをつくっていきますので、出荷されるのは2020年になる見込みでございます。現状、メルシャンのワイナリーについて申し上げます。

○**委員長** 確認ですが、大体何リットル規模になるのか。新聞でお聞きした範囲ですと、詳細に設計まで話を詰めてあるでしょうから。

○**産業政策課長** ちょっと済みません。手元にメルシャンの資料がなかったんですが、1万5,000ケースになるかと思えます。ちょっと訂正もあるかと思えます。ちょっと確認しまして、改めて答弁いたします。

○**委員長** わかりました。またお願いします。それでは、216ページまでに関してはよろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○**委員長** それでは、もし午前中の審査で補足説明等があれば。

○**産業政策課長** では、私から5款労働費の中で委員から質問頂戴いたしました件につきまして、お答えいたします。

まず永井委員から技能者褒章の関係で御質問を頂戴いたしました。こちら技能者褒章でございますけれども、現在、技能功労者は同一職種に30年以上従事し、すぐれた技能を持ち、技術の向上、後継者の育成等、業界の発展に功績顕著で、おおむね年齢60歳以上の者、優秀技能者はすぐれた技能を持ち、将来を嘱望されている者で、おおむね年齢60歳未満の者。こういった基準で、業種的には農林水産、製造、建築土木、情報処理、生活

衛生、飲食物の調理、それと製品製造、建築、建設の従事者、電気工事、土木産業と16業種を指定ございます。選定につきましては、28の業界団体とあと各地区の区長に推薦を依頼をしておりますして選定をしております。委員御指摘のとおり、現場で頑張っている人、現場で一番技術を持って、その技術を生かして一生懸命やっている方が表彰になるように、今後も推薦依頼の際にそんなことを盛り込みながら推薦の依頼をしまいたいと考えております。

もう1点、金子委員長から御質問ありましたテレワークの状況でございますけれども、平成26年度から口頭で申し上げます。

まず、受注額ですけれども、26年度400万円、テレワーカーが30人。27年度受注額が約1,200万円、テレワーカーが年度末で67人。28年度が受注額で約2,700万円、テレワーカーが83人。先ほど答弁いたしましたとおり、29年の3月末の見込みでございますけれども、受注額が約5,500万円、テレワーカーが166人となっております。私からは以上です。

○委員長 ありがとうございます。永井委員、よろしいですか。

それでは、217ページから222ページまでの林業費についての質疑を行います。委員より御質問、御意見はございますか。

○永井泰仁委員 222ページの森林活用推進事業のうちの森林活用推進負担金の6,070万6,000円。これが何か説明を聞いていると、負担金やいろいろが4種類くらいに分かれているんですが。もう一度その種類と、それからなぜ森林公社に市が負担金として出さなきゃならないか。いわゆる協定とか約束事がどういふところにに基づいているのか。これについて説明してください。

○森林課長 まず、森林公社への負担金の内訳でございます。総額が6,070万6,000円でございます、そのうち200万円の商工会議所へのウッドスタート負担金を除いた5,870万6,000円が森林公社への負担金でございます。このうちの2,500万円、これについては人件費などの運営負担金が2,500万円でございます。残りが事業に対する負担金になりまして、宗賀地区で行っております森林整備事業に対しまして1,260万円。山のお宝ステーション事業の負担金720万6,000円。それから、自伐林家育成支援の事業として林内作業車の購入費、来年度320万円。それから、森林を通じた交流促進事業といたしまして、塩尻森林塾を開催することにしておりまして、そちらのほうで200万円。あとは、拠点施設を整備するにつきまして借り入れを行っております、その償還金が147万5,000円。詳しく申し上げませんが、そのほかに車両リース代とか会計システム使用料等々、事務の負担分もございまして、トータルで5,870万6,000円が森林公社への負担金となっております。公社に対するその負担金でございますけれども、大きな目的としましては、森林の持ちます多面的機能の維持管理をとらして森林整備の促進あるいは森林資源の利活用を大いに推進していくという目的のもと、森林公社を立ち上げておりますので、そういった事業をするための負担金として市が支払うという形をとっております。以上です。

○永井泰仁委員 これだけの種類のをね、この森林活用推進負担金の中へ絡めてしまうのは果たしてどうなのか。私ども、チェックする立場で聞くと、今こうやって何項目かで詳しく聞いたんでわかるんだけど。こういう、まとめて負担金で一括するというのと、それからこれがどんどん毎年出してくと、森林公社へ当然のように慣例化しちゃうんだけど。本当にこの森林公社として基本的に、これについては市が負担金で出しましょう

とか、何かそういう詰めた約定とかそういうものはないわけですか。ただ森林課のほうとここだけで話をして、それじゃ、これも市も負担しましょう、これしましょうっきりでこれだけの金額をこれから恒常的に出していくっていう話になれば、基本的にその森林公社と市と何かやっぱりね、取り交わして、それに基づいて市が何種類かのこういう負担金をそれぞれ出してくってという形じゃないと。何か手盛りでこれ負担出しましょうっていう、簡単に公金がいرونなところへ出てくるような感じするんです。こういうまとめたわかるような資料とか、あるいは何か協定とか約束事とか、そういうもので整理をしてもらわないと。果たして市が出すことが妥当かどうかってね。目的はそれは正しくても、方法論の中で選択していく場合にどうなのかっていうのはちょっと懸念されます。その辺の考え方はどうですか。

○**森林課長** 塩尻市と森林公社との間で全体の協定ということはしてございませんけれども、個々の事業を実施するについては、それぞれにおいて協定するものもあれば、市の内部決裁で行うものもあればということでありますので。ちょっとまた今後精査なりしていきたいと思います。

○**永井泰仁委員** これも何か表か何かにしてもらって、会議所のほうがどのくらいで、それからあとの5, 870万円についても、どういう事業にどれだけの負担金を出すということと。それから、やっぱりこれだけの金を出すということになると、市とそれから森林公社で、何か約束事とか取り決めがないと。やっぱり市民の税金ですから。当事者間だけで市との話し合いだけで決めていっても透明性を欠くような気がするものですから。その辺のところを今後は何か明確に、協定を取り交わすとか約束事とか何かそういったものでわかるような資料を出してもらいたいですね。

○**産業振興事業部長** 内容につきましては、資料がございますので、後ほど配付させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○**永井泰仁委員** はい、じゃあそういうことにしてください。

○**委員長** ちなみに、永井委員のおっしゃるとおり、公社とはきちんと契約条項をつくって、例えば負担金はここから3年間で幾ら幾らっていう計画に沿って市が支出するとか。そのルールごとは決めてあるんですかね。

○**産業振興事業部長** 先ほど課長が申し上げましたとおり、協定書等は取り交わしてはございません。ただ年間の補助事業等もございますので、その関係では申請に基づいて行っておりますので、それはそれとして行っているような状況で。今御指摘もありましたので、協定書、必要に応じて必要なものはとっていききたいというふうに考えております。以上です。

○**永井泰仁委員** いずれにしても、何とか事業の市の負担分とかがっていうのはそれは理解できますからいいんだけども。この負担金の名のもとに大きくくりで6, 000万円余になっていますが、やっぱりきちっとしたそれぞれの負担の先とかね、それからどういうことに基づいて、これはこうだっていう何か約束とか協定とか、そういうふうにしないと、そうじゃない部分については振興公社と市で話してすれば、ことしはこれだけ出す、来年は削るっていう、簡単に何かこの方法ですから、きちっと何年間どうだとかね、何に基づいてどうだっていうのをやってもらわないと、どうもその辺がなれ合いになっていて、本当に適切な支出かというのが判断できないんで。ぜひそういうまた資料も、大まかなものが今できているというような話ですけど、きちっとまた説明したり、そういう資料を出してもらいたいです。

○**副市長** ちょっとほかのところにも関係がある話ですから、私のほうから説明申し上げますけども。この森林

公社とそれから振興公社にかかわる事業の主なものですね、地方創生交付金を財源としております。御存じのように地方創生交付金というのは、市がこれから向こう3年間にわたってこういう事業をいたしますので、これを地方創生事業として認めてくださいよということで、まち・ひと・しごと創生計画というのをつくりまして、それを内閣府に申請して、内閣府から全体的に認められている事業に対して地方創生交付金が充てられるということでございます。先ほど森林課長から申しあげましたような4つの事業につきましては、全てその事業について地方創生交付金が充てられるような計画をつくって、内閣府に市として提案をしてございます。したがって、それを受けてその事業を市でみずからやってもいいですし森林公社に委託しても結構ですから、こういうことでもありますので、私どもとしては、森林公社にその部分を委託している。したがって、その森林活用推進交付金ということで交付金を財政支出していると、こういう流れでございます。

ただ、この1本だけで説明をしろって言ってもこれはなかなか難しいですから。正直申し上げて、これは予算的に分けるか、あるいは別添資料できちんと御説明するのが筋だと思いますので。後ほど資料を申しあげて、きちんと御説明申し上げたいと存じます。要はそういうことです。お願いします。

○永井泰仁委員 資料でわかるような形のものを、また配付してほしいと思います。

○委員長 ほかにございますか。

○柴田博委員 220ページの上のほうの地域電力供給事業ですけど、協議会への負担金で1,250万円ということですけど、もう一度この1,250万円の根拠というか、何に使われるとかと、その辺の説明をお願いします。

○産業政策課長 こちらの1,250万円でございますけれども、10月を目途に小売電気事業を開始するに当たりまして、いろいろ手続が生じてまいります。事業者の申請であったり、あとシステムの関係の手続、電力会社との契約、そういった手続の費用であったり、全協でもお示ししましたとおり、安定した経営を目指すためのいわゆる収支の予測、そういったコンサルティング業務に費やす人件費がほとんどでございます。以上です。

○柴田博委員 それから、関連があるんでちょっとここでお聞きしたいと思いますが。全協のときに1年間で大体1,500万円ぐらいの利益が上がるって説明だったと思うんですけど、その根拠も含めて、幾らで電気を買って幾らで売って1,500万円もうかるのか。その辺の説明をちょっとお願いしたいと思います。

○産業政策課長 全協でお示ししました収支でございますけれども、こちら2004年から2006年までの3年間の実績と2017年から2020年までの4年間の今後の予測、その予測をもとに収入からいわゆる調達の原因を引いて、あと需給管理を委託に出すものですから、その委託費用を引きまして、営業利益が年々ばらばらなんですけれども参照いたしまして、その平均が約1,500万円と。そういう計算をしております。

電気のもうかる仕組みなんですけど、こちら補佐のほうから説明いたしますので、お願いします。

○産業企画・商工係長 電気の収入と支出の関係について、ちょっと簡単に説明させていただきますと、大体10円ぐらいで市場ですとか、あと太陽光ですとか、そういったところも含めて調達をしまして、売価が大体中電の価格でいくと25円ぐらいというようなところで、それに差額がざっくりと言いますと15円あるわけですけども、キロワットですね。それに買電、約1,200万キロワットを今想定していますけども、その金額を掛けたもの、それが収入になると。ただそこに中電の送配電を使わせてもらったりとか、あと先ほどの需給管理の費用ですとか、そういった費用がございますので、そういったものを除いて出てきた額が利益になるということに

なります。今ですと、その事務は中部電力がやっている事務になるんですけども、比較的高圧という需要家を集めているのと、あと公共施設というところのメリット等もございまして収益が出てくると、そんな仕組みになっています。

○柴田博委員 今の説明で、買うのは10円で買って25円で中電と同じ値段で売るということですけど。その買う先は太陽光発電をやっているところとか、あとは大手から買うという説明だったんですけど。その値段で買えるわけですか。

○産業政策課長 この電気のお金、やっぱり複雑になっておりまして、手元に図式化した資料がございまして、今、配付できますか。

○委員長 今、配付をお願いします。

○委員長 配付漏れはございませんか。それでは説明を求めます。

○産業政策課長 では、今お手元のほうに資料を配付いたしました。この仕組みにつきましては、課長補佐のほうから説明いたします。

○産業企画・商工係長 では、お手元の資料に基づきましてお願いいたします。これ、金額についてはイメージということで、ざっくりと大体の価格で提示してありますので、その点だけ御了承ください。

前回の全協でも御説明させていただきましたけれども、真ん中にあるのが塩尻市振興公社、小売電気事業を行う主体ということになります。黄色い線が電気の流れで、お金の流れは青が収入、赤が支出。その他、再エネ賦課金等にかかわるものを図示しております。

まず一番上、電力市場から10円で電気を購入します。これを公共施設には電気は流れていきますけども、25円で売るところになります。

その下、中部電力とございますけども、そことあとその下に太陽光発電所というものがございます。基本的に電気は太陽光発電所から直接買うという流れにはなっておりません。送配電事業部門から買うというのが基本的な流れになります。ですので、中部電力から10円で同じように購入するんですけども、中部電力は太陽光発電所からFIT制度を使っておりますので32円、これ仮置きしておりますけども、32円で購入する形になります。

これがその後どうなっていくかっていうところですけども、小売電気事業者は公共施設に電気を売った際に、これは日本中皆さんが負担しているものになりますけれども、再エネ賦課金というものが1キロワット当たり大体2.5円ぐらい、負担をしております。これのお金は公社のほうに入っております。この2.5円分は費用負担調整機関というところに、売った分だけ小売電気事業者は戻します。

これと同様に、下の右端のところ、全国の小売電気事業者とございますけれども、ここに日本中の御家庭、皆様のお宅も多分月2,000円くらい多分御負担されていると思うんですけども、そのお金が小売電気事業者を通じて費用負担調整機関へ入ります。ここでプールしたお金を22円分、中部電力へ戻すという形になります。これが再エネ交付金というものになりますけれども、これによりまして、最初に中部電力は太陽光発電所から32円で電気を購入して小売電気事業者に10円で売っているわけですけども、22円が再エネ交付金として戻ってきますので、ここで損をしないような仕組みになっているというのが、こういう大きな収支のイメージになっています。

というところで、先ほど電力市場、中部電力とございましたけども、どちらにしても買うお金は同じというところになっております。

○柴田博委員 当面はこういうことだと思うんですが、片丘に発電所ができて、そこから電力を買うようになる場合も同じということですか。

○産業政策課長 片丘木質バイオマスの発電所できた場合は、同じ仕組みでございます。直接その発電所から買うのではなく、中部電力の送配電部門から電力を買う。このような図式の形になります。

○柴田博委員 そうすると、今までこの事業をやるときに電気の地産地消だっというふうに言って説明されてきたと思うんですけど、実際にはそうじゃないですね。

○産業政策課長 実はこの電気の地産地消につきましては、そのパターンが示されておまして。今回、この中部電力の送配電事業者から買う形がですね、FIT発電事業者と小売との間に個別の契約を結びますと、そのFIT電源から、いわゆる木質バイオマス発電所から小売電気事業者が買ったことになると、そういう仕組みができておりますので、その制度を使って、いわゆる再生可能エネルギーの電力の卸供給約款における供給メニューの1つとして措置がございまして、それを活用して地産地消とうたっていくと、そういう形になります。

○委員長 いいですか。ほかにございますか。

○篠原敏宏委員 塩尻のバイオマスができたときには、この中では太陽光発電所の横にバイオマス発電所って、もう1つ枠がつくという考え方でよろしいですか。

○産業政策課長 お見込みのとおりでございます。太陽光発電所といわゆる並列するような形で木質バイオマス発電所が描かれることになります。

○委員長 じゃあ、いいですかね、この件は一旦。

それでは、ほかに林業費に関して御質問ございますか。

○産業政策課長 先ほどのメルシャンの出荷量でございますけれども、初年度2020年度ケースで1,000から1,500箱、本数で1万2,000本から1万8,000本の出荷量になる、そういう見込みになっております。以上です。

○委員長 ほかに、林業費に関してございますか。よろしいですか。

○篠原敏宏委員 218ページの一番上の囑託員で、一人は林政アドバイザーって、さっき説明だったけど、この方の仕事だとか、どういう人がそもそもこれに当たるのかを含めて、もう一度ちょっと説明をお願いします。

○森林課長 過去のその方の実績の中で森林業務に精通する方ということで、知識、経験、技能それらを有する人材を林政アドバイザーとして市で雇用して採用し、公社へ派遣するというところでございます。

森林公社の中では、森林経営計画を主に立てていただくということを予定しております。そのほかに、森林公社が行う事業全般に関与していただきながらアドバイスをしてもらおうということを考えております。このアドバイザーの人件費につきましては特別交付税措置の対象となっております、7割分が措置されるということでございます。以上でございます。

○篠原敏宏委員 どういう経歴のお持ちの方かはここでは結構ですが、例えば営林署っていか林野庁のOBだとか、そういう森林経営計画を今までやっていた方が今度はそういう仕事をやっていただくという理解でよろしいということですね。

○**森林課長** 先日ですね、面接を行いまして、実際には過去、森林組合においてこういった仕事をしていました方を採用予定としております。以上です。

○**委員長** ほかにございますか。よろしいですか。

○**永井泰仁委員** さっきの小売電気事業の形の中で、公共施設30カ所から徐々にということですが、この出た利益はどういうふうな形で今度は逆に使う予定でしょうか。

○**産業政策課長** 出た利益につきましては、いわゆる森林の施策であったり、農業の施設であったり、また再エネの導入支援に活用をしていく見込みでございます。

○**永井泰仁委員** これはやっぱり活用方法は、バイオマス推進協議会か何かでしっかりどういう方面かっていうことを限定するのか、何か当初、新聞だか何かに出たのは、子供の養育をしている家庭へ少し引けばどうだとかというような話も出ていたり、農業施設だと言ってみたり森林施設だと言ってみたり、何かころころ変わっているんで。この利益について、またきちっとどういう方面へ充当していくかっていうものを明確にまたしてもらいたいが。今のところ、それで間違いないでしょうか。

○**副市長** ちょっと私のほうから注釈的な話もございますので、御答弁申し上げますけれども、1,500万円の利益をもくろんでいるというか見込んでいるというか、そういう状況だもんですから、確たることは申し上げられませんけれども、先ほどやっぱり森林公社を事業主体としておりますので、先ほど6,000万円の話もございましたが、国の交付金いつまでも続くわけじゃなくて、森林公社としてもやっぱりきちんと自分たちで事業展開できるような利益構造にしていかなきゃいかんと。これが1つでございます。

したがって、当面は森林公社の運営と言えはおかしいですけども、森林公社の事業で、いわゆる森林の保全について、その金を使っていきたい。ただ、FPが始まって電力の買える額が大きくなればなるほど、多分利益の幅も、対比してではないですけども、多少上がってくる。そうすれば、先ほど柴田委員さんのお話もございましたように、地産地消ということで市民の皆さんに、例えば今、区で持っていていただいている街路灯の補助ですとか、そちらのほうに回していけるようなことになれば事業として成功だし、軌道に乗るなというふうな、そこまで行けるかどうかはわかりませんが、それを目標として考えてまいりたいというふうに思っております。

○**委員長** よろしいですか。ほかに。

○**篠原敏宏委員** 松くい虫対策、こっちの説明資料の27ページで説明ありましたが、緩衝帯、これ私も必要だと思し、防除の最前線とか、そういう機能を果たすと。だから非常に重要だというふうに考えておりますが、さっき面積としては3.3ヘクタールとかっていう。ちょっと小さすぎるんじゃないかなっていう気もするんですが、ちょっともう一度、その説明をお願いできますか。

○**森林課長** 今年度の9月補正においてこの緩衝帯事業をお認めいただいて始めたところですが、今年1,000万円の予算をいただきまして、片丘の山麓線沿い3.3ヘクタールの緩衝帯の整備、まだ事業完了していませんけど、今まだやっていますが、今年度はそういう実績になる見込みであります。

来年度におきましても、予算編成の時点では今年度と同じ1,000万円ということで予算計上してございます。引き続き片丘の続きを実施するというので予算説明等してきたところですけども、昨年の後半から奈良井川の左岸における松くい虫の被害の進みぐあいが余りに激しいので、1,000万円、来年度の予算の中から、片丘とそれから洗馬の奈良井川沿いとを分けて、両方手をつけるべきではないかということで、今私どもとして

は考えているところでございます。

○篠原敏宏委員 わかりました。今ちなみに片丘のほうの松本市の赤木山まで来ていて非常に深刻な状況と私も見て感じているんですが、この今回の3.3ヘクタールをやること、そこへ、松本市のほうからどんどん侵食してきそうな今、状況っていうのはいかがですか、東山の。

○森林課長 赤木山はもうかなり面的に被害が広がっている状況でありまして、昨年も松本市の担当のほうへ伐倒、薫蒸、何とかしてくれという要望をしまして、お応えいただいて処分していただいた経過もでございます。このまま放っておくとやはり同じような状況が片丘で始まってしまうという中で、一定区域、松本市境から2.5キロで標高おおむね850メートル以下のアカマツを全て伐採して、アカマツのない区域をつくって対処しているということ考えているところでございます。

○篠原敏宏委員 非常に心配な状況ということは共有されているということでもありますので、ぜひここで食い止める手立てを全てやっていただきたいなと思います。それが経費的にも最終的には一番市にとってトータルで見ると安上がりになる。今が大事だというふうに考えていますので、ぜひ徹底した防除対策をお願いしたい。これは、じゃあ要望に。

○委員長 それでは、よろしいですかね。じゃあ、これで10分間休憩をいたします。

午後 2時17分 休憩

午後 2時25分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開といたします。行政側でこれまでの審査で補足説明等があれば、先に取扱いしたいと思います。

○森林課長 先ほどの公社への負担金であります森林活用推進事業につきまして御説明申し上げたいと思いますので、資料をお配りしてよろしいですか。

○委員長 はい、これを許します。

[資料配付中]

○委員長 説明を求めます。

○森林課長 まず表紙をめくっていただきまして、1ページをごらんいただきたいと思います。30年度の公社の体制図が右側に記載してございます。公社が採用する職員には緑色で塗ってございます。理事長は振興公社と兼務ということでございまして、あと副理事長と事務局長を兼務で置いております。そして嘱託員2名、この4名が公社採用職員でございます。市からは専務理事、主任、林政アドバイザーの3名を派遣いたします。運営負担金といたしまして、理事長、専務理事、主任の人件費等で2,500万円を計上しているものでございます。

次のページ、2ページをお開きください。森林整備の促進に関する事業でございます。森林公社が集約化を行いまして経営計画を策定して、協議会メンバーの事業体が施業するというスキームによりまして、市内の森林整備の加速化と事業体育成を図ろうというものであります。森林GISのライセンスの取得ですとか、嘱託員人件費などで470万円を計上しております。

②の地域林政アドバイザーですけれども、先ほど申し上げましたとおり経営計画を立てることのできる経験知識を持つ人材を市が採用し、公社へ派遣するものでございます。

次、3ページをお開きください。協議会のスキームということでございまして、赤枠の中が協議会ということでございまして、森林GISを活用いたしまして森林公社が経営計画を策定し、計画に基づく施業を協議会メンバーが行うという仕組みであります。まだ細部の取り決めですとか、ルールを詰めていく必要がありますけれども、30年度については塩尻市有林をステージに実施してまいりたいと思っております。

次に4ページをお願いします。③の森林整備促進事業でございますけれども、宗賀地区振興会との連携のもと、宗賀地区で100ヘクタールの森林整備を行うのにつきまして、地元説明会ですとか協会明確化等の調査を実施し、経営計画策定に向けて推進を図るものであります。調査費、人件費等で1,260万円を計上するものであります。

次に5ページをお願いいたします。森林整備促進事業の全体スキームとなっております。真ん中のところに事業目標がありますけれども、市内の森林整備の加速化と民間事業者の育成、自立化支援を目指して取り組むものであります。左下の枠を見ていただきますと、これまでは計画から施業まで全て森林組合が行ってまいりました。これを第1段階といたしまして、塩尻市有林整備事業の一部を森林公社が経営計画を立てて、施業は民間の事業者へ委託するというを行います。次の段階では、今度は民有林を対象として同様に公社が経営計画を立て、整備を民間の事業者でやっていくと。将来的には民間事業者みずからが経営計画を立てて施業していくことを目指していくものであります。

次に6ページをお願いいたします。山のお宝ステーション事業でございます。負担金として720万6,000円を計上するものであります。30年度につきましては、お宝ステーション担当の嘱託員の人件費をこちらのほうへ加えてきております。

次に7ページをお願いいたします。自伐林家支援事業といたしまして、林内作業車の購入費320万円を計上するものであります。この写真のものが林内作業車でございまして、これには1.2トンの木材が積載可能でありまして、機能性ですとか、集材といった作業が効率化できまして、これを林家に貸し出して負担軽減を図るというものでございます。

次に8ページをごらんいただきたいと思えます。森林を通じた交流促進に関する事業ということでございまして、塩尻森林塾の開催に200万円を計上いたします。まきのユーザーや一般の市民を対象にしまして、伐木造材や集材搬出等の知識や技術を学ぶ講座、このほか子供から大人まで参加できるような森林に親しむイベントも考えてまいります。

次に9ページをお願いいたします。森林活用推進事業の一覧となっております。30年度の事業費合計は5,870万6,000円で、このうち交付金の対象が3,550万円ということでございます。こちら平成29年度から32年度までの地方創生交付金の計画の資料ともなっております。31、32年度については、まだ確定したものではありませんで、あくまで現時点での予定ということでございます。以上でございます。

○委員長 それでは、委員よりこの件に関して質問、御意見ございますか。

○永井泰仁委員 こういう資料を最初から出しておいてもらえれば、もっと早く、理解も早かったわけですが。それともう一個、森林所有者への、これからいろいろ新事業を進めていくような啓蒙活動費が29年度までしか計上してないですが、これはできれば大きな金額じゃなくて、やっぱり計画を次に進めていく、先へ先へとその地域には、この啓発用のいろんな制度とかパンフレットをつくって配布したほうがいいんで、30年度はこう

いう計画だそうですが、今後そんな点も少し配慮したらどうかということです。

○**森林課長** 今回、特別、啓発啓蒙というところには金額ございませんけれども、塩尻森林塾ということで森林を通じた交流促進に関する事業、この中で啓発的な事業、イベント等を開催していくということにしてございまして、そんな内容も含んでいる30年度ということでお願いしたいと思います。

○**委員長** ほかにございますか。

では、私から。4ページ、推進事業ということで、財産区がある宗賀、洗馬、北小野という形で予算づけの予定が書かれておるんですが、それ以外の地域については財産区等がないので、いわゆる枠で先に囲ってない中で進めるのは難しいんですが、Fパワーの近くの片丘地区であったり、その辺の地域についてはどんな考えかたをお持ちなのか。要はこれ以外の地域はどうするのか。

○**森林課長** 3地区はこういうことでございますが、片丘については集約化促進事業ということで数年前から取り組んでおりまして、まだこの先も計画的に実施していくということでございまして、あとは山林の多いところでいうと檜川地区でございますけれども、まだいろんな計画の中では未定ということになってございます。

○**委員長** わかりました。各委員、理解が進みましたでしょうか。よろしいですか。特に質問がなければ、また最後のほうでも構いませんので、あれば質問をいただきたいと思いますが。

それでは、先に審査については進めたいと思います。農林水産業費に続きまして7款商工費を議題といたします。説明を求めます。

○**産業政策課長** それでは予算書の223ページ、224ページをお開きください。

○**委員長** 着座で構いません。

○**産業政策課長** 着座にて失礼いたします。合わせまして、予算説明資料の25ページをごらんください。7款商工費1項商工費1目商工総務費の主な事業について説明いたします。説明欄の上から2つ目の白丸、商工総務事務諸経費は469万3,000円でございます。下から5つ目の黒ポツ、道の駅木曾ならかわ管理委託料60万円は道の駅のトイレ清掃等を塩尻木曾地域地場産業振興センターに委託するものです。

続きまして2目商工振興費です。一番上の白丸、基幹産業強化支援事業は予算額6,238万1,000円でございます。その下の黒ポツ、塩尻インキュベーションプラザ指定管理料931万1,000円は、平成22年度から塩尻市振興公社を指定管理としまして管理運営をしています。職員1名分の人件費、清掃設備清掃保守点検料、水道光熱費など施設維持管理費などの経費となっております。その下の黒ポツ、地域産業創造事業委託料1,529万8,000円は、塩尻インキュベーションプラザを拠点として市内企業の生産管理や改善にかかわる支援、企業間、山岳間、異業種間などのさまざまな連携を促進するコーディネーターの人件費やインキュベーションの支援業務費用が主なものでございます。こちらは国の地方創生推進交付金2分の1が財源となっております。2つ下の黒ポツ、塩尻市振興公社運営補助金2,950万円は、振興公社の運営を担当する市から派遣する職員3名分の人件費、及び公社の運営にかかる経費の補助金でございます。その下の黒ポツ、商工業振興対策事業負担金747万2,000円は、市内の中小企業が展示会へ出店する際の費用を補助する受発注支援事業や、技術開発を支援する事業などの負担金でございます。

その下の白丸、中小企業融資あっせん事業は予算額10億9,000万円でございます。市内中小企業の安定した経営を支援し、地域経済の向上と雇用を確保するための制度融資の事業でございまして、中小企業融資あっ

せん保証料補給金3,000万円、中小企業融資あっせん資金預託金10億6,000万円となっております。

その下の白丸、工業団地維持管理事業は予算額335万5,000円でございます。この事業は市内4つの工業団地、塩尻インター林間工業団地、塩尻アルプス工業団地、今泉南テクノヒルズ産業団地の環境整備及び維持管理を行い、適切な管理を図るものでございます。

おめくりいただきまして、予算書の225ページ、226ページをお開きください。一番上の白丸、商工団体活動支援事業は予算額1,375万8,000円でございます。その下の黒ポツ、商工会議所事業補助金1,149万8,000円は商工会議所の運営を支援することによりまして、市内商工事業者への継続的な支援体制を確立するものでございます。2つ下の黒ポツ、推進プロジェクト負担金190万円は、塩尻商工会議所等と連携し中小企業を対象としたセミナーや研修、小学生を対象としましたこども科学探検団、県内外の小学生とその保護者を対象とした松本山雅フェスティバル等を開催する負担金となっております。

その下の白丸、企業立地促進事業は予算額4,925万3,000円でございます。4つ下の黒ポツ、企業立地調査委託料100万円は、景況感が好転する中、市内企業から事業規模の拡大に伴う用地を確保したい、また市外企業から本市へ進出したいとの案件をいただいておりますけれども、現在工業団地に空き区画がない状況でございます。そこで本予算を活用しまして、一団の企業用地の確保ができるように調査を進めていくものでございます。その下の黒ポツ、用地取得費1,308万円は塩尻市土地開発公社が負担している産業団地、今泉南テクノヒルズ内の8区画の用地費を事業用定期借地期間に応じて負担しているものでございます。その下の黒ポツ、工場等設置事業等補助金3,402万6,000円は工場等の新築、増築による建物と、償却資産の固定資産相当額を補助するものでございます。

その下の白丸、商工業活性化事業は予算額927万5,000円でございます。この事業は商店街のにぎわい創出を図るイベントや販売促進事業に対する支援でございます。

その下の白丸、創業支援事業は予算額219万5,000円でございます。2つ目の黒ポツ、特定創業支援事業負担金50万円は本年度でございますけれども、塩尻市創業支援計画を改正いたしまして、平成29年12月25日に再度認可を受けております。この計画に基づいて塩尻商工会議所及び女性のための支援団体ココノチカラで創業希望者を対象として、経営、財務、人材育成、販路開拓などのセミナーを開催いたします。その下の黒ポツ、クラウドファンディング支援事業負担金100万円は、市内の中小企業者及び創業者が地域活性化のためにクラウドファンディングを利用して、地域課題の解決及び地域資源を活用した新たな製品、サービスの創造の促進を図るための資金調達を行うものにつきまして、当該資金調達にかかる手数料の2分の1を補助するものでございます。財源は国の地方創生推進交付金2分の1を活用しております。

次の白丸、ワイン産業振興事業は予算額638万円でございます。1つ目の黒ポツ、ワインインキュベーション事業委託料38万円は既存の市内ワイナリーにワイナリー設立希望者の醸造技術研修を委託するもので、ワイン大学の卒業生やワイナリーの設立希望者が醸造経験を積むことで醸造免許取得のハードルを下げ、市内への小規模ワイナリーの設立を促進するものでございます。その下の黒ポツ、ワイナリー等設置事業補助金450万円は市内におけるワイナリーの整備を促進することによりワイン産業の振興を図るため、ワイナリーの新築、増築または改築を行うものに対し固定資産税相当額を補助するものです。平成30年度は昨年6月に古町に開業いたしましたいにしへの里の葡萄酒を新たに対象としてまいります。その下の黒ポツ、海外展開支援事業負担金15

0万円は、塩尻ワイン組合等が海外展示会や国際コンクール等に出品する際の費用に対し補助を行うもので、2020年の東京オリンピックを見据えまして、海外で塩尻産ワインの認知度の向上及びブランド化を図りまして、海外への輸出及び訪日外国人による購入の促進を狙うものでございます。

その下の白丸、商店街活性化事業は予算額520万円でございます。この事業はこの下の黒ポツ、共同施設設置事業補助金270万円。おめくりいただきまして227ページ、228ページをごらんください。一番上の黒ポツ、商店街活性化事業負担金250万円で構成をしております、中小企業団体やまちづくり会社等が実施する駐車場整備や空き店舗の改修、改修後の賃借料に対する補助でございます。

その下の白丸、起業家育成事業は予算額500万円でございます。その下の黒ポツ、高校生起業家育成事業委託料は若者の職業選択の重要性が高まる中、進学、就職のほか企業への関心を高めることで、将来のキャリア選択の幅を広げ、同時に起業家精神あふれる人材を育成することを目的としました高校生を対象としたセミナーやワークショップなどを開催する事業を委託するものでございます。この事業は今年度29年度から実施をしております、市内3つの高校と長野高専を対象とし、延べ1,020人の生徒の参加がありました。実施後のアンケートによりますと、自分の将来や進路選択の参考となったとの回答がアンケートで80%ございました。こちら国の地方創生推進交付金2分の1を活用して実施しております。

続きまして、3目木曾漆器振興費。一番上の白丸、木曾漆器振興事業は予算額5,213万1,000円でございます。塩尻木曾地域地場産業振興センターにかかる細目につきまして説明をいたします。上から9つ目の黒ポツ、ちょうど中ほどになりますけれども、地場産センター運営補助金500万円は、地場産センターが行う公益的な事業に対して補助するものでございます。また一番下の黒ポツ、地場産センター運営貸付金3,000万円は、名古屋城本丸御殿修復工事の材料購入費など運転資金を目的とした短期貸付金で、当該年度内に全て返済されます。地場産センターの29年度12月末までの状況を申し上げますと、対前年同月比、工芸館の売り上げが94.4%、約5.6%の減になります。ならかわ市場の売り上げが88.2%でありますけれども、文化財の修復事業は名古屋城の修復工事が完了に向けて大詰めを迎えていることができたことから出来高がふえまして、約3倍程度の伸びになっております。全体としては1.4倍程度の売り上げになっております。現在地場産センターにつきましては、今後のあり方を協議進めておりますけれども、策定中の経営計画、改修計画につきましては、本委員会終了後に開催をお願いしております協議会にて説明をいたします。私からの説明は以上です。

○ブランド観光課長 続きまして、木曾漆器振興事業のうち地場産センターの運営等にかかわらない部分について御説明申し上げます。予算説明資料は28ページになります。木曾漆器振興事業は地場産業である木曾漆器の伝統継承と普及拡大を図るため、イベントの開催、販路の拡大、技術者や後継者の育成などの支援策を総合的に実施するものでございます。5つ目の黒ポツ、木曾高等漆芸学院業務委託料135万円は、木曾高等漆芸学院の管理運営の委託に関するものでございます。その2つ下の黒ポツ、漆器祭・宿場祭開催負担金350万円は6月に開催される木曾漆器・奈良井宿場祭の開催負担金で、30年度は6月1日から3日までの3日間の開催予定です。昨年度は第50回記念ということで50万円増額しましたが、今年度は350万円に戻してまいります。3つ下の黒ポツ、木曾漆器振興対策事業負担金714万円は、漆器産業の維持と継承に向け産地事業の中核であります木曾漆器工業協同組合等の事業を支援するもので、商工会議所を通して実行することとなっております。その内訳は、木曾漆器工業協同組合補助金、木曾漆器生産者組合への補助金、木曾漆器伝統工芸士会への補助金、

木とうるしの会への補助金、木曾漆器受発注支援事業への補助金等となっております。その下の黒ポツ、伝統工芸木曾漆器後継者育成事業負担金144万円でございますが、こちらは木曾漆器の製造技術等の保存伝承及び後継者育成を図るため、その技術を習得しようとするものに対して、24カ月を限度として奨励金月額2万円を支給するものでございます。対象となるのは、漆器産業に従事しながら漆芸学院に在籍するものとなっております。その下の黒ポツ、産地活性化プロジェクト負担金124万円は、木曾漆器青年部、長野県中小企業団体中央会、筑波大学と連携し、木曾漆器の後継者を確保するとともに産地である木曾平沢地区の産業振興を促進するため、空き工房等を活用し漆芸活動を支援する事業でございます。その下の黒ポツ、販路拡大事業負担金200万円は平成30年度からの新規事業となります。木曾漆器の国内販路拡大により、海外からの来訪客が漆器に触れる機会をふやししながら、さらに海外に売り込むことにつなげていくことで漆器産業の振興を図るものでございます。

続きまして、4目地域ブランド推進事業費について御説明申し上げます。予算額7,458万円。事業の概要は塩尻ブランド戦略に基づき、地域ブランド推進活動協議会を中心に地場産品を効果的に活用しながら、塩尻地域全体のブランド化を図るものでございます。

228ページ、事業費の中の3つ目の白丸、地域産品ブランド化事業、予算額1,770万2,000円について御説明申し上げます。5つ目の黒ポツ、会場使用料185万8,000円は期間限定の名古屋ワインバーや首都圏で実施するアンテナショップの会場使用料となっております。次の黒ポツ、ワインブランド推進事業負担金157万5,000円は、塩尻ワイナリーフェスタワインと語るタベへの負担金となっております。次の黒ポツ、地域ブランド推進活動負担金1,232万8,000円は、地域ブランド推進活動協議会へ負担金を交付し、効果的なプロモーションを推進するものでございます。主な事業は、特産品の県外PR、ワインプロモーションプレゼンテーション、地域産品プロモーションなどで、このうちワイン振興に関するもの1,113万2,000円は国の地方創生推進交付金を財源として活用しております。支出の大きい事業としましては、名古屋ワインバー、銀座NAGANOワインセミナー、ミスワイン協賛金、メルローサミット事業となっております。次の黒ポツ、シャトルバス運行補助金146万3,000円でございます。松本山雅のホームゲーム開催に伴うシャトルバス運行への補助金、観光協会が元気づくり支援金を活用して実施する桔梗ヶ原ワイナリー循環バス、広域ワイナリー周遊バス運行に対する補助金となっております。

ページをおめくりいただいて、229、230ページをお願いいたします。5目観光費、予算額1億1,635万2,000円について御説明申し上げます。230ページ1つ目の白丸、観光総務事務諸経費596万2,000円のうち、下から2つ目の黒ポツ、Wi-Fiアクセスポイント使用料121万2,000円は、市内17カ所のアクセスポイントの設備使用料となっております。

2つ目の白丸、観光振興事業費、予算額6,538万6,000円は、観光振興ビジョンに基づきゲートウェイプラザの期間施設である塩尻市観光センターの充実を初め、街道おもてなし観光の発信、観光資源の磨き上げ、開発を実施、新たな需要が見込めるインバウンド対応、また各種イベントへの負担金、補助金の交付を行うものでございます。真ん中よりやや下の黒ポツ、新宿駅南口観光案内所使用料97万2,000円は、中部地方を訪れる海外からのお客様の誘客等を目的とした中部インフォメーションプラザ京王新宿の使用料となっております。下から2つ目の黒ポツ、観光協会運営補助金6,031万1,000円は、塩尻市観光協会への補助金となっております。主なものは、観光センターの運営や、観光協会の事務局職員などの人件費、観光イベント等の推進、

観光パンフレットの印刷等でございます。

次の白丸、観光施設整備事業3, 674万円は、観光施設の維持管理、新設等により来訪する利用者に対して、安心安全な施設を提供するための事業でございます。ページをおめくりいただきまして、232ページ、9番目の黒ボツ、放流魚購入費120万円は、みどり湖放流用ヘラブナの購入費となっております。現在みどり湖は耐震工事ということで、全ての水が抜かれておりまして、全くヘラブナがいない状況となっております。30年度、31年度を続けて1,500キロを放流することで、現状に戻していく、近づけていく予定であります。それから7つ下の真ん中辺の黒ボツになります。清掃委託料289万6,000円は、観光センター、サラダ公園、奈良井駅前、贄川駅前ほかの清掃の委託料となっております。2つ下の黒ボツ、みどり湖釣り場・周辺管理委託料347万8,000円は、みどり湖のヘラブナ釣りの料金徴収、公園周辺の管理等の委託料となっております。8つ下の黒ボツ、いこいの森公園管理委託料、はいこいの森の公園の管理に関するものとなっております。その4つ下の黒ボツ、観光施設整備工事費1,802万1,000円のうち、主なものは、みどり湖栈橋整備119メートル1,558万9,000円、みどり湖休憩施設解体工事100万円、観光サイン整備100万円などとなっております。みどり湖栈橋整備工事は、みどり湖の耐震工事に合わせ、3年計画で全ての栈橋をリニューアルしていく予定の2年目に当たります。こちらにつきましては、地域活性化事業債を財源として活用していく予定であります。

次の白丸、広域観光推進事業、予算額826万4,000円でございます。こちらの事業は、隣接近隣の自治体と連携し、広域的な観光振興及び誘客促進事業を実施していくものでございます。広域パンフレットの作成、広域キャラバン等を具体的には実施しております。3つ目の黒ボツ、信州まつもと空港利用促進負担金345万円でございます。こちらは県内関係自治体で構成するまつもと空港利用促進協議会、地元自治体及び関係団体で構成するまつもと空港地元利用促進協議会、松本商工会議所が中心となり商工団体が中心となって構成するまつもと空港を利用する会等への負担金となっております。続きまして234ページをお願いいたします。一番上の木曾広域連盟負担金226万8,000円ですが、こちらにつきましては、木曾路小さな旅というパンフレットやJR東海と連携した誘客事業の促進等を行っております。下から2番目の黒ボツ、信州DC負担金29万円は、県が事務局を行っている信州キャンペーン実行委員会への負担金。こちらは県内の自治体関係団体等で構成しているものでございます。本年度実施しましたDCの継続事業としてアフターDCを開催するものでございます。本DCの成果と課題を生かして事業を展開するものでございます。以上7款商工費について御説明申し上げます。御審議よろしくをお願いいたします。

○委員長 それでは、委員より御質問、御意見ございますか。

私から。224ページの中小企業融資あっせん事業で、他市に比べて一番高い掛け率というか、1.4倍ですか、預託するお金に対してということで、これはどうなんですか。今、低金利なのでそんなに需要があるのかなという疑問もあるんですが、ここ2、3年、どのぐらいこの枠の中で融資の実績があるのか、少しお聞かせをいただきたいなと思っております。

○ブランド観光課長 済みません。ちょっと実績に関しては、数値のほうは補佐のほうからいきますけれども、今の全体的な概要を申し上げますと、制度資金ですけど、銀行の金利も低いということで、資金調達で企業は非常にしやすい、そういう状況にはなっております。そういった中で、融資の実績、昨年はちょっと落ちてはいた

んですが、今年度の途中経過に申し上げましては補佐のほうから説明を申し上げます。

○**産業企画・商工係長** 融資の実績につきましてですが、今、課長からございましたように平成27年度から平成28年度は市中金利の低下等もありまして、234件から154件減った経過がございます。1月31日現在の現在状況でいきますと、28年1月末が115件、平成29年度、この1月末なんですけれども98件ということで85.2%というような状況になっております。信用保証協会の承諾額もやはり15%ぐらい上半期で減っておりまして、やはり市中金利の低下で保証料が割高だと受け取っている方が多いというような、そんな話もお伺いしております。お願いいたします。

○**委員長** ありがとうございます。委員より。

○**永井泰仁委員** 230ページの環境振興事業の中の観光協会の運営補助金が6,000万円余ということで出てますが、これは人件費とか運営費ですが、最近2、3年の傾向はどんな傾向でしょうか。

○**ブランド観光課長** 観光協会につきましては、昨年度から一般社団法人化しているということで、昨年度は非正規職員3人を派遣しております。その分が人件費として加わってきております。新年度につきましては、1人戻すことで逆にプロパーを1人雇用していく形になっております。人件費につきましては、全体約6,000万円のうち13人分4,000万円が人件費となっております。以上でございます。

○**永井泰仁委員** 観光振興事業費とはいいいながら、人件費がうち4,000万円じゃ、ほとんど占めているのが。この中で何か、この新年度新しいことをやるとか、あるいは補助金の変更をしたものとか、そういうものはないですか。昨年並ですか。

○**ブランド観光課長** 事業内容としましては、29年度と同様の事業内容でまいります。

○**委員長** いいですか。ほかに。

○**丸山寿子委員** 226ページ、下から2つ目の白丸ですが、ワイン産業振興事業についてと関連してワインのブランドもなんですが、海外展開支援事業というようなことで海外に向けても発展していこうというところですけども、この海外展開ということに当たっては、例えば市内のワイナリーで集まって何か話しをするとか、議論をするとか、そういうようなことってのは考えられているんですか。

○**産業政策課長** 海外展開につきましては、ワイン組合の例会等でワイナリーの皆さんが集まったときに、市としては東京オリンピックを見据えてこういった事業を進めてまいりたい、また今年度ですけれども9月に中小企業基盤整備機構というところのインバウンド資源という事業の採択を受けまして、そこがシンガポールにワインを持って行って、いわゆる塩尻の特産であるナイアガラ、コンコードこういったワインが果たして市場とマッチするのかそういった調査もさせていただいております。そういうのを踏まえながら、なおかつ県のほうでもワインの振興に非常に力を入れております。そういう中で県が、いわゆるコンクールの出品のエントリシート、非常に専門知識が必要で難しいところを書いてくれるような事業を今回創設いたしました。それに合わせて市はワインコンクールに出品して海外の評価を得る、そういったところの支援をこの事業の中で盛っております。国際コンクールに1本出品すると、大体30万円ぐらいかかるということで、市内ワイナリーの皆さんに聞きましたら、昔はよく出していたけど今はやめてしまったと、そういうワイナリーがたくさんございました。これを契機にちょっと今回はこの国際的な評価を得るようなそんな仕組みを構築しております。私からは以上です。

○**丸山寿子委員** 各一つ一つのワイナリーっていうだけでなく、やっぱり産地間競争だったり、国同士の競争

だったりと思うので、やっぱりその辺、ライバルでもあり、切磋琢磨してくのがあれだと思うんですけども。一つちょっと言いたいのが、本会議でもワインのラベルのことを、デザイン性のことが出ましたが、ラベルのデザイン性もなんですけど、例えば国内で賞を取ったようなワインを集めて、少しずつですが研修をして飲み比べたりとかってようなことを市民の皆さんがやったときに、塩尻のワインの場合、水の中に冷やしておくトラベルが全部剥がれてしまったりぼろぼろになってしまったり、どこかわからなくなる。それに対してここはこうだった、あっちではこうだったというような話も出されて、ぜひ各ワイナリーにもそういうところも研究してもらいたってことを言われたんですけども。やはり、国内でも、やっぱりもっともっと認められたいですし、海外に出ていくとなると、やはりそういうところも研究して、1社だけではなく、どのワイナリーも共有した問題点というか、していくことが大事だと思うんですけど、その辺を市としてどう考えているかなと思うんですけど、どうでしょうか。

○産業政策課長 今、シンガポールでテキストマーキングをしている中でも、やはりラベルの話は出てまいります。やっぱり日本っぽいラベルは受け入れずに、きらびやかな金色とか、そういったものを使ったラベルが好まれると、そんなようなラベルでワインを評価するという相もあることは、今わかってきております。あと、水の中に入れると剥がれてしまうというのは、一つには瓶の捨て方でラベルが剥がれたほうが捨てやすいとかそういうのもありまして、逆に企業がそういうきっとエコの意識でラベルを変えたようなことも配慮ではあります。今、議員さんがおっしゃられたとおり、ワインをこれからプロモーションしていく上でそういった御指摘も踏まえながら、私ども農政課と産業政策課とブランド観光課のほうでワイン産業振興本部ということで、ワインを一体的に盛り上げるような形で進めておりますので、そういった中でも議題に上げて協議をしてまいりたいと思っております。

○丸山寿子委員 本当にラベルのデザイン性も、シンガポールの傾向とはまた違う傾向もあるかと思っておりますけれども、とにかくデザインのことも考えていただいて、しっかり市のほうとしても声を出していただけたらと思います。お願いします。

○柴田博委員 228ページが一番上のほうの、高校生起業家育成事業委託料500万円ですけど、もう少し具体的な中身をちょっと紹介していただきたいんですが。

○産業政策課長 こちらですけども、ことしは角川アスキー研究所というところに委託をして、いわゆる自分で会社を立ち上げた人を講師に呼んで、全体的に、学年全体に集まってもらうセミナーと、あとは少人数でやるワークショップを行ってきております。細かい内容、係長のほうから説明をいたします。

○雇用創生係長 産業政策課の雇用創生係長の清沢と申します。今、課長のほうから御説明がありましたとおり、市内3校および長野高専の4校に対しまして、各高校に起業家の講師を派遣いたしまして、各高校によっても学年違うんですが、学年全体のセミナー及びクラス単位のワークショップ、課題発見、課題解決のためのワークショップを各高校にて開催をいたしました。2月4日曜日ですが、グレイスフル塩尻において、今、申し上げました4校プラス松本広域圏全体の高校生に範囲を、対象を広げまして、起業家2名の講演及び起業家に直接質問等できるテーブルトーク会ってものを開催させていただきまして、全体で生徒としては最後のカンファレンスは45名の参加がございました。各高校は学年単位ということで、二百数十名の生徒に参加していただきまして、冒頭、課長の説明でございました、全体で1,020名の生徒の参加がございました。以上でございます。

○柴田博委員 全体で回数的には何回ぐらいになるわけですか。大きい小さいのあると思いますけど。

○雇用創生係長 各高校によって、1日でできたところと4日間に分かれたところとございます。時間数にしてセミナーが1時間、ワークショップが3時間、合計4時間というプログラムになってまして、その4時間を1日で実施できた高校と、1時限ずつ4日間に分かれて実施したという高校がございますが、全体では4時間のプログラムとなっております。

○柴田博委員 それで、この授業の目的というのは、高校生にそういう将来的に起業家になってもらおうというようにことを理解してもらうための活動っていうことですね。高校生っていえば、ほとんどはすぐに社会人になるわけではなくて大学生になってそれから社会人になるわけだけど、何年も先のことを高校生のときにこんな話を聞いたなあということを覚えていてもらおうという、そういう取り組みっていうことですか。

○産業政策課長 この取り組みでございますけれども、やはり高校生、将来を見据えたときに、進学または就職という大きな2つの選択肢がありますが、その中に起業という選択肢も、自分で何かにチャレンジをしてみよう、そういう、いわゆるセンシングをちょっと教えてもらうということで。講師の先生が言っていたことは、普通の会社に入って何か新しいビジネスを始める、何か新しい事業を始める、そういったものだっていわゆる起業なんだよとそういうお話をされておりました。それが深く印象に残っております。受けた高校生の皆さんも非常にいい刺激を受けておりました。先ほど委員がおっしゃいましたけれども、最終的には塩尻でこういう授業を受けたというのが基礎本能に結びついて、将来塩尻で自分も起業してみたいとか、そういうところにつながっていけばいいなとそういう思いを持って進めている事業でございます。

○柴田博委員 ちなみに、ほかでもこういうことやっているところあるんですか。

○産業政策課長 これは新聞報道になりますけれども、県は県でやっておりますけど、市町村としてこういった取り組みをしているのは塩尻市が唯一という形で聞いております。

○委員長 いいですか。

○永井泰仁委員 226ページの企業立地促進事業の企業立地調査委託料100万円が計上されていますが、委託先とその主目的、それからその下の用地取得費はどのぐらいの単価でこの土地を取得するのか説明してください。

○産業政策課長 まず、調査の委託料の100万円につきましては、まず具体的にどこという形で決めておりません、と申しますのは、今、企業から大きく拡大をしたいとかそういった場合にオーダーメイド、一つ一つの案件に応じて、その会社が用地を取得できるように動いております。そういったときに使える調査的なものを予算として確保しているのが一点と。もう一点、やはり農地のほう規制等々が多い中、なかなか一団の大きな工業団地が見つかっていません。そういったところの交渉がついたときに即座に、企業のほうもいわゆる進出するならオリンピックまでとかそういう声も聞こえておりますので、即座に対応できる態勢を整えておきたいと考えております。

その下の用地取得費でございますけれども、これは新たに用地を取得するものではなくて、今泉南テクノヒルズ、こちらは7社に8区画を事業用定期借地権として貸しております。その用地代を市のほうで歳入として受けまして振興公社のほうにお返しする、その予算が額になっております。以上です。

○永井泰仁委員 この企業立地調査の委託料、特に先は決めてないということだけれども、実質は適するとはい

ろんな調査っていうのは委託料とはなっているけれども、いわゆるいろんな条件調査の人件費に近いものなのか、それとも100万円っていうお金を計上する論拠として、どこかそういうある程度卓越したところへ頼むのか、その辺ははっきりちょっと教えてください。

○産業政策課長 今のところは人件費という考え方ではなく、あくまでも測量であったりとか、その用地を決めようと、市として使うことができる見込みがあるのか、そういったことを調査する調査費として計上をしております。

○永井泰仁委員 これは課長、あれ。これまでこういう形で誘致した企業が、ここの土地の形状がこうだとか、面積このぐらいでこうだとか、そういう形の委託料とかこういうので計上してきたこと、初めてのような気がするが、これまである程度の時間こういう方法で進めてきてますか。

○産業政策課長 いいえ、初めてでございます。今までこういった形で調査委託料を計上したことはございません。先ほど来の繰り返しになってしまいますけれども、企業立地待ったなしという中で、私どもは即座にこう動きたい、あの土地果たして企業用地に適しているのかどうか、そういったところを測量を初め、いろいろな土地の規制のクリア、そういったところで企業が早く進出できるように、この予算を確保しているものでございます。

○永井泰仁委員 そうすると、市の行政が窓口ということですが、例えば我々のところへ民間企業がどっか適地はねえかと、このぐらいの面積でこうだっていうようなのが来た場合には、皆さんのほうへこれこれこういう企業だからってそこへ案内して、ある程度の可能性を探ってもらったり、土地の確保だとか、いろんな条件、そういった話が来た場合には課長のほうへ持っていけば、この調査費の中である程度の候補地が絞れるような形のものをつくってもらえるというそういうことですかね。

○産業政策課長 ぜひそういう案件ございましたら、産業政策課のほうへお声がけをいただきまして。本当に企業のニーズに合うような土地を、私ども探しておりますし、私どももですが、いわゆる建設事業者のところにもかなり立地の話が舞い込んできております。そういった事業者と連携をしながら情報共有を、今しているところでございます。

○副委員長 228ページの真ん中辺の木曾漆器振興事業、この下から3番目の黒ポツ、販路拡大事業負担金。これ、新規事業って言われましたね。

〔「はい」の声あり〕

○副委員長 どんな内容か。

○ブランド観光課長 こちらにつきましては、先ほど説明させていただきましたが、海外への売り込みを目的としながら、その前の段階で国内の販路拡大を行い、まず海外から日本に来たお客さんに対して漆器に触れる機会等をふやしていきます。その延長線上で海外へも進出していこうというそんな仕組みで考えております。具体的には展示会等への出店、支援である受発注支援事業補助金というのが今ございますが、そちらにつきましては、漆器に関するものについては補助金の上乗せをして1事業当たり15万円以内、1年当たり30万円を上限とした補助をしていくものでございます。それによりまして、多くの漆器事業者が出店等がしやすい状況をつくっていく予定でございます。

○副委員長 そうすると、誰に負担金を出すかっていうと、イベントをやる事業者に負担金を出すということですか。

○ブランド観光課長 そうです。出店を考えている事業者に対しての補助金となります。

○丸山寿子委員 関連して。済みません。例えば東京ドームのほうのテーブルウェアも、ここずっと何年も出していただいて、最初、県のほうのお金もきてて、商工会議所も今も入ってます、商工会議所入ってくれてますけど、今は割と組合のほうの中で自発的に出店している4社とかが、例えばことしとかも出てもらってるんですけど、そういったところにも補助っていつてるのかってこと、まず一回そこをお聞きします。

○ブランド観光課長 今お話がありましたテーブルウェアフェスほか、ギフトショー、この2つにつきましては規模も出店量も大きくなるということで別で、木曾漆器自発注支援事業への特品ということで、そちらは木曾漆器振興対策事業負担金の中で、その2つの事業については別で考えて出しております。

○丸山寿子委員 別のほうで出してるってことですかね。今。

○ブランド観光課長 木曾漆器振興対策事業負担金の中で自発注支援ということで、この2つの事業については実施しております。

○丸山寿子委員 言いたいのが、国内の地場産も大分苦労してきた中で、今、陶器でも何でもデザインをすごく考えて、本当に和モダンでもあったり、すごくいろんな方向性を研究して、外国人の人たちにもかなり漆器とか陶器とかいろんなもの売れるものは売れている。産地もまた見直されたり、一回衰退したところもまた復活しているような漆の産地も東北のほうにあったりとかしているんですけど。ちょっと塩尻市内は、今海外に行くと、目を、何ていうんですかね、出られているといるところはあるのかどうか、ちょっと先に一回まず教えてください。塩尻市内ではないですか、そういうところは。

○産業政策課長 漆器事業者に限って言いますと、例えば丸嘉小坂漆器店、ワイングラスに漆を塗っているところは、ことし1月でしたか、メゾンドパリというパリの大きな展示会に出店をみずからしております。ジェトロの補助を受けてですけども、そういったことはございます。

○丸山寿子委員 そうですね、いろいろな出店の中で、すごく出ているところは出ているしっていうところで、研究して今は市内でも頑張っているところはあるなっていうのはテーブルウェアを見て思っています。大分変わってはきたと思うんですけど、最初のうちは、なかなか出るところは杭が打たれているかなというような印象はちょっと持ってたところはあるんですが。一点は市のほうとしても、そういうところにも応援をしてほしいというのと、もう一つちょっと気になるのが県はどう考えているのか。さっきワインの方はそういうように着目しているということは答弁でありましたけど、テーブルウェアのを見に行っても、例えば石川県はそういう土地柄といえど土地柄なんですけど、かなり県でも力を入れて、すごく広いブースを、もう全体のそういう地場産を全て展示できているみたいなのがあるところがあって、漆器も会津でもどこでも結構全国的にすごく出ている。陶器も今どきの使いやすいモダンなデザインで、若い人にも受けるようなことを工夫している九州のほうの産地もあったりとかしていて、市はもちろんなんですけど、県がどう考えているのかっていつも思っています。一回何年前かにテーブルウェアを見に行った帰りに、その会場でくれる薄いパンフレットを県の銀座NAGANOに置いてきたことがあったんですけど、県の人たちがそこまで知っているのか知らないのか、せっかくドームでやっているんですけど、知ってるんだろうかっていう、ちょっと気持ちを持ったんですけど、ちょっと課長とかいなかったんであれなんですけど、その辺もっと県とかにもワインと同じように長野県内の地場産だっことで力を入れてほしいということ、市としても言ってほしいと思うんですけど、その辺どうですか。

○ブランド観光課長 県としても直接漆器組合等との連携の中で支援している部分あると思いますので、私が直接市と関係しているのが産地活性化プロジェクトのような形で、地場産のほうの支援はしていただいておりますが、今後、今おっしゃられたように県としてそういったところに出店しているところは、今お話にありましたようなところは、石川であるとか、そういったところは多分知っていると思います。その辺につきましても私どものほうからもお願いをしていながら、全体的に地場産業の振興につなげていきたいと思います。

○丸山寿子委員 よろしくお願ひします。

○篠原敏宏委員 2つほどお願ひします。226ページの商工団体活動支援事業の中で、さっき松本山雅に触れた分があったと思うんですが、山雅に関するプロモーションというというか、市としての支援。これはこの予算書の中でどこどこどこを見れば何が出ているかっていうことは、何かあれがありますか。ここだけでは多分ないんじゃないかなと。

○委員長 済みません、今回の予算に関して山雅等へのシャトルバスほか支援全体的な答弁をお願いします。

○産業政策課長 松本山雅に関する部分でございますけれども、今委員申し上げられた松本山雅フェスティバル、こちらですけれども、この事業、商工会議所が本年度まで3年間、県の元気づくり支援金を活用して行っていた事業でございます。県外から多くのサッカーのプレイヤーが来まして、その保護者も来て、ブドウ狩りなんかもして、非常にいい事業ということで、市のほうでそれを受け継いで実施をすることにしております。それが松本山雅に関する、こちら産業政策課のほうで計上する事業でございますし、よろしいですか。あとは、観光のほうで塩尻駅とアルウィンを結ぶシャトルバスの運行費用、こちらのほうを計上してございます。

○委員長 よろしいですか、答弁のほう。

○篠原敏宏委員 予算的にはその2つの科目っていうように理解をしてよろしいですか。パブリックビューイングなんかをやっている、ここに対して市がどのような関与をされているか。お金のあるいは人的、それはいかがですか。

○産業政策課長 パブリックビューイングは街づくりしおじり街元気カンパニーがやっておりますが、これは街カンのほうで上げた収益を使って、あと参加費も徴収しながらやっている事業で、そちらに市に対する補助は出てございません。

○篠原敏宏委員 わかっています。塩尻市としてどのような。市長が現場に行って応援しているってのは報道等でよく出るのでわかるんですが、やっぱり市を上げて、これはやっぱり支援自治体ということになってますので、PR効果、山賊焼きのPRなんかもそうですが、ともすれば、やっぱりやればやるほど松本、松本とは競り合わないってことをこないだの本会議で市長は言われていて、ある意味そういうもんだと思うことは理解するが、一方やはり宣伝の仕方だとかプロモーションの仕方はもう少し工夫の余地があって、塩尻市っていうものを出していく一つのチャンスですので、ぜひちょっとトータルで、どこを見れば、市民からも塩尻市が何をどこでどういふことをやっているということがわかるような仕組み、取り組みをぜひやっていただきたい。これは要望にさせていただきます。

○委員長 要望をお願いします。他に。

○篠原敏宏委員 もう一点。関連で。

○委員長 ちょっと先に柴田委員。

○柴田博委員 済みません。232ページの関係で、みどり湖のヘラブナ釣りの関係ですけど、これはいつごろから再開できるようになるかというのが、もしわかれば。

○ブランド観光課長 31年を予定しております。

○柴田博委員 来年からという。済みません。それで新年度で1,500キロ、フナを放流するということですけど、これは何年か続けるわけですか。それとも一回放流すればあとは自然にふえていくわけ。

○ブランド観光課長 1,500キロは30年、31年の2年続けて。それ以後は500キロぐらいを予定しております。

○柴田博委員 毎年。

○ブランド観光課長 約500キロはずっと今まで継続して毎年入れている分でございます。

○委員長 いいですか。

○篠原敏宏委員 ワインの振興にまた戻って済みませんが、28ページの地域産品ブランドのところに出てきていたことですが、メルローサミット、これの概要を教えてくださいませんか。

○ブランド観光課長 担当係長から説明します。

○ブランド推進係長 ブランド観光課百瀬です。メルローサミットの概要ですが、メルローサミット市制施行60周年記念に合わせまして、31年10月19日、20日の土日にレザンホールのほうで行うように計画しております。来年度30年度につきましては、実行委員会の設立や実施計画の策定なども考えております。以上です。

○篠原敏宏委員 済みません、実施予定日、もう一度、今ちょっと。

○ブランド推進係長 平成31年10月19日土曜日、20日日曜日になります。以上です。

○篠原敏宏委員 現時点でわかる話で結構なんですけど、サミットっていうからには市長が集まる、あるいは関係者のトップが集まるそういった会合になって、PR効果はもちろんあると思うし、メルローに着目するってのはとてもいいと思います。そういうことの中で、そこら辺の構想、わかる範囲で結構ですが、お願いします。

○ブランド観光課長 ただいま委員がおっしゃられましたように、全国のメルローを生産している関係者を集めて日本のメルローを牽引しております塩尻市に集まっていただくことで、日本のメルローの地位の拡大、それから塩尻のメルロー産地、ワイン産地ということのブランド力を高めていくそういった目的で開催してまいります。

○篠原敏宏委員 はい、現時点はそれでいいです。

○委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

済みません、私から。226ページの創業支援事業でクラウドファンディングの支援事業負担金って書いてある。ことし予算削ってありましたけど。クラウドファンディングで、わざわざ補助金に出さなきゃいけない理由、いわゆる私たちの感覚だとインターネットでぱっとできるような感じなんで、そうじゃなくて一般からお金を市中を経ずに集めるのに負担金がそんなにいるのかなっていうそんな質問を。去年の予算もついていたので、同じ質問になるかと思いますが、ちょっと説明をお願いします。

○産業政策課長 この創業支援事業内のクラウドファンディングの支援事業負担金でございますけれども、今、資金調達、企業の方々いろいろな調達方法がありますが、クラウドファンディングを活用してお金を集めるという手法もだんだん伸びてきております。そういった中で、実はクラウドファンディングなんですけれども、組成

手数料、クラウドファンディングをやるのに50万円とか組成手数料がかかるクラウドファンディングもごさいます。そういったものに対して、キャンプファイヤーという事業者が行う投資的なクラウドファンディングは組成するとそれぐらいの手数料がかかります。そういったものを活用してクラウドファンディングで資金を調達した場合にその組成手数料を半分補助すると、そういう制度で予算計上しております。200万円、29年度は当初予算で計上しておりましたけれども、ちょっと実績が、当初大きくそれを使いながらワイナリーの設立に向けた動きがあったんですけども、資金調達が整ったということで、クラウドファンディングを使わずに、いにしへの里の葡萄酒でございませうけれども、ワイナリーを開設することができまして、予算の見込みが、実績大分落ちたので、ことに限っては半額の100万円ということで計上をさせていただきます。以上です。

○委員長 ありがとうございます。もう一個済みません。その下の話で恐縮なんですけど、さっきからワインの海外展開って話が出ておりますけど、試飲すればいいワインだっていうのは誰も言うてくれるんですけど、地理的表示を取らないと、結局行っても三流ワインの扱いに海外では、特にヨーロッパとかはなってしまうと思うんですけど。その辺、ちょっと担当課それぞれ分かれると思いますが、市内のワイナリーはそんなに乗り気じゃなくても、行政としてはやってくつてというのが、山梨も甲州で地理的表示を取ったりしてやっているんですけど、どうですか。

○産業政策課長 地理的表示、今、大きな、ワイナリーの中でも課題、話題になっております。県のレベルで見ますと、原産地呼称管理制度を持っておりまして、あの制度で地理的表示ということで代用ができていますか、なんですけども。やっぱりGIの制度ですと、いわゆる業界団体が全部参加をしていかなければならぬとか、官能の審査、山梨取ってるんですけど、山梨もワイン組合の皆さんが一致団結してGIをやっているようなところもありますので、そういったところのようすも見ながら検討はしていかなければならないと思っております。特に地理的表示とラベル表示の厳格化というのがこの10月から始まっていきます。ある程度、本年10月のラベル表示の厳格化の中でいわゆる塩尻産のブドウを使った塩尻市のワイン、日本ワインというものの認知度も向上していくのではないかとそのように考えております。以上です。

○委員長 ちなみにワイン法ができた後、県とか信大の今の経済学部の学部長さんとかとお話ししても、やっぱり外へ行って売る価値が地理的表示を取らないと勝負にならないって話なんで、引き続き検討していただきたいと思えます。

ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 いいですかね。10分間休憩をします。

午後3時40分 休憩

午後3時47分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。次に進みます。8款土木費（4項都市計画費7目交通安全対策費、8目輸送対策費及び5項住宅費1目住宅企画費のうち空き家対策事業を除く）、11款災害復旧費を議題といたします。説明を求めます。

○建設課長 それでは失礼して着座にて説明をさせていただきます。それでは予算書の235ページ、236ペ

ージをお開きください。8款土木費1項土木管理費1目土木総務費から説明をさせていただきます。説明欄の上から4つ目、一番下になりますが白丸、統合型GIS共有空間データ作成事業でございますが、適正な地図情報の提供により、市民、各企業等へのサービスの向上を図るため基盤図2、500分の1、100図面のうちの7図郭、1万分の1、9図面のうちの2図郭の修正を行うものでございます。30年度におきましては、片丘、洗馬地区の地図情報の更新とシステムのバージョンアップと保守点検を行う予定でございます。

1枚おめくりいただきまして、237ページ、238ページをお開きください。2項道路橋梁費1目道路橋梁総務費をごらんください。2つ目の白丸、道路橋梁事業諸経費の1つ目の黒ポツ、長野県有料道路通行券購入費でございますが、3路線、三才山トンネル、新和田トンネル、平井寺トンネルの各60セット分を購入するものでございます。また、2つ目の黒ポツ、県道路整備規制同盟会負担金以下の黒ポツでございますが、事務局を持っている加盟団体12団体への負担金でございます。

次に2目道路維持費をお願いいたします。1つ目の白丸、道路維持改良事業でございますが、上から8つ目の黒ポツ、清掃委託料につきましては、市道の除草、清掃また浸透ますの清掃を行わせていただくものでございます。次の黒ポツ、街路樹剪定等委託料につきましては、こちらは主に市道高校北通線を中心に剪定等を行わせていただくものでございます。その下の市道維持保守作業委託料でございますが、主に道路パトロールを委託として市内の建設業協会に委託するものでございます。その下の測量設計調査委託料でございますが、こちらから贅川観音寺人道橋実施設計の委託料を計上させていただいてあるものでございます。次に重機借上料でございますが、道路の土砂撤去等の重機の借り上げを行わせていただくものでございます。次にその下、LED照明使用料でございます。こちらにつきましては、昨年度市内にあります街路灯のLED化の設置状況の調査とLEDの交換工事を実施させていただきました。LED照明使用料は交換しました照明器具の賃借料でございます。10年間の借用をさせていただき、その後帰属をするものでございます。市内の道路照明のLEDのメンテナンスを含む使用料でございますが、10年間の債務負担行為としまして420万3,000円となっております。10年分の金額でございます。よろしいですかね。その下の維持改良工事でございます。こちらにつきましては、地元要望事業に対応させていただくものでございます。その下の黒ポツ、補修用資材につきましては、道路補修の合材等の購入を行うものでございます。

1枚おめくりいただきまして、239ページ、240ページ、1つ目の白丸、除雪対策事業でございます。5つ目の黒ポツ、備品購入費につきましては、凍結防止剤散布機の購入1台を予定しているものでございます。その2つ下の黒ポツ、除雪オペレーター育成支援補助金でございますが、こちらは新たに設けさせていただきました補助金でございます。降雪時における除雪作業につきましては、積雪の状況にもよりますが長期での対応も余儀なくされ、オペレーターの負担も大きくなっているところでございます。冬季間の道路交通及び市民の安全安心な生活環境の確保、高齢化が進む除雪オペレーターの若年層の育成支援を図るため、資格取得に対し補助金を交付させていただくものです。対象者といたしまして、市内に本社を有する業者で塩尻市と災害協定を締結する業者に雇用または雇用が見込まれ40歳未満である者に対し、免許取得経費の2分の1で5万円を限度として補助をさせていただくものでございます。

その下の白丸、道路維持補修事業でございますが、こちらにつきましては、2つ目の黒ポツ、維持応急工事として緊急箇所への対応を行うものでございます。

次にその下の白丸、交通安全施設整備事業でございますが、1つ目の黒ポツ、交通安全施設設置工事につきましては、カーブミラー、ガードレール、区画線を設置するものでございます。また次の黒ポツ、通学路安全対策工事でございますが、こちらは社会資本整備総合交付金事業を活用しながら、通学路の合同安全点検を実施した小中学校を対象として行っていくものでございます。

次の白丸、排水路整備事業につきましては、大雨等に対応するための排水路の整備でございます。まだまだ市内には排水路を必要とする場所がございます。計画的な排水計画も考慮し、整備をしまいたいと考えております。

引き続き、3目道路新設改良費でございますが、こちらにつきましては、予算説明資料の29ページをお開きください。こちらは補助また起債、市の単独、合わせて計上をさせていただいております。国の補助事業につきましては、社会資本整備総合交付金事業を活用して行っているものでございます。まず1つ目の白丸で生活道路整備事業でございます。29ページをお開きいただければと思いますが、地区要望として舗装改良、維持改良、区長要望の生活道路整備の調査、用地の確保、工事を行うものでございます。またその下、奈良井地区の踏切新設工事といたしまして、東側のスロープの築造に着手を今現在しております。引き続き30年度、西側のスロープまたJR内の工事の委託を行って、本山地籍にあります中山道踏切の撤去にも着手するという計上をさせていただいております。その下、上下水道舗装復旧事業、こちらにつきましては、上下水道の工事が終了した場所において、さらに傷んだ道路の復旧をさせていただく事業でございます。現在20路線を計画してございます。

引き続きまして、予算書の240ページの次の白丸、幹線道路整備事業でございますが、予算説明資料の30ページの上段を見ていただければと思います。中身でございますが、継続事業1路線となっておりますが、1つ目、上り側道南熊井長畝線でございます。こちらにつきましては、国道20号から山麓線への取り付け部分70メートルを今回計画しているものでございます。その下、齒科大東交差点改良でございますが、こちらは実施設計等を行いまして建物、工作物の調査まで進めてまいりたいと考えております。またその下の、緑ヶ丘交差点改良事業につきましては、右折レーン設置に伴う実施設計、用地測量まで実施してまいりたいと考えているところでございます。スムーズな交通の確保と安全安心を図れるような事業の推進を図りたいと考えているところでございます。続きまして、塩尻町交差点でございますが、こちらにつきましては、国道153号線との市道町区火葬場線との交差点の解消、今現在クランクになっておりますが、そちらの解消ということで、そちら実施設計まで行う予定でございます。さらに高校北線右折レーン設置事業でございますが、こちらは新体育館への車両のスムーズな誘導を図るためのものでございまして、スポーツ公園側から立体を通りまして、そこからの右折レーンを設置するというものでございます。続きまして、その下の国道19号関連、櫛川診療所交差点改良事業でございます。こちらにつきましては、飯田国道事務所において、櫛川診療所交差点に右折レーン設置と合わせまして排水路整備を行うことに伴いまして行う事業でございます。排水路につきましては、櫛川屋内運動場の北側の歩道敷内に設置し、最終的にはちょうど奈良井川の手前にあります既設ですがございます、そちらまでの接続となっております。市としましては、その最終ますの改修工事ということで計画をしているものでございます。

予算書につきましては、1枚おめくりいただきまして、241、242ページ。また予算説明資料の下の部分を見ていただければと思います。30ページでございます。1つ目の白丸、歩道整備事業でございますが、こち

ら3つの事業全て継続事業となっております。君石野村線につきましては丘中学校の東側の部分の歩道整備でございます。下西条町区線につきましては、塩尻町の一本木公園から国道153号線までの宅地の市道でございます。八幡池東線、こちらにつきましては、エプソンが今現在工事をしておりますが、その南側の道路でございます。延長140メートルということでございます。そちらの事業を進めてまいりたいということでございます。

続きまして、その下の白丸、道路施設長寿命化改修事業でございます。予算説明資料につきましては、1ページおめくりいただきまして31ページをごらんいただきたいと思います。こちら、社会資本整備総合交付金事業を活用し、道路法による法定点検として橋梁点検を行い、橋梁長寿命化計画に基づく橋梁保守、道路個別施設計画に基づく主要幹線の舗装改良を行うものでございます。こちらにつきましては、1つ目、南熊井郷原線につきましては、齒科大から緑ヶ丘の交差点にくる南熊井郷原線、少しずつ舗装の修繕を行っているものでございます。継続して行ってまいります。またその下、角前1号線でございますが、久里巾から丘中側にくる角前の工業団地のほうに下っていったところから東側の部分を今現在計画をしてございます。これは新規で上げていきたいという中身でございます。続きまして橋梁長寿命化、旭橋、こちらでございますが、平沢にございます奈良井川にかかる橋でございます。本年に引き続き1年度継続で実施してまいります。橋梁長寿命化の明神平橋、こちらでございますが、20号線から、東山からきまして高速道路を渡りまして右に入っていく山麓線に入りまして1つ目の高速をまたぐ橋梁が明神平橋となっております。そちらの補修設計から、橋面の下の補修の修繕を行わせていただくものでございます。なお橋梁点検につきましては、引き続き職員により自前での法定点検を実施して、平成30年第1期の点検を全て終了させる予定で今計画をしてございます。

続きまして、その下、予算書241、242ページの3項河川費1目河川維持費をごらんいただきたいと思います。一番上の白丸、河川改修事業諸経費でございますが、事務局が持っております加盟団体への負担金となっております。その下の白丸、河川改修事業、2つ目の河川改修工事200万円でございますが、こちらにつきましては、現在、普通河川の上西条権現川護岸の改修を考えているところでございます。

一番下の白丸、河川維持諸経費でございますが、2つ目の黒ポツ、河川公園管理委託料につきましては、奈良井川リバーサイドパーク堅石、親水護岸6カ所の維持管理委託料となっております。その下の河川環境整備工事でございますが、普通河川の河床整備を考えております。私のほうからは以上でございます。

○都市計画課長 予算書243、244ページをお開きください。恐縮ですが着座にてそのままさせていただきます。それでは4項都市計画費1目都市計画総務費、2つ目の白丸、都市計画総務事務諸経費でございます。最初の黒ポツ、都市計画審議会委員報酬15人分につきましては、4回の審議会開催において広丘東通線及び高原通線の変更、塩尻駅北地区地区計画の変更、立地適正化計画に係る協議等を予定しております。

○都市計画課長 予算書243、244ページをお開きください。4項都市計画費1目都市計画総務費2つ目の白丸、都市計画総務事務諸経費でございます。最初の黒ポツ、都市計画審議会委員報酬15人分につきましては、4回の審議会開催において、広丘東通り線及び高原通り線の変更、塩尻駅北地区地区計画の変更、立地適正化計画にかかる協議等を予定しております。

次の白丸、都市緑化推進事業、3つ目の黒ポツ、開発緑地整備委託料152万5,000円につきましては、緑地の樹木の剪定、あるいは伐採等を行うものでございます。5つ目の黒ポツ、危険遊具改修等工事200万円でございますが、今後地元と相談しながら危険遊具等の改修または撤去等を行うものでございます。次の黒ポツ、

苗木代77万円につきましては、出生記念樹及び新築記念樹等の配布を行うものでございます。

ページをおめくりいただき、予算書245、246ページをお願いします。最初の白丸、立地適正化計画策定事業700万円につきましては、説明資料の32ページをあわせてごらんください。立地的適正化計画につきましては、3月5日の全員協議会において説明申し上げておりますが、30年度は誘導施策、目標値等を定めるとともに、地区別説明会等の実施に当たり業務委託を行うものでございます。県内の状況でございますが、19市中13市が策定に向けて取り組んでおり、うち3市が策定を済ませておるという状況でございます。

次の白丸、全国都市緑化フェア事業、黒ポツ、緑化フェア開催負担金2,705万4,000円につきましては、説明資料38ページをあわせてごらんいただきたいと思っております。緑化フェアにつきましては、都市緑化に関する意識高揚や知識普及を図るために、またさまざまな波及効果が得られるよう、長野県及び中信4市が平成31年度の開催に向け、現在実施計画の策定を行っており、4月21日の実行委員会において事業計画、予算等が承認される見込みでございます。平成30年度は開催前年であり、会場計画に基づく会場建設、植物調達、広報宣伝計画に基づくキャンペーン活動等を行うものでございます。また、本市におきましては、小坂田公園をサテライト会場として、会場設営、修景等の準備を進めてまいります。実行委員会への負担金の算出につきましては、原則として県と市が1対1、4市は均等割20%人口割80%で按分することとしております。

続きまして、2目公園管理費でございますが、白丸公園等管理諸経費につきましては、小坂田公園等市内32の都市公園、及び檜川地区公園条例に基づく5公園の管理を行うものでございます。下から9つ目の公園管理委託料2,093万7,000円につきましては、街区公園等の除草、清掃、剪定や、小坂田公園の有料公園施設の管理等を行うものであります。一番下の備品購入費164万2,000円につきましては、年次的に更新しているゴーカート等の購入でございます。

続きまして白丸、公園施設長寿命化改修事業でございますが、資料38ページをあわせてごらんください。都市公園長寿命化計画は、平成25年に策定され、交付金事業の対象となる遊具の更新等を実施してまいりましたが、遊具の修繕や遊具以外の公園施設につきましても、予算の範囲内で年次的に進めていくものでございます。

続きまして、3目都市計画道路費でございますが、白丸、都市計画道路整備事業につきましては、ページをおめくりいただき2つ目の黒ポツ、測量設計調査委託料として520万円を計上させていただいております。これにつきましては、広丘東通り線110メートルにかかる測量設計業務、及び高原通り線350メートルにかかる現況測量業務を委託するものであります。

次に、4目駅施設維持費、白丸、駅舎等維持管理諸経費、一番下の黒ポツ、エレベーター保守点検委託料223万円でございますが、塩尻駅に2基、広丘駅に2基、計4基のエレベーターの保守管理を委託するものでございます。

○まちづくり推進課長 着座で失礼いたします。続きまして、5目区画整理事業費につきまして御説明申し上げます。あわせて予算説明資料33ページをごらんください。

白丸、塩尻駅北土地区画整理事業1億4,379万3,000円は、塩尻駅北地区の区画整理事業を推進する経費でございます。主な内容につきましては、3つ目のポツ、工事請負費3,740万円は、地区内の幅員9メートルの主要幹線道路、220メートルの道路築造費でございます。次に4つ目のポツ、区画整理事業補助金5,880万円は、組合が施工する調整池の築造費及び6メートル以下の道路舗装802メートルにかかる経費に対

し、塩尻市土地区画整理事業助成要綱により補助金を交付するものでございます。次に5つ目のポツ、公共施設管理者負担金4,750万円は、市が整備します地区内の幅員9メートルの主要幹線道路の用地費を、先ほどと同様の助成要綱によりまして負担金として交付するものでございます。

次に白丸、土地利用促進事業1,004万3,000円につきましては、野村桔梗ヶ原地区の区画整理事業の実施に向け必要な業務を行う経費でございます。主な内容につきまして、3つ目のポツ、区画整理事業計画策定委託料1,000万円は、組合設立認可に向けた事業計画等の作成を委託する経費でございます。

続きまして、6目市街地活性化事業につきまして御説明いたします。白丸、市街地活性化事業106万5,000円は、事業執行に必要な経常経費でございます。主な内容につきまして、6つ目のポツ、交通量調査委託料14万8,000円は、中心市街地と広丘駅周辺において、1年の9月と2月の年2回、継続的に実施しております自転車、歩行者の交通量を委託するものでございます。

次に、予算書249ページ、250ページをお願いいたします。白丸、ウィングロード管理事業6,495万4,000円は、平成22年に市が取得しましたウィングロードビルの維持管理費にかかる経費を計上したものでございます。主な内容につきまして、1つ目のポツ、ウィングロード管理業務委託料762万円は、振興公社にビルの管理運営を委託するものでございます。次に2つ目のポツ、割賦負担金4,128万4,000円は、平成22年度に振興公社が行いました大規模改修工事にかかった費用1,236万円と、昨年度同じく振興公社で行いました空調設備改修工事にかかった費用2,892万4,000円を合わせた金額で、いずれも10年分割で負担金を支払っている経費でございます。次に4つ目のポツ、ウィングロード設備改修負担金1,500万円は、築26年が経過し老朽化が進んでおります建物の維持修繕工事を行う費用を、負担金として振興公社に支出するものでございます。平成30年度は防火シャッターの修繕工事、和便器の洋式化、汚水ポンプの交換、非常用誘導灯の器具の交換などの工事を予定しております。

次に白丸、広丘駅東口駐車場事業408万9,000円は、パークアンドライド駐車場として広丘駅東口に設置しております駐車場の維持管理経費でございます。主な内容につきまして、5つ目のポツ、駐車場管理業務委託280万8,000円は、精算機の保守点検、料金の回収、24時間での異常時の対応などの業務を委託する経費でございます。

次に白丸、北部交流センター整備事業8億8,101万4,000円について御説明いたします。あわせて予算説明資料33ページをごらんください。本事業は御承知のとおり、市北部地域の交流や文化の創造の拠点として、行政機能、子育て支援機能、公民館機能、図書館機能を備えた施設を整備し、地域コミュニティの活性化を図るため、平成27年度から進めている事業でございます。主な内容につきまして、1つ目のポツ、検討委員会報酬12万1,000円は、施設の愛称決定やオープン後の管理運営等について、検討委員会を4回開催する委員報酬でございます。次に2つ目のポツ、愛称募集謝礼4万5,000円は、募集要項で定めています、最優秀賞、優秀賞の賞金等を計上したものでございます。次に5つ目のポツ、管理委託料1,890万円は、建築工事にかかる工事管理の委託費でございます。次に6つ目のポツ、北部交流センター整備工事8億6,035万円は、建築、機械設備、電気設備、及び外構の工事費を計上したものでございます。主な財源としましては、社会資本整備総合交付金及び地方債となっております。

次に白丸、まちなか居住推進事業につきまして御説明いたします。あわせて予算説明資料33ページをごらん

ください。この事業は、中心市街地において、まちの更新と居住人口の増加を図るために民間事業者が行います再開発事業を、国、市の補助金制度により支出するものであります。1つ目のポツ、優良建築物等整備事業補助金4,200万円は、ウィングロード東側にあります下周辺の土地建物を集約し、民間で優良建築物等整備事業を行うもので、塩尻市市街地再開発事業等補助金交付要綱によりまして、調査設計計画に関する費用及び建物植被に関する費用の一部を補助金として交付するものです。なお計画は、平成30年度から2カ年にRC造の地上5階建て、延べ床面積865平米で、1階部分に店舗、2階から5階に12戸の賃貸住宅を整備することとなっております。済みません。予算説明資料のほうで33ページの一番下になりますけれども、全体事業費は30、31年度で3億8,500万円、補助対象事業費としまして1億4,400万円を見込んでおりまして、この2分の1が交付要綱上、補助になるということで、7,000万円の補助金を2年間で予定をしているところでございます。私からは以上でございます。

○都市計画課長 まず、先ほどの私の説明の中で説明資料のページが間違っておりました。32ページでしたので、訂正します。9目下水道事業費でございますが、下水道事業会計への繰出金として8億円を計上したものでございます。

○建設副事業部長 それでは引き続きまして、予算書253、254ページをお開きください。5項住宅費でございますが、こちらにつきましては、空き家対策事業を除いた部分につきまして御説明をさせていただきます。

1目住宅企画費でございますが、3つ目の白丸、住宅事務諸経費の5つ目の黒ポツの弁護士委託料でございますが、こちらにつきましては、長期滞納者の明け渡し訴訟の費用となっております。

また、一番下の建物購入費でございますが、雇用促進住宅の購入費でございます。平成31年度まで続く予定となっております。

その下の白丸、市営住宅管理維持補修費でございますが、市営住宅の管理運営を長野県住宅供給公社へ委託しております。その費用でございます。私のほうから以上でございます。

○都市計画課長 予算書255、256ページをお願いします。5目建築指導費でございますが、2つ目の白丸、耐震対策等事業につきましては、昭和56年以前に建築された木造住宅等の耐震診断の実施及び耐震対策工事に対する補助を行うもので、国2分の1、県4分の1の補助を受けて実施するものでございます。下から2つ目の黒ポツ、耐震診断業務委託料704万円につきましては、木造住宅の耐震診断業務110件を見込んでおります。次の黒ポツ、耐震補強事業補助金970万円につきましては、木造住宅耐震対策工事補助9件ほかを予定しております。なお、国、県の制度改正にあわせ補助額の上限をこれまでの80万円から100万円に増額しております。

次の白丸、県産木材住宅普及促進事業1,200万円でございますが、補足資料を用意しましたので、お配りしてもよろしいでしょうか。

○委員長 これを認めます。

○都市計画課長 それではお願いします。目的でございますが、県産木材の利用促進に加え、子育て世帯への支援や移住定住の促進にも寄与するものでございます。補助対象は、自己の居住用住宅を新築する者または耐震改修促進事業にあわせてリフォームする者いたします。補助内容ですが、新築工事に対しては下の表において左側、基本基準1から7の全てに適合する場合に、100万円を補助するものでございます。選択基準につきまし

ては、①から⑧のいずれかに該当する場合は50万円を上限に、それぞれの加算額の合計を補助するものでございます。④については、子育て世帯の支援を。⑤については、子育てしやすい環境や介護しやすい環境の向上。⑥については、移住者、移住定住の促進。⑧については、市内業者の育成あるいは支援を行うものでございます。裏面をお願いします。リフォーム工事に対しては、県産木材の使用量に応じて、上限30万円の補助を行うものでございます。補助期間でございますが、2022年度までの5カ年を予定しており、時限措置としております。

一番下、最後に名称でございますが、要綱上は県産木材普及促進事業補助金となりますが、今後のパブリシティにおきましては、しおじり・あつたか・き・づかいの家補助金として、周知、PRを行うこととしたいと思っております。私からは以上です。

○**農村整備担当課長** 済みません、続きまして、11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費1目農業施設災害復旧費、予算書の325ページ、326ページをお願いいたします。326ページ一番上の白丸、市単農業災害施設復旧費50万5,000円でございます。農業施設に災害が発生した際に迅速に対応できるよう、応急対策費として計上するものであります。以上です。

○**森林課長** 続きまして、2目林業施設災害復旧費でございます。市単林業施設災害復旧費21万3,000円につきましては、災害発生時における応急工事費、資材の現物支給費等を芽出しとして計上するものでございます。

○**建設課長** 続きまして、2項土木施設災害復旧費1目土木施設災害復旧費の白丸、市単土木施設災害復旧でございますが、同じく芽出し事業となっております。また一点、補足をさせていただきます。先ほど説明した中におきまして、予算説明資料31ページ、お願いしたいと思います。31ページ、道路施設長寿命化改修事業でございますが、一番下の橋梁長寿命化、明神平橋におきまして、先ほど補修等行っていくということでございましたが、さらにつけ加えさせていただきます。今、JH、高速道路の関係につきましては、20橋、現在橋梁がついている状態となっております。その中において、明神平橋において、もし迂回して1橋でも落橋できればということで、30年度ちょっと調査に入りたいということを考えてございます。以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○**委員長** それでは、説明をいただきました土木費及び災害復旧費に関して、委員より質問、御意見等ございますか。じゃあ私から。広丘駅の東口の駐車場利用台数、実績、説明があったかもしれないのですが、ちょっとわかれば。

○**まちづくり推進課長** 赤津係長のほうから、数字ありますので説明させてよろしいでしょうか。

○**市街地活性化係長** 市街地活性化係の赤津です。お願いいたします。広丘駅東口の駐車場であります。28年度と29年度を比較しまして、まず2月までの比較でございます。28年度の無料台数につきましては、28年度2月までは3,866台、それから29年度につきましては4,021台、増減率につきましては104%となっております。有料台数につきましては、28年度は2万2,672台、29年度の有料台数につきましては2万3,986台、増減率につきましては106%。トータル、計でございます。28年度につきましては1万4,229台、29年度は1万5,550台。増減率につきましては、109%となっております。

○**委員長** ありがとうございます。

○**永井泰仁委員** 広丘駅の東駐車場は、ほんとに満タンでいい状態ですが、どうも私がこういうことを言うとも

た誤解されちゃいけないですが、料金設定を少し高くしてもいいんじゃないか。ということはね、ほかのところと比べたときに、割と単価的にも安いものですから、3年に1回くらい見直しとかあると思うのですが、それでやったほうが、ずっとあそこにとめても、そんなにたいした金額じゃなくて、月極の駐車場を借りた人と比べても。そんなことで、ほとんど毎日満車に近い状態だものですから、また見直しのときにね、私は値上げしろとは言えませんが、市のほうの判断で少しあの周辺の様子を見て、判断してほしいと思いますが。これは要望にしておきます。

○**委員長** 関連で。平田の駅の駐車場料金は、50円高いままで今維持しているのですよね。確か250円で平田の駅が。広丘は300円のままで。

○**まちづくり推進課長** 済みません。平田の駅の関係は、27年度の段階では250円ということで確認をしているのですけれども、ちょっと現在の段階では調べておりませんので、いずれにしましても今、見直しといったような御意見が出ましたので、今年で27、28、29ということで3年たちますので、利用者やそういった方たちのお話を少し吸い上げる中で、金額のほうは30年度で検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○**委員長** 歳入を見ると、市のほうに300万円ぐらいプラスで入るようですので、時間の面で対応、料金は値上げというか、上手にやってほしいと思います。ほかにございますか。

○**永井泰仁委員** 予算には直接っていうか、あまり関係ないのですが、この240ページの生活道路整備事業の中で、いろいろちょっと道路のことについて聞きたいのですが。まず、道路占用の関係ですが、今度都市ガスやなんか引いたりとかということの中で、その施工をする事業者が占用料がけっこう高いと。それに比べて水道の場合は無料だけれども、この辺は何かかなりませんかということですが、基本的にはどういう考え方で徴収していますか。

○**建設課長** 道路の占有につきましては、道路法32条におきまして、工作物、物件、または施設を設け継続して道路を使用する場合については、道路管理者の許可を受けなければならない、となっております。さらに、道路法39条。占用料の徴収につきましては、道路管理者である地方公共団体の条例において定めるという形となっております。そちらについて、市の道路占用料徴収条例というのがございまして、その中で定めております。免除規定等につきましては内規で定めてございしますが、塩尻市上下水道の事業にかかわるものにつきましては、またその他公営企業の事業にかかわるものにつきましては、減免という形をとらせていただいております。また、電気、電話等につきましては占用料をいただいておりますので、同じくガス管につきましても占用料をいただく予定でございします。

○**永井泰仁委員** 上下水道は、そういう点では恵まれているということかもしれませんが。それに付随して今回のこの吉田地区へ持って行く、エプソンまでの附帯的な配管が工事が終わったようですが、今度その道路の本復旧の関係なのですが、例えば配管がちょうど道路の真ん中なら、必要幅をカッターで切って、本復旧は両サイド30センチメートルずつで切ってそこを復旧するだと思いが、例えばそれが真ん中じゃなくて路肩のほうに、端のほうに偏った場合に、舗装で必要幅切って、両方30センチメートルでもってやった場合には、路肩が残りが片側だったら30センチメートルしか残らないっていうような、そういうことになった場合に、そういった時の道路復旧っていうのは、これはあれですか、例えば水道なら水道事業管理者の判断か、あるいは道路管理者のほ

うの判断なのか。あるいは両方の部でそういうのは調整して、運用するのか、その辺の考え方はどうですか。

○建設課長 なかなか難しい部分があると思っております。原則としまして、最終的には道路管理者の指示で復旧という形が正解でございますが、ただ、どこに埋設するかにつきましては、地下の埋設状況によりまして、センターであったりサイドであったり、いろいろするかと思います。ただ、その復旧につきましては、状況を見ながら、半面復旧等の指示をさせていただくということもありますし、また通常は一般的に3年間は掘削制限、指導をかけさせていただいております。そのような中で、掘削する場合が生じたときにつきましては、歩道であった場合については全面復旧というような形も視野に入れて負担をしていただくということもあろうかと思っております。

○永井泰仁委員 一般市民から見ると、ある程度仮復旧でこうなっているけれども本復旧の時に、例えば道路のセンターから半分くらいは覆われてきれいにぎゅーとするとか、そういうふうな仕上げ方をしないと、何かやりっ放しじゃあないかという感じに捉える部分が出るし。それから、今回野村のところから吉田まで持つていくに、これを見ると一応5,000万円もそれぞれの形で道路復旧に充てるようですが、私は5,000万円じゃちょっと少ないじゃないかというような感じをしているのですが、この辺の判断はどうですか。よく両方の部長で調整したか、課長同士で調整しているか。どんな判断でこの金額にしましたか。

○建設課長 判断といいますか、なかなか難しいところがございますが。毎年上下水道におきましても、地区内の道路につきまして、傷んだところ全部復旧というような形での予算措置がされておると思っております。そのような箇所につきまして、今回の5,000万と考えておりますが、現在も凍結状態において、だいぶ舗装も傷んできているという状況の中で、できるだけ早く復旧したい、また掘削に対しまして、そういったところ考慮する中で、掘削された場所についての両側の道路状態も含めて、路盤からの改修ということも検討に入れながら、下水道課、上水道課と合わせる中で、検討してまいりたいと考えております。

○永井泰仁委員 型通りの答弁でということかもしれませんが。現実的にはっきり言うと、一般会計の予算を人口ベースで割ると、松本市は一人につきこんでいるのが36万円、それから塩尻市がほしい40万円なのですよね。それから見ると、ある意味少し一般会計を助けてやるような形で、水道事業のほうも、敷設したところの復旧とか、それから吉田の道西の地区センターのほうも2年間、ポリエチレン管で数百メートル出るもので、本復旧とかその辺は水道のほうも少しそういう形の出費なら問題ないと思うので、また応援を少ししてやって、エプソンについては部長よく頑張ってくれて、一時金でウン億円をもらったものですから、これから先使う水道の量でもらうよりも先に、ある程度の固まった金額もらったから、これは大正解だというふうに私またこの辺については高く評価しているところですが。今後そういう形の中で、一般会計ベースもだいぶ苦しくなっているものですから、道路管理者、水道利用管理者も両方最終的には市長になるわけですから、両方の部で融通をきかせながら少しやってほしいし、それからマンホールの。

○委員長 大変申しわけないのですが、きょう5時くらいで終わらせたいので、ちょっと手短かにお願いします。

○永井泰仁委員 マンホールの周りのところもだいぶグレーダーとか重機でやって、ぼこんとふただけ上がっている感じのところもふえてきたものですから、よくそこんところ双方で連絡してやってほしいと、これは要望ですが、お願いします。

○委員長 はい、要望でよろしくをお願いします。

○副委員長 説明資料の30ページをお願いいたします。幹線道路整備事業の中の上から2行目の仮称歯科大

東交差点改良事業、今年度予備設計を行っておりますが、来年度以降本格的になるとは思いますけど、現時点でどんな方向が出ているのか、説明できる部分があれば、お話をいただければと思います。

○建設課長 齒科大東交差点の改良事業につきましては、一番の最重要箇所ということで位置づけて今、仕事をしております。その中において、公安協議が下協議でございますが済んでいる状態でございます、その中で交差点、今、変則七差路をできるだけ四差路に持っていきたいということで、取り付け道路の位置等について行っているところでございます。

最終的な絵面等までは今現在では出せませんが、できるだけ早期に地元への提出も考えてまいりたいと思っております。周辺において、やはり住宅なり補償の関係、該当になる場合もありますので、十分そこら辺踏まえながら協議してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○副委員長 地域にとっても非常に関心のある事業でありますので、よく地元と話をさせていただいて、地元の意見を聞きながら、方向づけをしていっていただきたいと思っております。ぜひそんなことで要望をさせていただきたいと思っております。

○委員長 よろしくお願ひいたします。

○篠原敏宏委員 説明資料の29ページの生活道路整備事業と予算書240ページのこの数字の関係と、この施工済みの部分がちょっと関連、数字がどうやってあるのか。30年度の予算額が生活道路整備継続分と奈良井の部分と上下水道と、これを足した分が予算額に合致するっていうふうに見るのですが、こっちの240ページの予算書のどことどことどこを足すと、どれになるかというのが、よくこの関連性がよくわからないですが、ちょっと説明をお願いをしたいと思っております。

○建設課長 担当の係長のほうより説明をさせていただきます。

○建設係長 建設課の係長をやっております、三村でございます。今、篠原委員から御質問がありました踏切の関係ですけども、一応あの取り付け歩道と踏切撤去ということで3,000万円なんですけれども。予算のほう、予算のページ、済みません、239ページ、240ページを見ていただくとあれなんですけれども、生活道路の7番目ですかね、工事委託料でございますが、1,157万円、これについてはJR東海への一応委託という形で1,157万円です。あと3,000万円から引いた分につきまして、あと奈良井の、先ほど課長が御説明しましたが、西側の奈良井宿側のほうの取り付けの歩道がその分、残りの分になります。以上でございます。

○篠原敏宏委員 もう一つその前の施工済み1億1,200万円の施工済みっていうのは、これは何、どこの何を施工済みに今なっているのか。進捗率が78.9%っていうふうになっていますが。

○建設係長 済みません、説明が足りなくて申しわけございません。30年度、1億1,200万円につきましては、踏切の関係、奈良井宿の踏切の中、JRに委託する分と、あとそれと。

○篠原敏宏委員 それは進捗率や施工済みに含めていいわけですか。

○建設課長 そこら辺につきましては、12月の押し迫ったときの補正ということでお願ひしたところございませぬけれど、JR東海との協定、債務負担という形で施工済みという形でやらさせていただいている部分でございます。

○篠原敏宏委員 債務負担をやった、それはもちろん知っていて、現場もありますので、これ、そうは言っても市民に対する説明資料ってなって、施工済みの中に債務負担工費の分が入っているっていうのは、ちょっとこれ

わかりづらいし、わかりづらいつて言うか、違うんじゃないですか。

○建設課長 あわせまして、繰り越しという形をとらせていただく中で、なっておりますが、施工済みという形で現場に目に見えない部分ではございますが、予算上こういう形となりますのでお願いします。

○篠原敏宏委員 わかりました。意味は、意味と現場との整合はよくわかって、そういうことだろうなということとは私もあれなのですが。これ、こういう表記でいいのですか。

○建設課長 いい。

○篠原敏宏委員 いいのですか。そうですか。わかりました。それ、ルールの問題なので、ちょっと違和感がありますけども。

○委員長 せっかくなので副市長。

○副市長 あくまで予算説明資料の段階でございますので、こういう表記をさせていただいてございます。したがって、現場の繰り越し事業でございますから、30年度に施工する。こういうことでございますので、よろしくをお願いします。

○委員長 ほかにございますか。篠原委員、いいですか。

○篠原敏宏委員 はい。

○委員長 納得していただいたということで。

○丸山寿子委員 246ページ、全国都市緑化フェア事業、資料のほうは32ページです。先ほどサテライト会場が小坂田公園という話でしたけど、会場設営と集計というふうに括弧で書いてあります。今の段階でわかっている内容をお願いします。

○都市計画課長 担当の係長のほうから説明申し上げます。

○計画係長 小坂田公園、全国都市緑化フェアの塩尻市のサテライト会場に予定しております。まだ、この4月に実行委員会を立ち上げまして、それから具体的な内容に精査していくところでございますけども、現段階でございますと、約9日間ほどのイベント。そのうち、土日に来に来ていただくような催しを行いまして、小坂田公園使いまして、例えば小学生のたね団子の植生です。たね団子って言うのですかね、たねを土に丸めて、はい、ものですとか。あと高校生による花壇の作成、それとあとこれからそれぞれの区のほうにお声かけするところございますけども、緑化フェアが終了した後も使えるような木育、木製のベンチの製作ですとか、あとプランターの製作の講習会、そういったものを今のところ計画しております。

○丸山寿子委員 せっかくやるので、なんか後でも記憶に残るようなところがあるといいなというのをちょっと思って質問をしました。あまり花の、何て言うのかな、観光的に見に行く場所っていうのも、あまり市内には知られたところっていうのは、きれいなところはいっぱいあるんですけど。なので、こういう緑化フェアの時に、何かそういったことは延長線上でできないものかなあというのはちょっと一つ思うところですけども。ここの担当課だけでどうかできるっていうものでもないかなとは思いますが。あと、大きな大がかりなことじゃなくて、今も木製のっていうような話はありましたけど、市民がみんながここのところに意識が行くようにということで、今ちょっとは出ていたんですけど、プランターで植えるとか、ハンギングバスケットみたいな、そういう講習会とかやったりですとか、気軽に参加できるような、そういったところもどこか、どこかの課とタイアップするなりして、そういった計画っていうのもまた、もし考えられたら考えていただけたらと思うんですけど。提案って

どうか、していただけたら、どうでしょうか、その辺。

○**計画係長** おっしゃるとおりだと思います。そんな中で市の花のスポットをなかなかコマーシャルする機会がないということをごさいますて、今、計画している段階でございませうけども、毎年やっておりますフォトコンテスト等がございませう。そんな中で緑化フェア賞といったものを設けたりしてですね、その中で作品を選び、またその作品を駅前ですとか官公庁に飾ることによって、来訪者の方にも塩尻市のよさを知っていただくと。そういったイベントを考えたりもしております。

○**丸山寿子委員** ぜひ市民が気軽に、少しのことでも参加できるような、巻き込めるようなこともまたお願いいたします。

○**委員長** ほかにございませうか。

○**篠原敏宏委員** 32ページの立地適正化計画、この予定について教えていただきたいですが、この適正化計画の29年度分の策定費750万円。これは素案を作ったところで完了ということによろしいですか。

○**都市計画課長** はい、素案までです。ですので、まだ途中という段階で、新年度も当初予算に要求していくというものでございませう。

○**篠原敏宏委員** わかりました。そうすると、今度はこの計画の本体が示されると。これはいつごろ予定されていませうか。

○**都市計画課長** 担当の係長から説明申し上げます。

○**計画係長** 立地適正化計画の今後の予定でございませうけども、おおむね本年の9月、8月ごろまでに、説明書にあります誘導施策の検討、目標値の関係、あと施策の達成状況に関する施行方法等をチーム内で話し合いました、そのできました資料をもとに、再度、地域の皆様に説明に上がります。その地域の皆様の意見をまた集約いたしまして、できる部分は計画の中で反映をさせていただきまして、計画のまとめを本年度いっぱい行います。最終的には31年度、早い段階で公表させていただきたいと考えております。以上です。

○**篠原敏宏委員** わかりました。もう一点。都市計画マスタープラン。これの書きかえってというのは、これと連動した形での作業っていうのは何か考えていませうでしょうか。

○**計画係長** 都市計画マスタープランにつきましては、直接立地適正計画と同時期に公表ということにはなりませんけども、その後、立地適正化計画ができました後に、また都市計画マスタープランの改正がございませう。これについては、今、行っています県のほうのマスタープランの改正に伴いまして改正を行う予定でございませうが、内容等につきましては、立地適正化計画で定めた目標ですとか、町づくりの方針を位置づける予定でおります。以上です。

○**篠原敏宏委員** わかりました。そのように進めるもんだなど、私も思っております。もう一点、まち・ひと・しごと総合戦略。これも前から言っていますが、これももっと大きな計画だと思うのですが、こちらの書きかえってというのが、これとの関係というともた議論が別だと思うのですが、これはあり得るわけによろしいでしょうか。交付金の関係で、国から示された3年間のこれが切れて、その後の計画っていうのがどんなふうによろしいでしょうか。

○**委員長** 篠原委員、関連性は、立地適正がどこに関連があると。予算、一応付託されていませうので。範囲内でお願ひいたします。

○**篠原敏宏委員** そうなると、聞く相手が違ってくるのかなと思ひますので。わかりました。それじゃあ、ここ

では結構です。

○委員長 ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、質疑を終結して、30年度予算に関して、委員より何かございますか。

よろしいですかね。それではないので、自由討議を割愛して討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので採決を行います。議案第23号平成30年度塩尻市一般会計予算中、当委員会に付託された部分については、議案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第23号平成30年度塩尻市一般会計予算中、当委員会に付託された部分については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

本日の審査はここまでとし、あす10時より開会をいたします。以上です。お疲れさまでした。

午後 4時55分 閉会

平成30年3月12日（月）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

産業建設委員会委員長 金子 勝寿 印